

西東京市第3次環境基本計画（案）

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の経緯	1
2 背景	1
3 本計画のポイント	3
4 本計画とSDGsとのかかわりについて	4
5 計画の位置づけ	5
6 計画の期間	6
7 計画の対象範囲	6
8 計画の主体と各主体の役割	7
9 計画の構成	8
第2章 本市が目指す環境未来像	9
1 基本理念	9
2 本市の概況	10
3 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針	13
第3章 環境未来像実現に向けた具体的な取組	17
基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます	18
1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	18
2 西東京市気候変動適応計画	26
基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます	38
基本方針3 地域の良い環境を守ります	42
基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います	48
第4章 重点戦略	52
1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略	52
2 西東京市生物多様性地域戦略	62
第5章 計画の推進方策	72
1 推進体制	72
2 進行管理の手法	73
資料編	

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

西東京市(以下、「本市」という。)では、「西東京市環境基本条例」に基づいて、2004(平成 16)年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009(平成 21)年3月に「西東京市環境基本計画(後期計画)」として再編成したのち、2014(平成 26)年 3 月には「西東京市第 2 次環境基本計画」を策定しました。さらに、2019(平成 31)年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含する形で、「西東京市第2次環境基本計画(後期計画)」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

このたび、前計画策定から 5 年が経過し、計画期間が終了する時期を迎えたことを受け、近年の複雑化するさまざまな環境問題や深刻化する地球温暖化に対して、より効果的な対策を行うため、前計画を見直して「西東京市第3次環境基本計画」(以下、「本計画」という。)の策定を行いました。

2 背景

【世界・国】

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2023(令和 5)年 3 月に公表した第 6 次評価報告書統合報告書の中で、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに気温上昇が 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取ることの必要性が訴えかけられています。

このような状況の中、日本は 2050(令和 32)年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするカーボンニュートラルの実現を宣言するとともに、「我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」としました。そして、2022(令和 4)年 2 月から始まったロシアによるウクライナ侵略では、一次エネルギーの約 88%を輸入に依存している日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなく、エネルギー保障の面からも重要性が再確認されています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われて

います。生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要となっています。

さらに、経済性・利便性からくる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境に負荷を与え、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失などさまざまな環境問題にも密接に関係しています。

このような現状を踏まえ、国の第五次環境基本計画では、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、「脱炭素」を実現する循環共生型の社会を目指すことが重要であるとしています。

【東京都】

2022(令和4)年9月に策定された「東京都環境基本計画」では、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくとしており、具体的な目標と施策のあり方を示しています。

また、脱炭素については、2019(令和元)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、2050(令和32)年におけるゼロエミッションの実現に向けて取り組んでいます。さらに、生物多様性保全については、2023(令和5)年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現にむけて取り組んでいます。そして、資源循環については、2021(令和3)年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な社会の構築及び社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指すための取組を示しています。

3 本計画のポイント

本計画は、環境に関する総合的な計画として、本市の環境施策の方向性を示すものです。さらに、環境を保全するための取組は市民や事業者、市の三者が協力して取り組むことが重要です。

●温暖化対策の強化

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づいて、市民・事業者・市がどのように温暖化対策に取り組むべきかをまとめた「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」を示しています。また、西東京市気候変動適応計画に基づき、自然災害に強いまちづくりなどを進めます。

●資源循環の強化

近年問題となっているプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に向けた取組を強化することで、市民一人あたりのごみの排出量のさらなる削減を進めます。

●生物多様性の保全と活用の強化

西東京市生物多様性地域戦略に基づいて、本市の自然や生きものの生息環境における現状や課題を踏まえて、どのように生物多様性を保全するか、また生物多様性による恩恵をこれからも継続的に利用するため、市民、事業者、市はどのようなことに取り組めば良いかなどを示しています。

●市民・事業者・市による協働の強化

環境を守るうえで、市民や事業者が取組に参加することは大変重要です。このため、市民や事業者への計画内容の浸透や取組に参加する機会の提供などを強化します。

4 本計画とSDGsとのかかわりについて

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、2015(平成 27)年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、地球温暖化対策や生物多様性の保全、資源循環などのさまざまな取組を通してSDGsのゴール達成に貢献していきます。



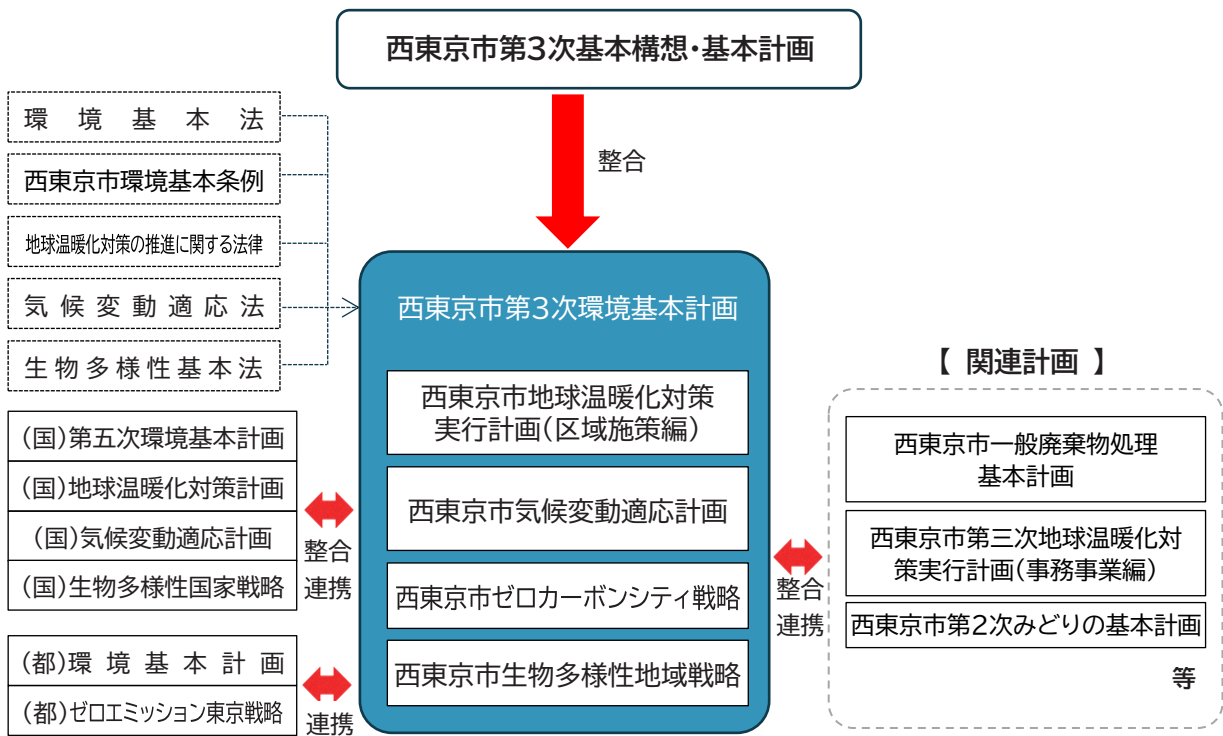
SDGs の 17 のゴール

出典:国連広報センター

5 計画の位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づいて策定します。また、本計画は西東京市第3次基本構想・基本計画を環境面から実現する役割を担うとともに、環境に関する個別計画との整合を図ります。

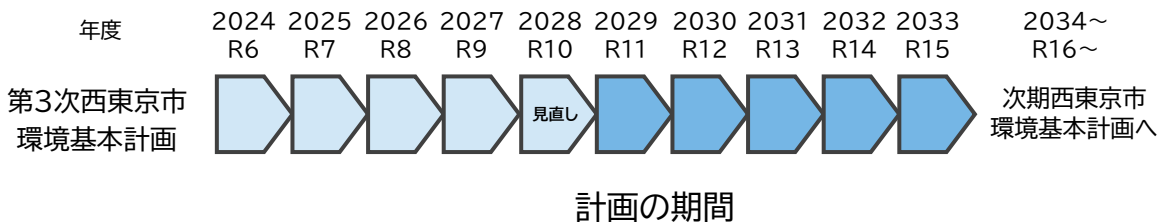
なお、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び本市の地球温暖化対策を推進するための「ゼロカーボンシティ戦略」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含んでいます。



計画の位置づけ

6 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



7 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は「地球環境」「資源循環」「地域環境」「人づくり」の4分野とし、それぞれの内容は以下に示す通りです。

計画の対象範囲

分野	内容
地球環境	気候変動対策(緩和策、適応策) など
資源循環	廃棄物、4R など
地域環境	樹林地、農地、公園・緑地、河川、生物多様性、都市景観、遺跡、文化財、大気、水質、騒音・振動、化学物質 など
人づくり	教育・学習、連携、情報発信 など

8 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民・事業者・市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害が発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

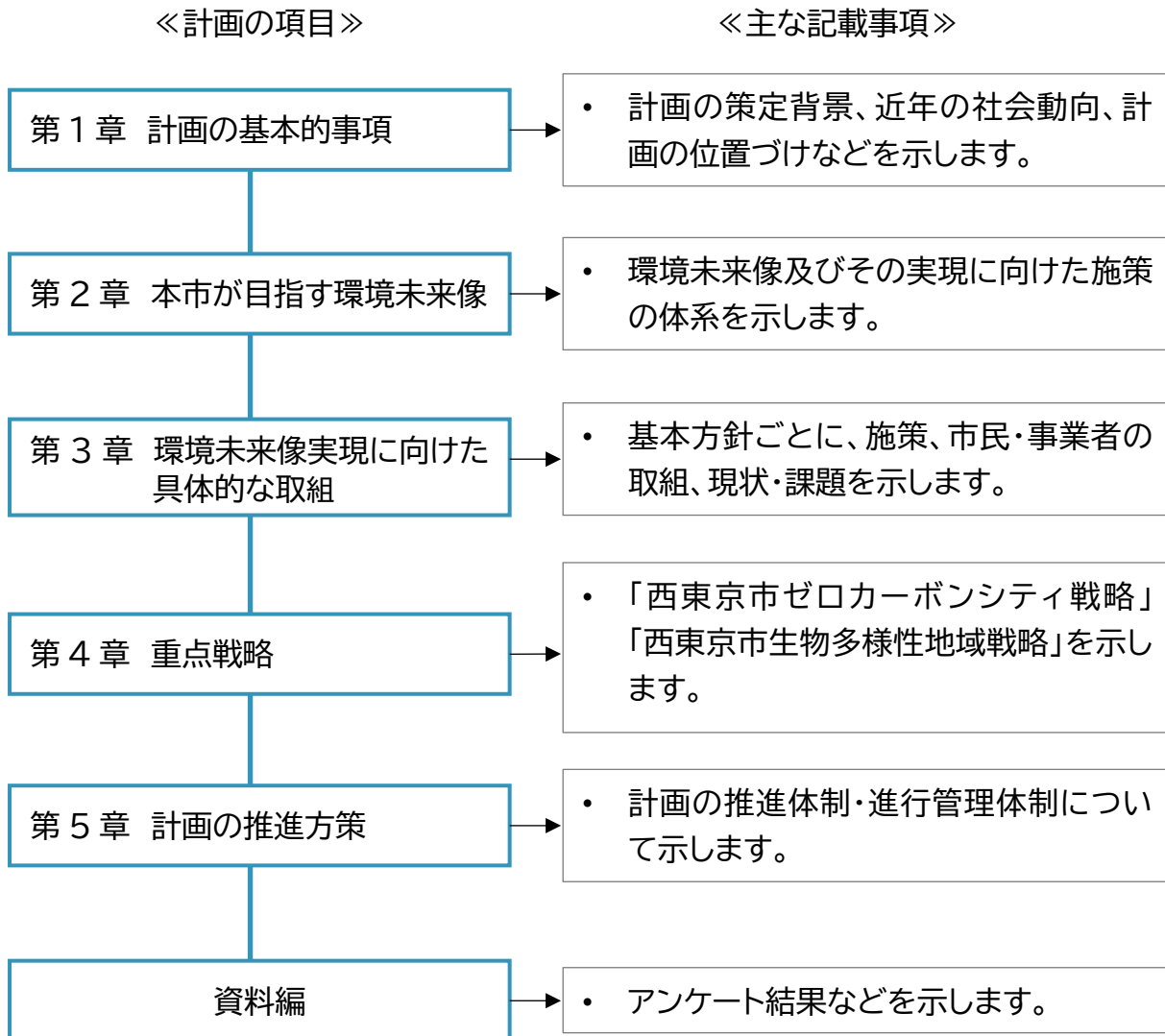
2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

9 計画の構成

本計画の全体構成を次に示します。



第2章 本市が目指す環境未来像

1 基本理念

本計画の基本理念は、良好な生活環境の確保や自然環境などの環境資源の保全、市・事業者及び市民の協働による環境負荷の少ない社会の創造などを通じて、地球環境や地域環境の保全・回復・創造に取り組み、良好な環境を将来の世代に引き継ぐこととします。

これは、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保全

回復

創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

2 本市の概況

1)位置・地勢

本市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

市域は、最高標高 67.0m(芝久保町三丁目付近)、最低標高 46.7m(下保谷三丁目付近)であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、玉川上水、千川上水といった水路があります。

2)気候

気象庁が設置している練馬観測所のデータによると、2022(令和 4)年の年間平均気温は 15.9℃であり、年間降水量は約 1,294mm となっています。2022(令和 4)年の月間平均気温は最高が 8 月の 27.5℃、最低が 1 月の 4.1℃となっており、月間降水量は 9 月が最も多く 275mm となっています。

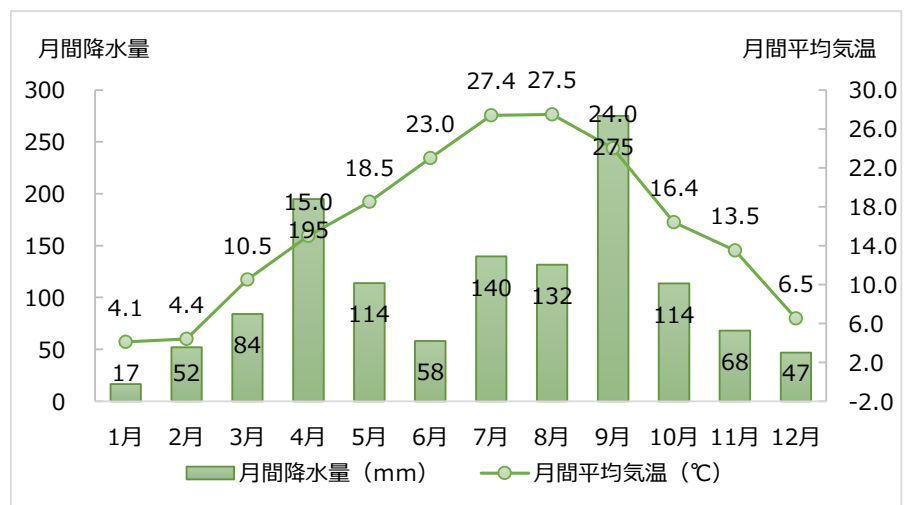


図 月間降水量と月間平均気温の推移(2022年)

出典:気象庁(練馬観測所)

3)人口と世帯

2023(令和 5)年(1月1日時点)の人口は 205,876 人、世帯数は 101,119 世帯となっており、ともに増加傾向です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2023(令和 5)年で 2.04 人となっています。

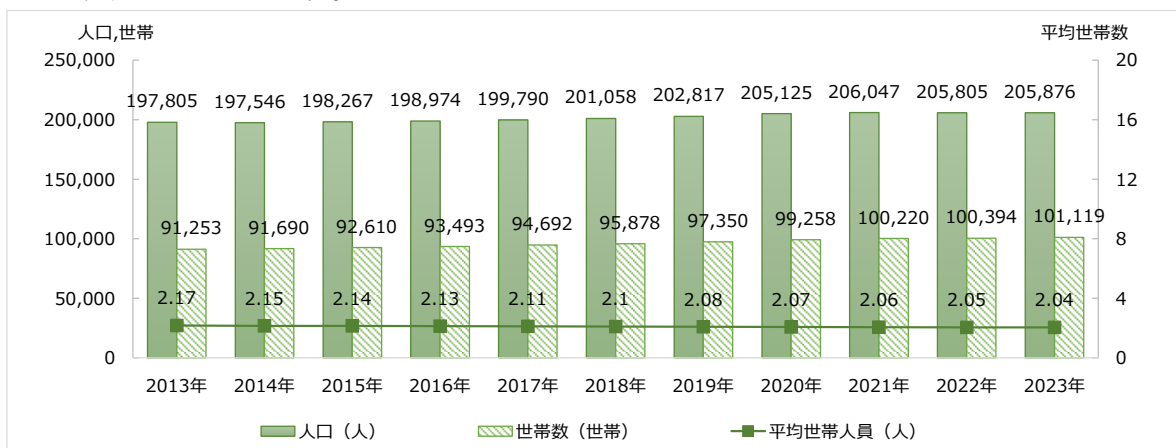


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

出典:統計にしよう

2022(令和4)年11月に作成した西東京市人口推計調査報告書によると、本市の人口推計は2022(令和4)年4月1日の総人口(実績)は、205,726人であり、令和9(2027)年に205,877人まで増加し続けるが、その後は緩やかに減少すると推計されています。



図 本市の将来推計人口

出典:西東京市人口推計調査報告書

本市の昼夜間人口比率(夜間人口100人当たりの昼間人口の割合)は、2020(令和2)年で78.3%と、2010(平成22)年より1.7ポイント減少しており、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は3番目に低い状況となっています。

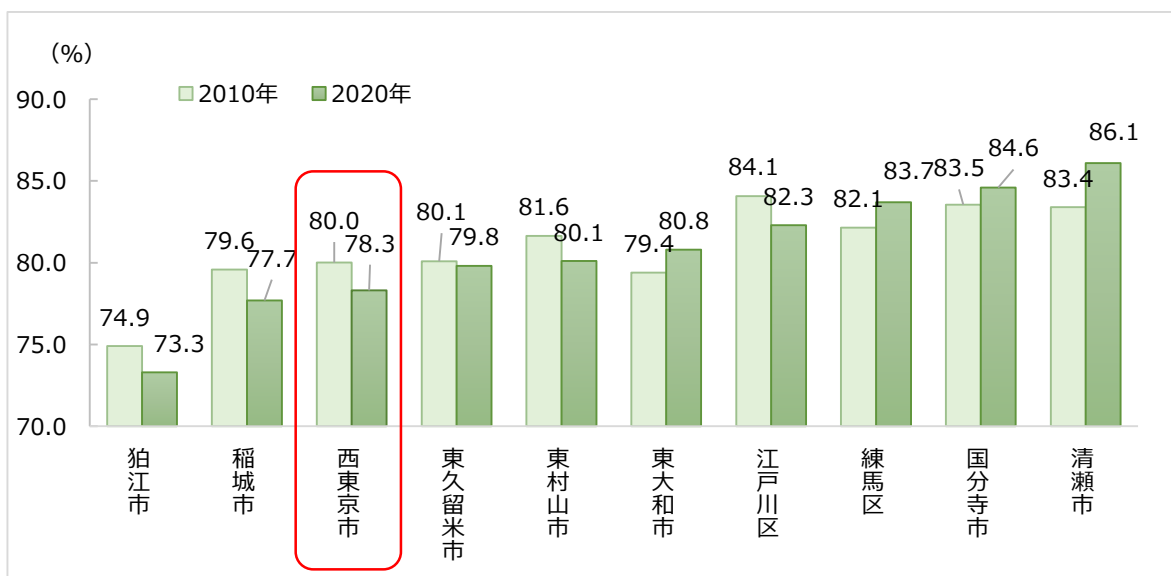
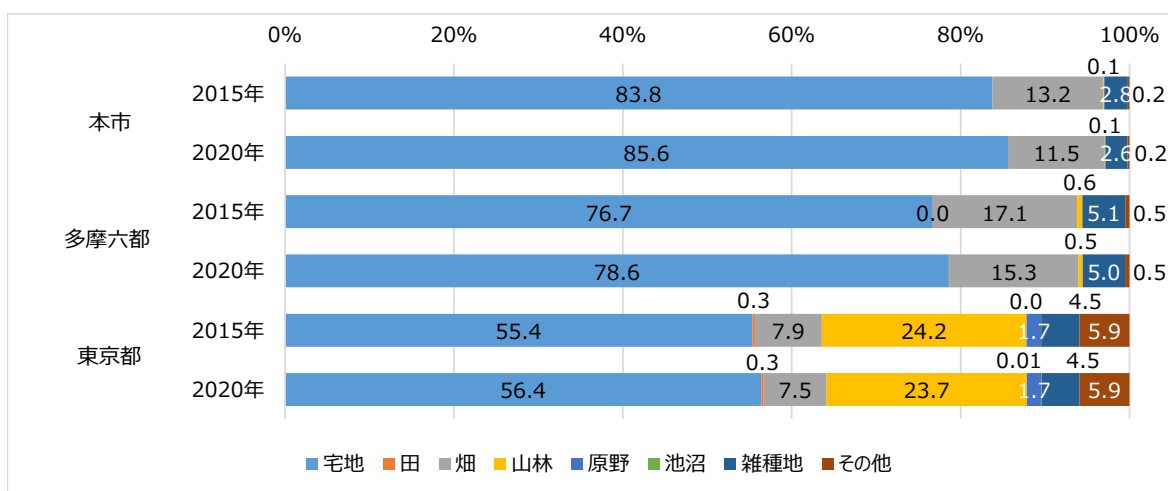


図 東京都の人口の昼夜間人口比率が低い10自治体

出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

4)土地利用

本市は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75 km² です。2020(令和 2)年においては、総面積のうち、宅地が 85.6%を占めており、2015(平成 27)年より 1.8 ポイント上昇しました。なお、東京都の宅地面積比率は 1.0 ポイント、多摩六都(本市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市)の宅地面積比率は 1.9 ポイント上昇となっています。



出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

5)産業動向

本市の産業別の従業員数は、2020(令和 2)年度において、第三次産業(サービス業等)が 85.5%を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業(製造業等)は 13.9%を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業等)は 1%に満たない状況が続いています。

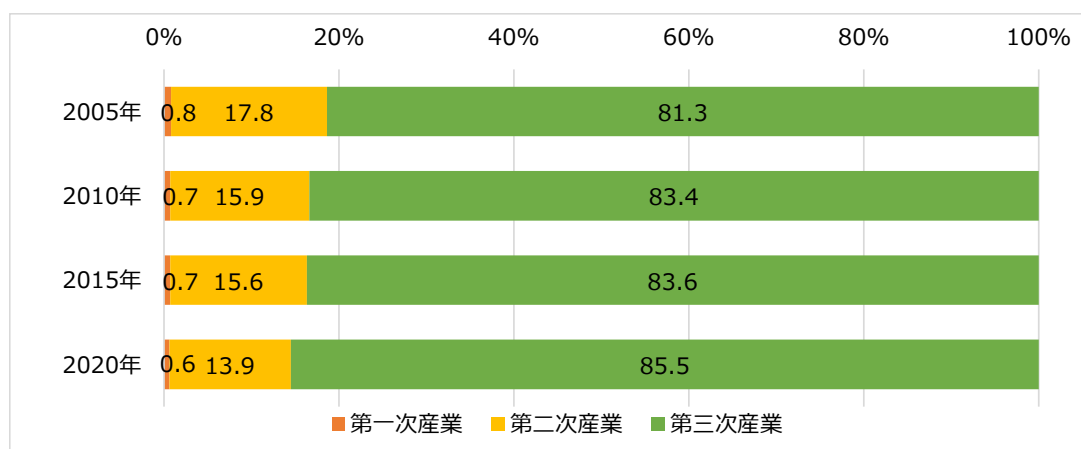


図 産業別従業員数の割合

出典:国勢調査

3 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針

1)環境未来像 2050

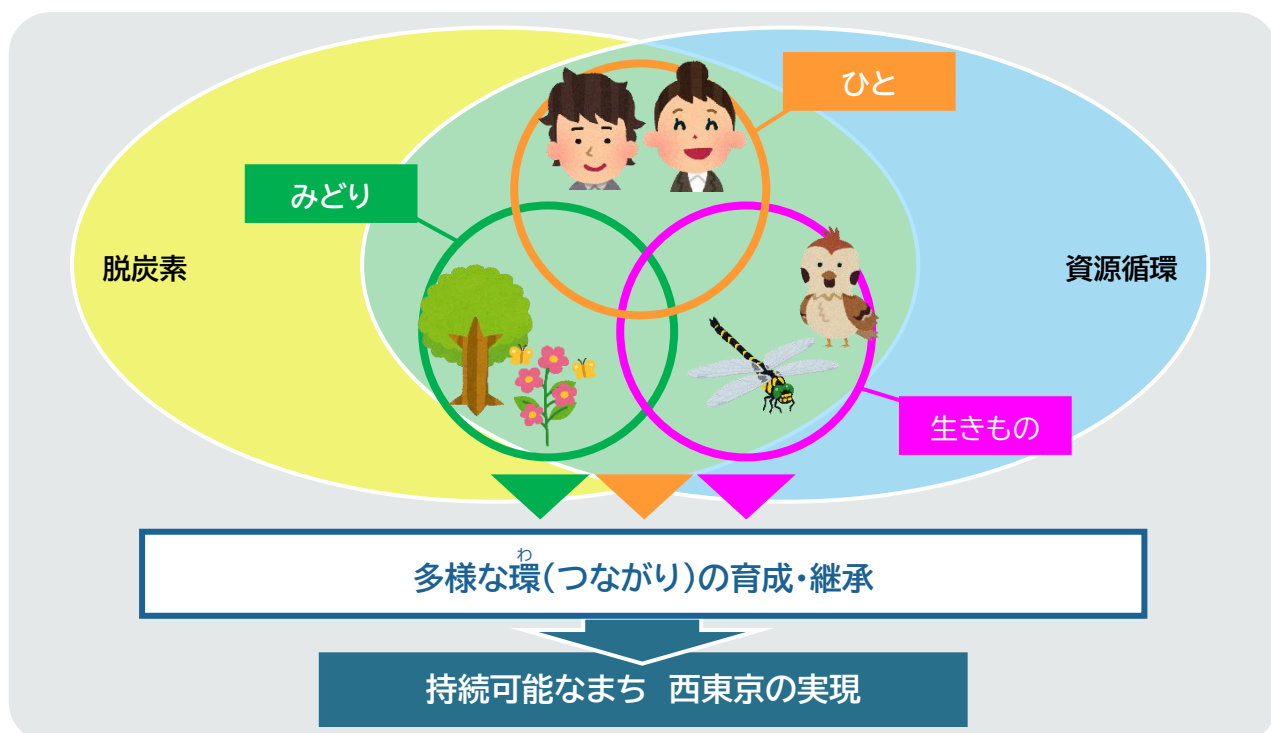
本市は、コンパクトな市域に約 20 万人の市民が暮らしており、都心に近く、利便性が高いまちです。一方で、市域には農地や武蔵野の自然を感じることができる樹林地が一部の地域にみられるなど、恵まれた環境が維持されています。これは、市民を対象としたアンケートや学生の参加によるワークショップでも、本市の魅力のひとつとしてあげられており、本市の環境を語る上で重要な要素となっています。

みどりは、生きものが生息する上で欠くことができない存在です。さらに、憩いや安らぎ、防災・減災、温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収など、さまざまな恩恵を与えてくれるなど、私たちの生活においても重要な役割を担っています。そして、持続可能なまちを実現するには、この“みどり”“生きもの”“ひと”の相互の環(つながり)を守っていく必要があります。

さらに、持続可能なまちを実現する上では、みどりのネットワークや生物多様性といったみどりや生きもの相互の環(つながり)の質的な向上、さらに、環境保全に取り組む人と人の環(つながり)の強化など、多様な“環”も育み、そして将来に引き継ぐ必要があります。

これらを踏まえ、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために本計画では、本市が目指す 2050(令和 32)年の本市の環境の姿(環境未来像 2050)を次のように設定し、その実現に向けて取組を進めることとします。

環境未来像 2050
みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた
持続可能なまち 西東京



2)基本方針

環境未来像 2050 の実現に向けて、本計画では以下に示す4つの基本方針に基づいて取り組みます。

基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます (地球環境分野)

(→p18)

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの利用や省エネ活動など、さまざまな対策で温室効果ガスの排出をできるだけ抑えます。また、今後、地球温暖化の影響があっても安心して生活することができるように対策します。

ひばりが丘中学校の屋上に設置された太陽光パネル



基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます (資源循環分野)

(→p38)

使えるものはできるだけ捨てずに使い、どうしても捨てなければいけないものでもできるだけリサイクルすることで、資源を大切に利用します。資源としてどうしても利用することができないものについては、適正に処理します。

市内に設置してあるペットボトル回収機



基本方針3 地域の良好な環境を守ります (地域環境分野)

(→p42)

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめとした自然環境、公園などの都市環境、大気、河川水質などの生活環境を守り、これからも市民が安心して快適に生活できる西東京市とします。

下保谷森林公園



基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います (人づくり分野)

(→p48)

環境を守る上で市民や事業者、市が協力することは重要です。このため、環境学習・教育や環境を守る活動に参加しやすくなる環境づくりなどを通じて、持続可能な社会を担う人を育てます。

小学校での出前講座



社会情勢など

- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- 生物多様性国家戦略の推進
- 循環型社会構築に向けた課題(廃プラスチック、食品ロス問題など)への対応
- 将来的な少子高齢化への備え
- 生活様式の変化 など

市の環境面における主な現状・課題

- ゼロカーボンシティの実現
- 循環型社会の実現に向けた廃棄物の発生抑制、資源化の推進
- 緑地の減少、生物多様性の低下
- 良好な生活環境の継続的な維持 など

アンケートなどから見える主な現状・課題

【市民】

- 2050(令和32)年に求める姿としてごみ対策や資源化の推進、みどりの保全への関心が高い
- 市内の清潔さや静けさ、みどりの豊かさへの満足度が高く、一方で市内の河川や水辺、市の環境施策に対する満足度が低い
- 環境保全活動に参加したことのある市民は1割程度であり、参加を促すことが必要 など

【事業者、団体】

- 市民団体の高齢化、担い手不足
- 市内事業者の持つノウハウの積極的な活用 など

【中学生、高校生】

- 良いところ:みどりが多く、ごみが少ない
- 改善したいところ:みどりの減少、自転車利用に向いていない道が多い
- 市民(18歳以上)よりも中学生の方が身近な環境への満足度が低い傾向 など

環境未来像 2050

みどり・生きもの・ひと 多様な環^わが引き継がれた持続可能なまち 西東京

基本方針1

ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます
(地球環境分野)

基本方針2

循環型社会の構築に向けて取り組みます
(資源循環分野)

基本方針3

地域の良好な環境を守ります
(地域環境分野)

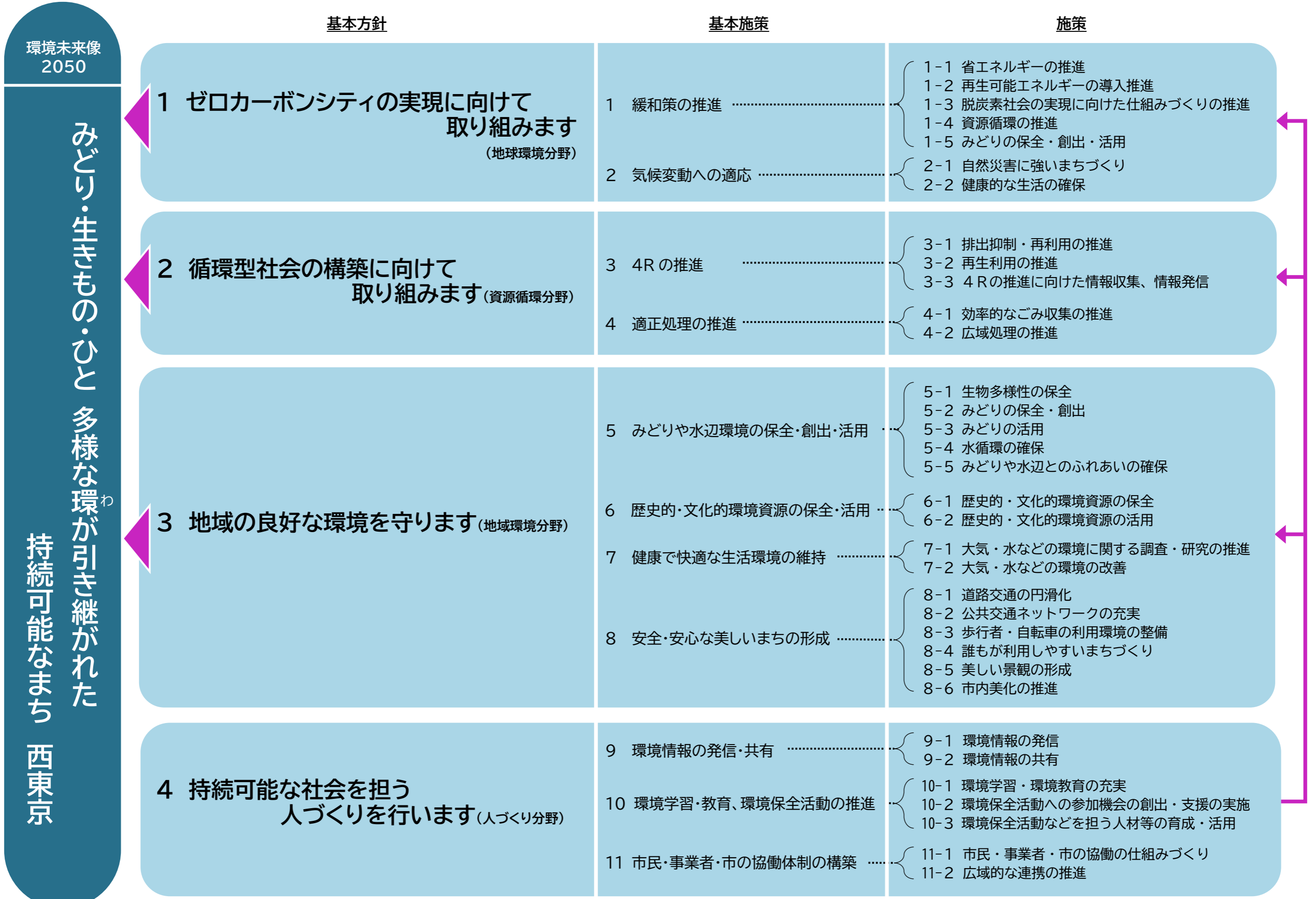
分野横断的な取組:重点戦略

(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)

基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います
(人づくり分野)

計画の体系(環境未来像 2050 の実現に向けた施策の体系)



第3章 環境未来像実現に向けた具体的な取組

■本章の各ページの構成について

本章では、第2章で示した計画の体系における基本方針、基本施策などについて、具体的な内容を次頁以降に示しており、ここでは基本方針ごとの頁構成について説明します。

なお、「第3章 基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます」については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び西東京市気候変動適応計画としての内容を併せ持っていることから、その前提条件となる事項などについても記載しており、他の基本方針と構成が異なります。

【基本方針、現状と課題】

基本方針1
ゼロカーボンシティの
実現に向けて取り組みます

(西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・西東京市の気候変動適応計画)
[関係する SDGs 目標]

基本方針1については、25年度地球温暖化対策実行計画(気候変動対策)・西東京市気候変動適応計画と共有していることから、両者でこれらの計画の前提条件として示されています。

1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1) 基本的事項

① 基本事項: 目標設定
西上、「特別地域(宇津浦川流域)において、2030(令和12)年度を目標年として掲げており、同時に府県(東京都)の2050(令和32)年度(Update & Revision)において、2050(令和32)年度を目標年と定めています。
そのため、本年度(令和3)2030(令和12)年度を1年、目標年として設定した計画と見なして示すこととし、このうち、本計画(令和3)2050(令和32)年度を対象とする1年間の計画と見なします。なお、温暖化防止対策目標を設定する際の2030(令和12)年度と、同じ目標年(2031(令和13)年度)とします。

目標年	2030(令和12)年度	2050(令和32)年度
削減率	2013年度比25%	2013年度比25%

② 対策とする5つの主要な活動分野
① 温暖化対策推進(数値目標あり) ② 気候変動適応(数値目標なし) ③ 気候変動適応(数値目標なし) ④ 気候変動適応(数値目標なし) ⑤ 気候変動適応(数値目標なし)
削減率、削減率を算出するため、削減率を算出する削減率の算出に削減率、削減率を算出のため

基本方針の分野の現状や課題、基本施策の概要、関連する指標や目標値を示しています。

【基本施策等】

基本施策1 緩和策の推進

施策1.1 エネルギーの節約

- 1) 公共施設等において、LED照明等の省エネ機器の導入を進め、省エネ効果の向上を図ります。
- 2) 公共施設等において、省エネ機器の導入を進め、省エネ効果の向上を図ります。
- 3) 公共施設等において、省エネ機器の導入を進め、省エネ効果の向上を図ります。

施策1.2 再生エネルギーの導入促進

- 1) 再生エネルギーの導入促進を図ります。
- 2) 再生エネルギーの導入促進を図ります。
- 3) 再生エネルギーの導入促進を図ります。

施策1.3 緑化等の推進(居住環境の改善)

- 1) 緑化等の推進(居住環境の改善)を図ります。
- 2) 緑化等の推進(居住環境の改善)を図ります。
- 3) 緑化等の推進(居住環境の改善)を図ります。

施策1.4 気候変動適応(気候変動への対応)

- 1) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。
- 2) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。
- 3) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。

施策1.5 気候変動適応(気候変動への対応)

- 1) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。
- 2) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。
- 3) 気候変動適応(気候変動への対応)を図ります。

基本施策ごと施策や具体的な取組を示しています。

【市民・事業者が取り組む環境保全活動の例】

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むこと(地球温暖化対策)

市民

- 日常生活における省エネ活動を通じて再生エネルギーの使用量を削減に取り組もう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。
- 日常生活における省エネ活動を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しよう。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や消暑活動の状況について把握しよう。など

事業者

- 日常生活における再生エネルギー利用を促進する。削減率の高い再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。
- 日常生活における省エネ活動を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しよう。など

コラム 再生可能エネルギー「節水型スマートペア」

再生可能エネルギーによって、省エネで削減されるエネルギー消費量は多いが、削減率が高くないため、削減率を高める必要がある。再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。再生可能エネルギーの活用を通じて、削減される二酸化炭素の量を減らそう。

市民や事業者が環境未来像の実現に向けて取り組むことの例を示しています。

【現状と課題(詳細)】

地球温暖化分野の現状と課題

【現状】

- 本市の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度から2020(令和2)年度までは、増加傾向にあり、削減率の向上が課題となっている。
- 2020(令和2)年度の削減率は、54.5%と、削減率の向上が課題となっている。
- 再生可能エネルギー導入量は、2013(平成25)年度から2020(令和2)年度までは、増加傾向にあり、削減率の向上が課題となっている。

【課題】

- 本市の削減率向上が課題となっている。削減率の向上が課題となっている。
- 再生可能エネルギー導入量が課題となっている。
- 削減率の向上が課題となっている。

基本方針の分野における現状や課題について、グラフ等を用いて詳細に示しています。

各基本方針の構成

基本方針1

ゼロカーボンシティの

実現に向けて取り組みます (地球環境分野)

(西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・西東京市気候変動適応計画)

【関連する SDGs目標】



基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、西東京市気候変動適応計画を包含していることから、前段でこれらの計画の前提条件などについて示します。

1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1) 基本的事項

① 基準年度/目標年度

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030(令和 12)年度を目標年度として掲げており、同様に東京都も「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、2030(令和 12)年度を目標年度と定めています。

このため、本市も目標年度を 2030(令和 12)年度と定め、国・都と一体となり温暖化対策に取り組んでいくこととし、さらに、長期的には2050(令和 32)年におけるゼロカーボンを目指します。なお、温室効果ガス削減目標を設定するための基準年度については、国と同様に 2013(平成 25)年度とします。

本計画の基準年度、目標年度

基準年度	2013(平成 25)年度
目標年度	2030(令和 12)年度

② 対象とする区域/温室効果ガス

この西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、対象とする区域は市域全体とし、日々の暮らしや事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

対象とする温室効果ガスについては、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において対象としている次の 7 種類とします。

CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)、PFCs(パーフルオロカーボン類)、SF₆(六ふっ化硫黄)、NF₃(三ふっ化窒素)

③ 目標値

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における目標値は、次に掲げるとおりとします。

なお、これらの目標値を設定するにあたっての考え方については、次頁以降に示します。

【温室効果ガス排出削減目標】

2050(令和 32)年までに西東京市の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とし、中間目標として2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を2013(平成 25)年度比46%削減とします。

2)温室効果ガスの排出量

都内区市町村では、2007(平成 19)年度から「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に取り組み、共同・連携による地球温暖化対策を推進しています。また、温室効果ガス排出量の算定においては、都内区市町村の共通手法となるマニュアルに基づき算定を行い、共有を進めています。したがって、本計画内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量については、同プロジェクトにより示された数値を用いることとします。

本市の2013(平成 25)年度以降の温室効果ガス排出量は2016(平成 28)年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である2020(令和 2)年度は545千t-CO₂でした(図3-1)。

温室効果ガス排出量のガス別内訳をみると、CO₂について2013(平成 25)年度が95.0%、2020(令和 2)年度が90.6%となっており割合が減少しています(図3-2)。

温室効果ガス排出量の部門別内訳についてみると、2020(令和 2)年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(46.3%)、次いで民生業務部門(27.5%)となっており、両方で7割以上を占めています(図3-3)。2013(平成 25)年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他6ガスは増加傾向、その他の部門については概ね横ばいとなっています(図3-4)。

○民生家庭部門 : 運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○民生業務部門 : 産業部門、運輸部門に含まれない、事務所・ビル、商業・サービス業施設のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○運輸部門 : 自家用車、バス等の旅客部門、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○産業部門 : 製造業・農林水産業・鉱業・建設業のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○廃棄物部門 : 市内から排出された廃棄物の焼却に伴う排出量(CO₂)

○その他6ガス : CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆, NF₃

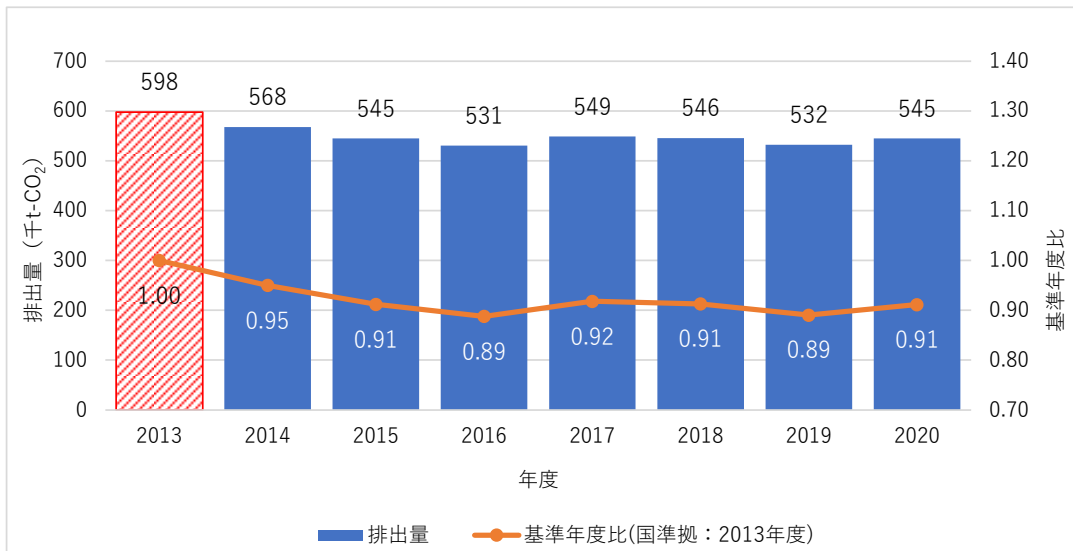


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

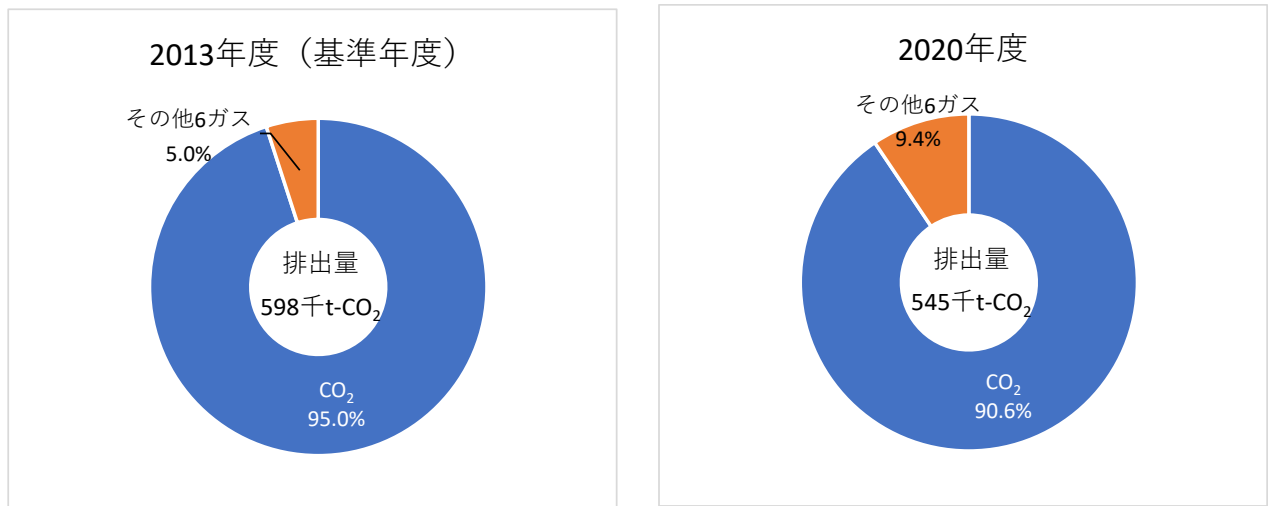


図 3-2 温室効果ガス排出量の内訳(ガス別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

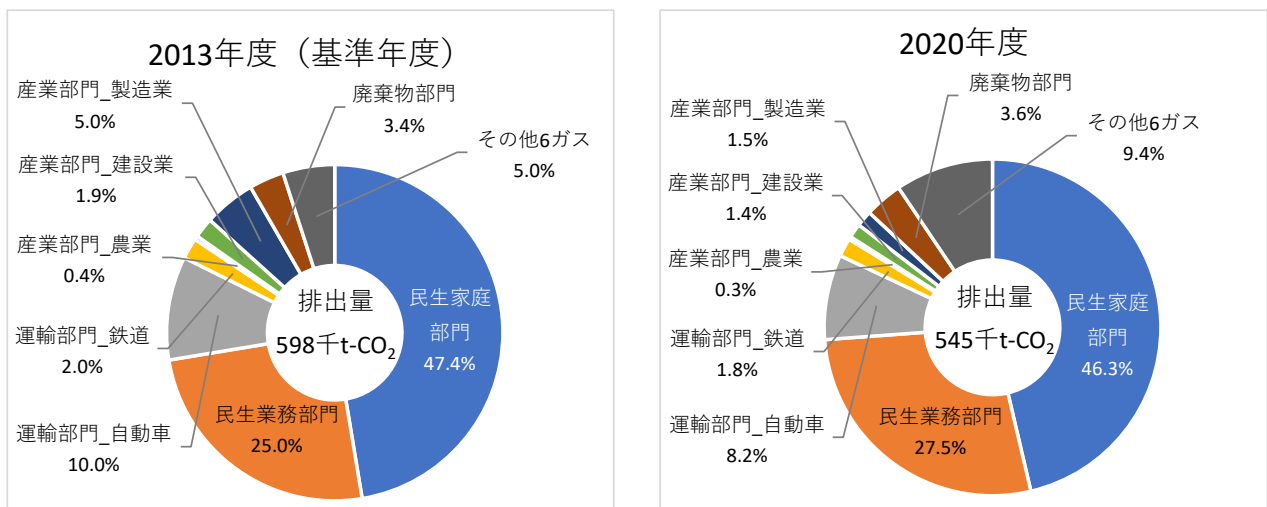


図 3-3 温室効果ガス排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

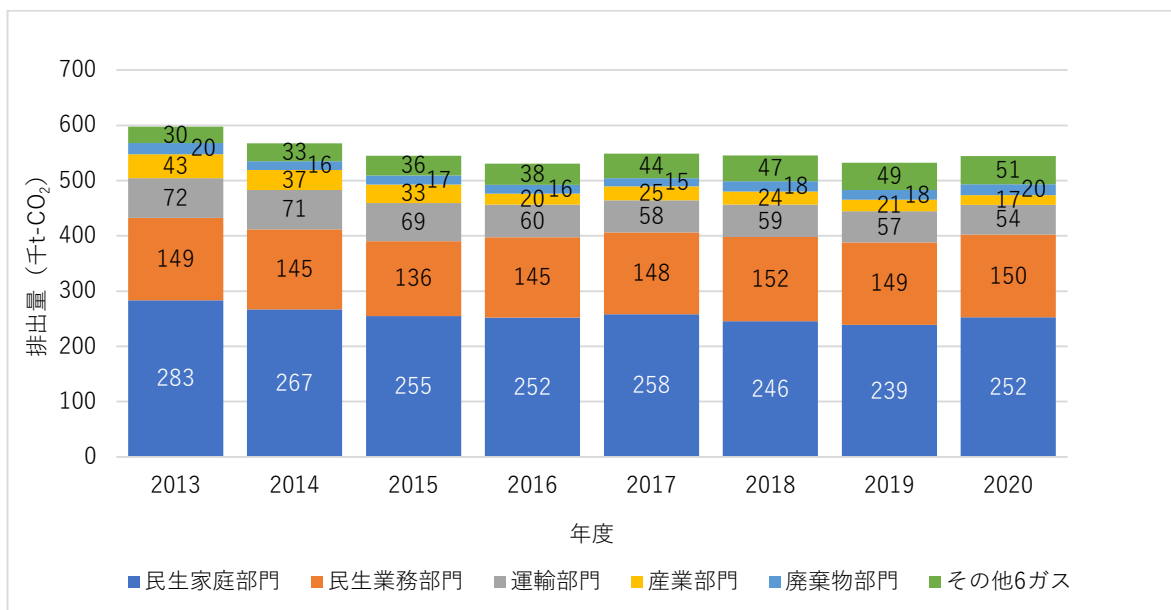


図 3-4 温室効果ガスの排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

3)最終エネルギー消費量

本市の 2013(平成 25)年度以降の最終エネルギー消費量は減少傾向にあり、エネルギー消費量の算定が可能な最新年度である 2020(令和 2)年度は 5,527TJ でした(図 3-5)。

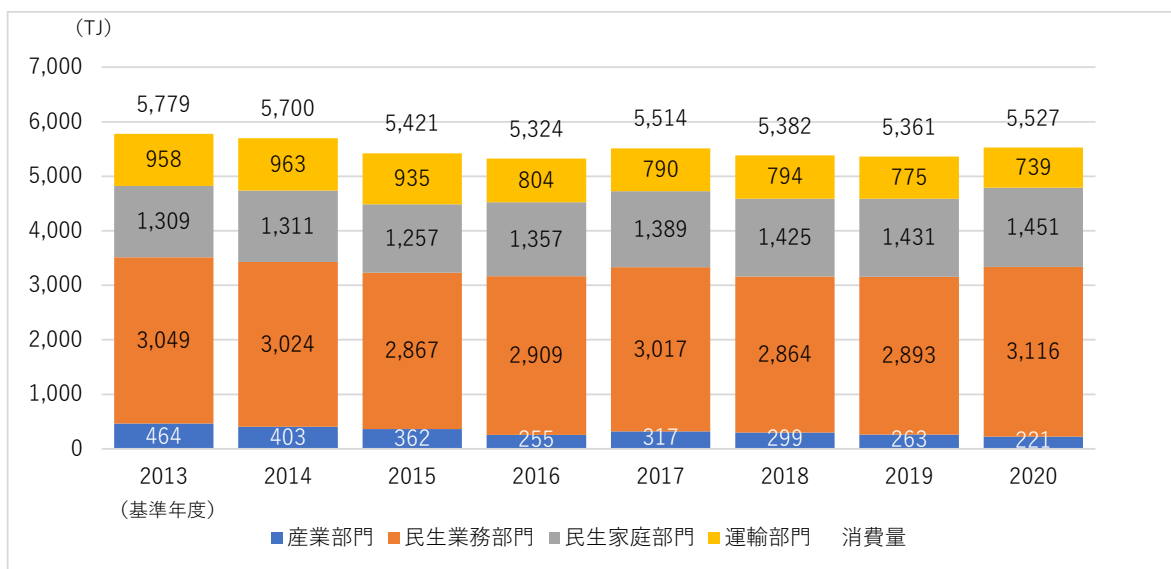


図 3-5 最終エネルギー消費量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

4) 温室効果ガスの将来排出量と削減可能量

① 温室効果ガス将来排出量(BAU※)について

現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量(現状すう勢(BAU)排出量)について、次に示します。

将来排出量を算定した結果、2030(令和 12)年度における市の温室効果ガス排出量は 551 千 t-CO₂ となり、基準年度(2013(平成 25)年度)比で 8%減少すると予測されます。また、2050(令和 32)年度には 549 千 t-CO₂ となり、2030(令和 12)年度と同様に基準年度比で 8%減少と予測されます(図 3-6)。

部門別排出量をみると、2030(令和 12)年度において最も減少率が高いのは産業部門で 57%、次いで運輸部門で 26%となっており、一方で増加しているのはその他 6 ガスで約 72%増となりました(図 3-7、表 3-1)。

※ BAU= Business As Usual の略

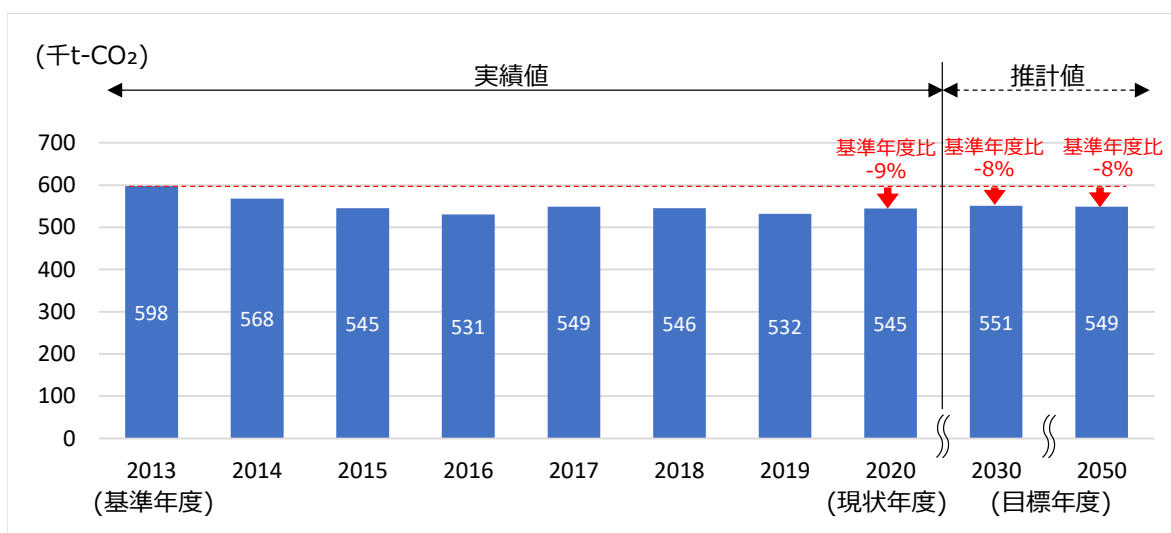


図 3-6 排出量の推移

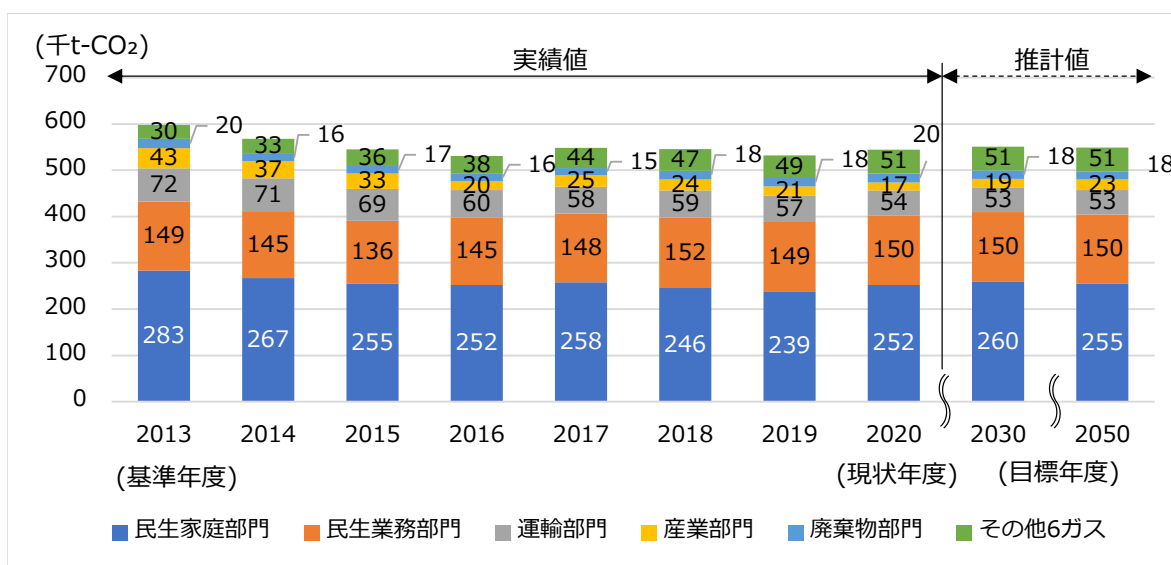


図 3-7 部門別排出量の推移

表 3-1 排出量の推移

単位：千t-CO₂

部門	実績値									推計値			
	2013年度 基準年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 現状年度	2030年度		2050年度		
									短期目標年度	増減率(%)	長期目標年度	増減率(%)	
民生家庭部門	283	267	255	252	258	246	239	252	260	-8%	255	-10%	
民生業務部門	149	145	136	145	148	152	149	150	150	0%	150	0%	
運輸部門	72	71	69	60	58	59	57	54	53	-26%	53	-27%	
産業部門	43	37	33	20	25	24	21	17	19	-57%	23	-48%	
廃棄物部門	20	16	17	16	15	18	18	20	18	-9%	18	-11%	
その他6ガス	30	33	36	38	44	47	49	51	51	72%	51	72%	
総排出量	598	568	545	531	549	546	532	545	551	-8%	549	-8%	

② 目標年度における温室効果ガスの削減可能量

次に、温室効果ガスの将来排出量について、排出削減目標(2013(平成 25)年度比 46%削減)と削減可能量の算定結果の比較を示します。

2013(平成 25)年度から 2030(令和 12)年度にかけては、現状のまま特に追加対策を行わなかった場合、社会経済情勢の変化等に伴って 46 千 t-CO₂ 減少し、さらに排出削減対策を行うことで合計 275 千 t-CO₂ 減少させることを目標とします。排出削減対策の効果は、省エネ対策等効果^{※1}として 221 千 t-CO₂、再エネ導入効果で 8 千 t-CO₂ を見込んでいます。なお、再エネ導入効果は、太陽光発電について、東京都の導入目標をもとに 2030(令和 12)年度における削減量を算定しました。

この結果から、削減可能量は基準年度比約 46%となっています(図 3-8)。

※「温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」(環境省)を基に、本市で対策が想定される項目について活動量で按分

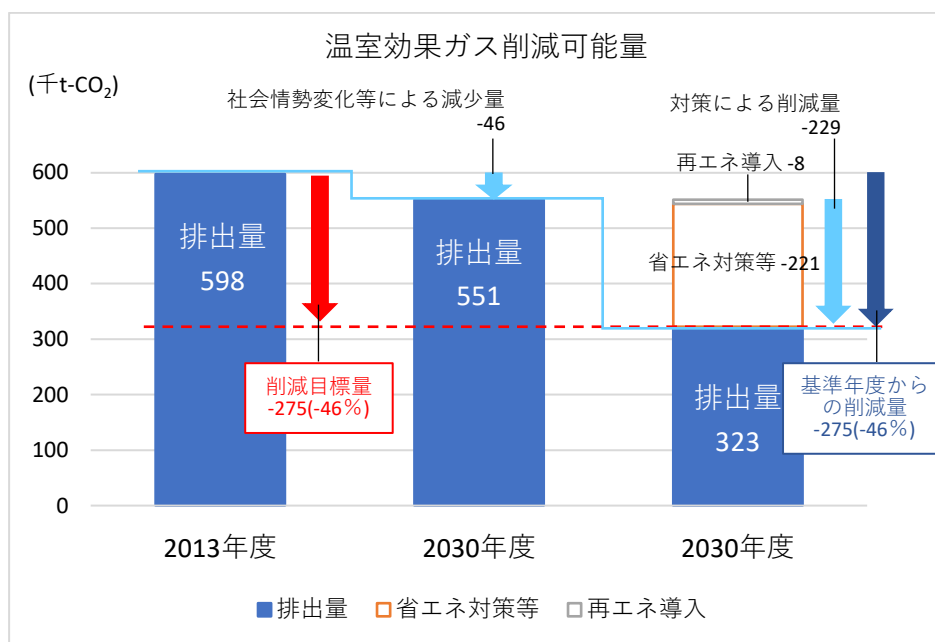


図 3-8 温室効果ガス削減目標及び削減可能量

表 3-2 温室効果ガス削減可能量(概要)

単位:千t-CO₂

区分	2013年度 基準年度	2030年度(目標年度)			
		BAU ①	対策削減見込 ②	対策後排出量 ③(①-②)	2013比削減率 %
民生家庭部門	283	260	100	160	44
民生業務部門	149	150	42	108	28
運輸部門	72	53	23	30	58
産業部門	43	19	8	11	74
農業	2	2	0	2	33
建設業	12	7	0	6	46
製造業	30	11	7	3	89
廃棄物部門	20	18	3	15	24
その他6ガス	30	51	45	6	79
再エネ導入		0	8	-8	-
計	598	551	229	323	46

※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

表 3-3 主な削減対策と削減可能量

部門	対策内容	削減可能量 (千t-CO ₂)
民生家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の省エネ化 ● 高効率な省エネルギー機器の普及 ● 家庭エコ診断 等	100
民生業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率な省エネルギー機器の普及 ● トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ● クールビズ、ウォームビズの実施の促進 	42
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロエミッションビークル(ZEV)の普及、燃費改善 ● 道路交通流対策の推進 ● 公共交通機関及び自転車の利用促進 等	23
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ● 工場エネルギー管理システム(FEMS)を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 等	8
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ● 廃棄物焼却量の削減 	3
その他6ガス	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低地球温暖化係数(GWP)化の推進 ● 産業界の自主的な取組の推進 等	45
再エネ導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・事業用太陽光発電設備等の導入 等	8
合計		229

③ 目標年度における最終エネルギー消費量の削減可能性

次に、最終エネルギー消費量について、前述の温室効果ガスの削減可能性を基に算出した削減可能性を示します。前述の排出削減対策を行うことで、最終エネルギー消費量は5,779TJ から 3,799TJ となり、1,980TJ(基準年度比約 34%)の削減が見込まれます。

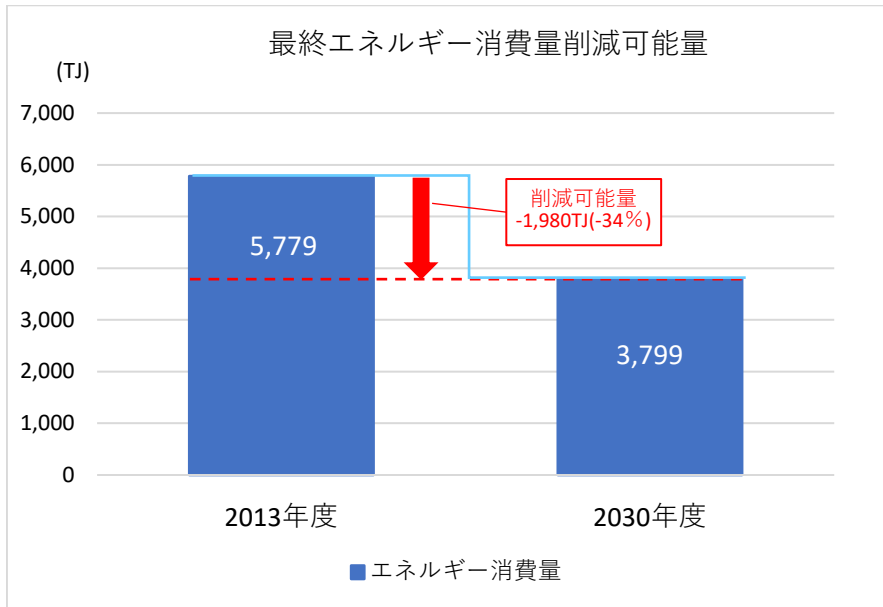


図 3-9 最終エネルギー消費量の削減可能性

コラム 住宅における省エネのポイント

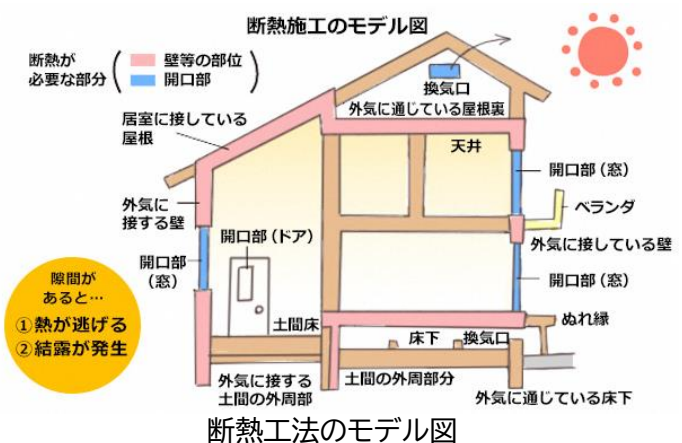
省エネで快適な住い作りの基本は、冬の主要対策「断熱」と夏の主要対策「日射遮蔽」です。

家全体を「高性能な断熱工法で包み」、室内から熱を逃がさないこと、また室内の表面温度を下げないことがポイントになります。

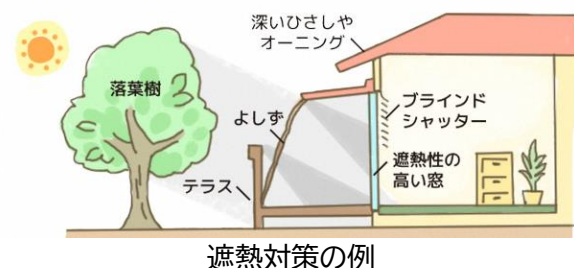
また、最近の住宅は以前より断熱化が進んでいるため、一旦室内に熱が入ると、室外に排出することが難しいといえます。そこで夏は、冷房機器の効率に影響を及ぼす直射日光による熱を室内に取り入れないように、窓の遮熱対策を実施することが重要です。

住宅の省エネのポイント

出典：省エネポータルサイト(資源エネルギー庁)



室内側：ブラインド・障子・カーテン
室外側：植栽・オーニング・ひさし・遮熱ヘアガラス 等



2 西東京市気候変動適応計画

1) 気候変動適応計画について

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このようなリスクが更に高まることが予想されていることから、気候変動に対処し、生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために緩和策(温室効果ガスの排出削減等対策)に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る「適応策」に取り組むことが重要となっています。

ここでは、気候変動適応計画として、本市の自然的特性、社会的特性を踏まえて気候変動の影響を回避・軽減する取組について、計画的に推進していきます。なお、国は気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、2018(平成30)年に気候変動適応法を施行しており、本適応計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。また、今後の温暖化の進行による極端な高温リスクを回避するため、2023(令和5)年3月には気候変動適応法が改正され、自治体による指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体の指定及び活用など熱中症対策が強化されました。

The infographic is titled "2つの気候変動対策" (Two Climate Change Countermeasures) and is divided into two main sections: "緩和とは?" (What is Mitigation?) and "適応とは?" (What is Adaptation?).

緩和 (Mitigation): The goal is to "原因を少なく" (reduce causes). It includes examples like "節電・省エネ" (energy saving), "エコカーの普及" (popularization of eco-cars), "再生可能エネルギーの活用" (use of renewable energy), and "森林を増やす" (increasing forests). A central graphic shows a globe with a downward arrow labeled "CO2" and the text "温室効果ガスを減らす" (reduce greenhouse gases).

適応 (Adaptation): The goal is to "影響に備える" (prepare for impacts). It includes examples like "熱中症予防" (heatstroke prevention), "災害に備える" (prepare for disasters), "水利用の工夫" (water use improvements), and "高温でも育つ農作物の品種開発や栽培" (breeding and cultivation of crop varieties that grow in high temperatures). A central graphic shows a globe with an upward arrow and the text "感染症予防のため虫刺されに注意" (be careful of insect bites for infection prevention).

Two text boxes at the bottom provide further context:

- Left box:** 気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。(To avoid the impact of climate change on human society and nature, it is important to reduce greenhouse gas emissions and suppress climate change as much as possible (mitigation).)
- Right box:** 緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。(Even if mitigation is implemented to the maximum, for the impact of climate change that cannot be avoided, it is important to reduce the damage and make life better (adaptation).)

適応策と緩和策について

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

2) 気候変動の現状・予測

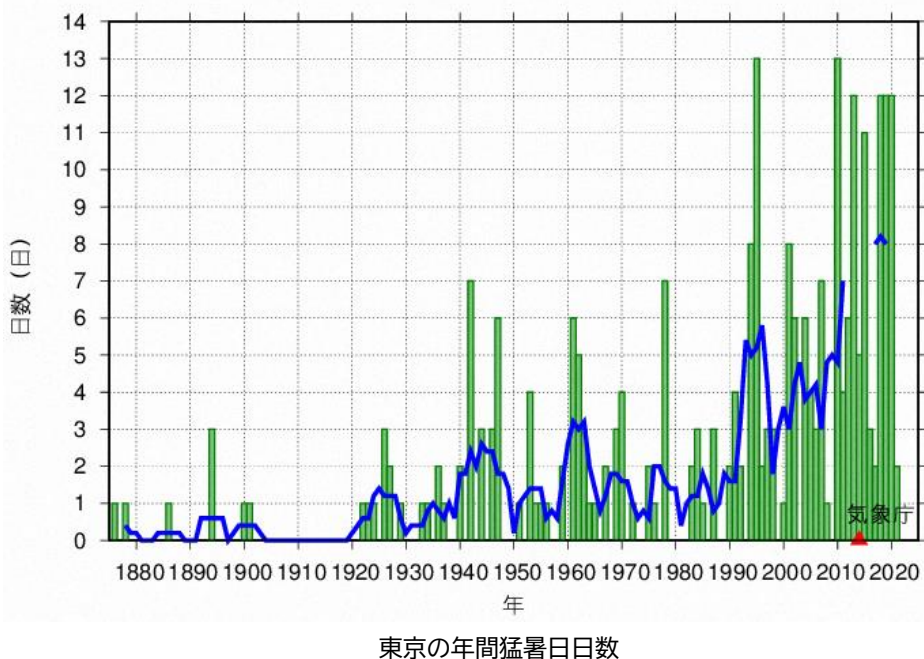
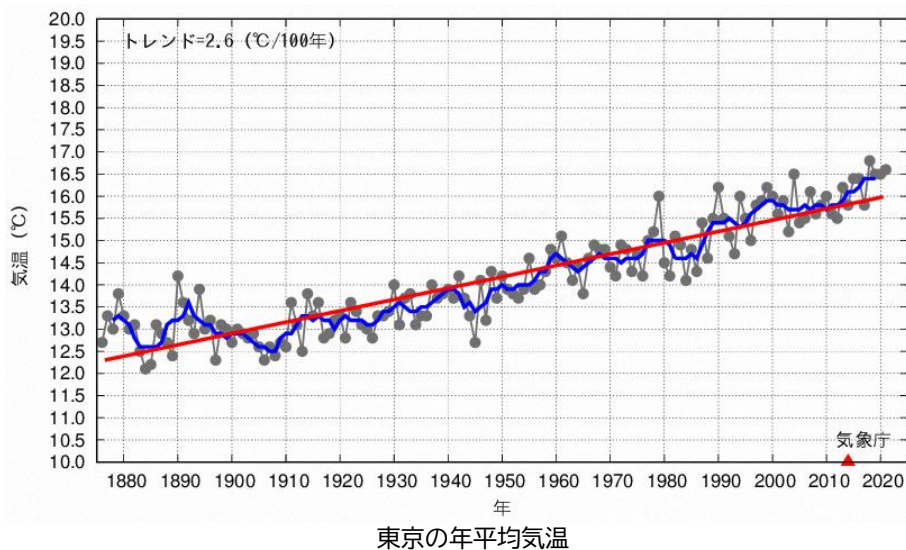
① これまでの東京都の気候の変化

■ 年平均気温・最高気温・最低気温

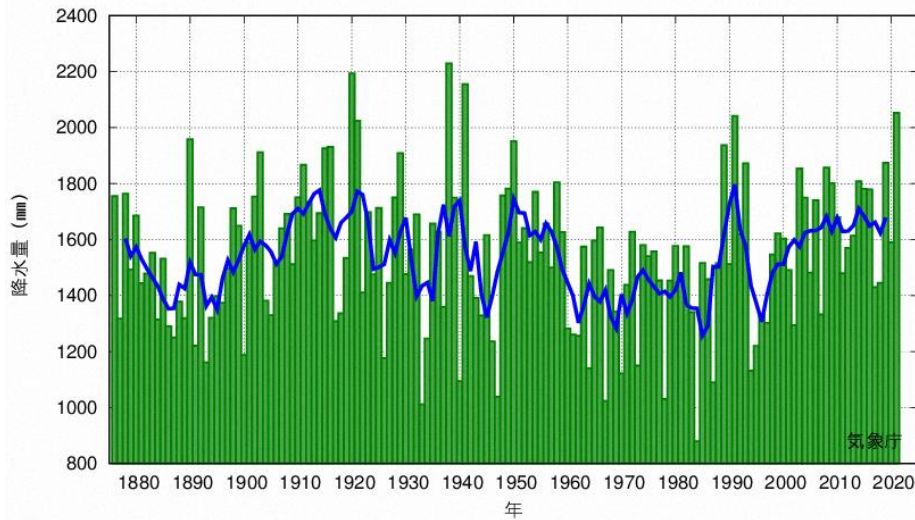
「東京都の気候変化」(東京管区气象台)によると、東京における年平均、最高、最低気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、1981(昭和 56)年から 2021(令和 3)年の 40 年間の年平均気温は、10 年あたり約 0.5℃の割合で上昇しています。

また、年間猛暑日日数は増加傾向にあり、降水量に変化傾向は確認できません。

なお、「気候変動監視レポート 2022」(気象庁)によると、日本の年平均気温は 100 年間で約 1.3℃の割合で上昇しています。



東京都の気候変化(1/2)



東京の年降水量

東京都の気候変化(2/2)

② 将来の東京都の気候変化

東京都における気候の変化の将来予測については、2020(令和 2)年に文部科学省・気象庁が公表した「日本の気候変動 2020」で用いられている気象庁の予測に基づくものです。これは、地域気候モデルで再現した現在気候(1980(昭和 55)年～1999(平成 11)年)と将来気候(2076 年～2095 年)を比較した変化で示しています。

ここでは以下の 2 通りの RCP シナリオ※で行った予測の結果を示しています。

- ・4℃上昇シナリオ(RCP8.5):追加的な緩和策を取らなかった世界に相当。
- ・2℃上昇シナリオ(RCP2.6):パリ協定の 2℃目標が達成された世界に相当。

※RCP シナリオ(代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways))について

IPCC は第5次評価報告書から「RCP シナリオ」に基づいて気候の予測や影響評価等を行っています。第4次報告書では、社会的・経済的な将来像による排出シナリオから将来の気候を予測していた「SRES シナリオ」に対して、第5次報告書では、代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路を実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCP シナリオ」を用いています。

これにより、例えば「気温上昇を0℃に抑えるためには」と言った目標主導型の社会経済シナリオを複数作成して検討することが可能となります。

IPCC 第5次評価報告書における RCPシナリオとは

RCP…Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ)

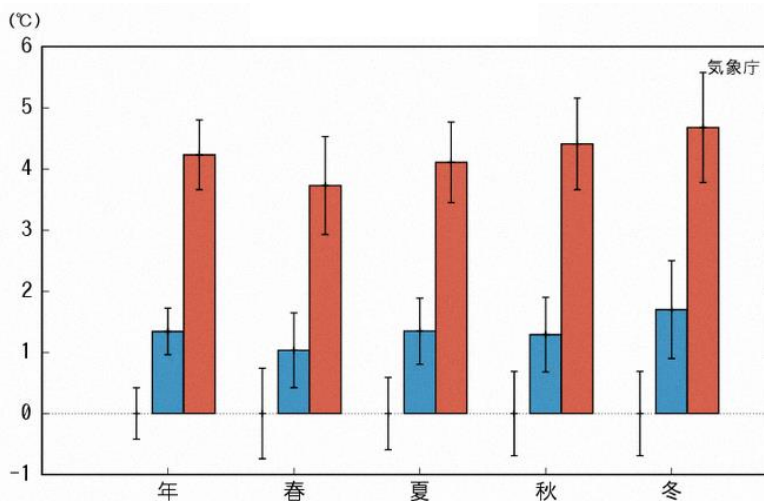
略称	シナリオ (予測) のタイプ
😊 RCP 2.6	低位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 2.6W/m ²) 将来の気温上昇を 2°C以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
😐 RCP 4.5	中位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 4.5W/m ²)
😞 RCP 6.0	高位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 6.0W/m ²)
😡 RCP 8.5	高位参照シナリオ (世紀末の放射強制力 8.5W/m ²) 2100 年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

出典: IPCC第5次評価報告書および(独)国立環境研究所 地球環境研究センターニュースVol.18をもとにJCCCA作成

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

■年平均気温

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、21 世紀末(2076 年～2095 年)には、20 世紀末(1980(昭和 55)年～1999(平成 11)年)よりも年平均気温が約 4°C高くなると予測されており、将来、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が考えられます。



※グラフの見方について

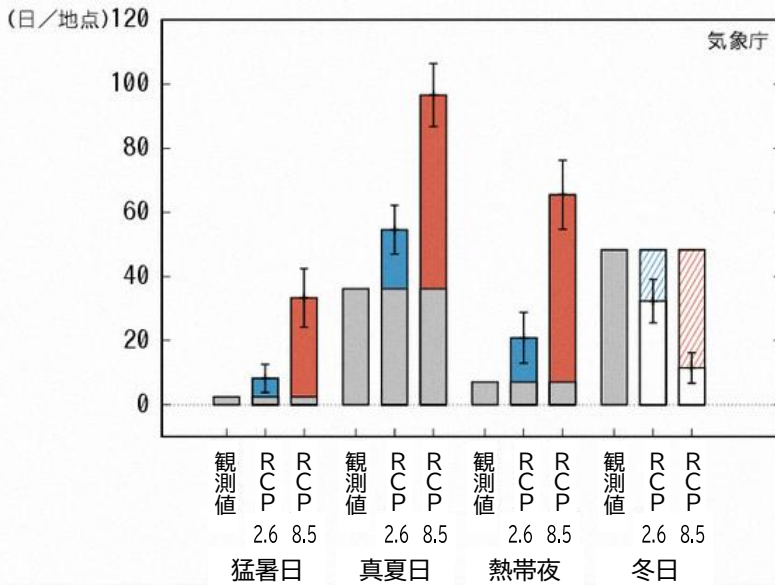
- 予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- 棒グラフの色は、青が 2°C上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4°C 上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- 青い棒グラフの左の細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示す。

東京都における年平均気温のこれからの変化

出典: 東京管区气象台 「東京都の気候変化」を基に作成

■真夏日・猛暑日

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5シナリオ)、猛暑日が100年間で年間約30日増加すると予測されています。また、真夏日も年間約60日増加すると予測されています。



※グラフの見方について

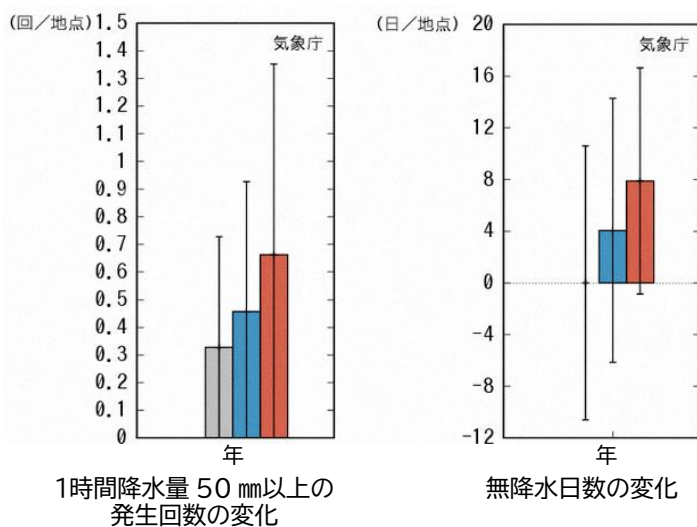
- 20世紀末の観測結果(灰色部分)に対して、予測される変化(20世紀末と21世紀末の差)を加算または減算した棒グラフで示し、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- 予測される変化を表す部分の色は、青が2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- 日数が減少する冬日については、減少量を斜線部分で示す。

東京都における真夏日、熱帯夜等のこれからの変化

出典:東京管区気象台「東京都の気候変化」を基に作成

■年降水量

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5シナリオ)、東京都における滝のように降る雨(1時間降水量50mm以上)の発生は、21世紀末では20世紀末の約2倍に増加すると予測されています。一方、無降水日(日降水量1mm未満)の発生は20世紀末に対して21世紀末では年間約8日増加すると予測されており、この結果、災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。



※グラフの見方について

- 棒グラフはそれぞれの年間発生回数(無降水日は年間発生日数)、細い縦線は年々変動の幅を示す。
- 棒グラフの色は、灰色が20世紀末、青が2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- 無降水日数については、それぞれのシナリオでの予測される変化(20世紀末と21世紀末の差)を示す。

東京都における真夏日、熱帯夜等のこれからの変化

出典:東京管区気象台「東京都の気候変化」を基に作成

3)本市で考えられる気候変動の影響評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、本市で考えられる気候変動の影響について抽出しています。

選定基準①：国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されているもののうち、本市に存在する項目

選定基準②：本市において、気候変動によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

※凡例

【重大性】◎：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性・確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

本市における気候変動影響評価

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度
農業	農業	野菜等	◇	○	△
		病害虫・雑草等	◎	○	○
水環境・ 水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	◎/◎	○	○
		水供給（地下水）	◎	△	△
		水需要	◇	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇/◎	○	○
	淡水生態系	河川	◎	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動	◎	○	○
自然災害	河川	洪水	◎/◎	○	○
		内水	◎	○	○
	その他	強風等	◎	○	△

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△	
		死亡リスク等	◎	○	○	
	暑熱	熱中症等	◎	○	○	
		感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△
			節足動物媒介感染症	◎	○	△
	その他の感染症		◇	□	□	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	
		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	◎	○	△	
		その他の健康影響	◇	△	△	
産業・経済活動	製造業	—	◇	□	□	
	食品製造業		◎	△	△	
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	
	商業	—	◇	□	□	
	小売業		◇	△	△	
	金融・保険	—	◎	△	△	
	建設業		◎	○	□	
	医療		◇	△	□	
都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	○	○	
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事地場産業等	◇	○	○	
			—	○	△	
その他	暑熱による生活への影響等	◎	○	○		

左:RCP2.6(2℃上昇相当) 右:RCP8.5(4℃上昇相当)
「気候変動影響評価報告書総説」(環境省)を基に作成

コラム 気候変動による農作物への影響

近年の温暖化の影響によって、日本のコメ生産もすでに、一部の地域あるいは極端な高温年に、収穫量(収量)の減少が見られています。また見た目や味の点でコメの品質に悪い影響を与える白未熟粒の発生も、各地で報告されています。

白未熟粒とは、コメの細胞にデンプンが詰まらず、その空気の間隙が光を乱反射して白く見える粒のことで、イネの穂が出てから20日間程度の期間に異常な高温状態に置かれると、発生量が増加すると言われ、コメの品質に大きく影響します。

今後、温暖化の進行に伴ってコメの収穫、品質についての影響が強まると考えられ、高温化に強い品種の開発や普及が必要です。



整米と白未熟粒の比較

出典: ニュース 農業と環境 No. 110 2016.12
(農業・食品産業技術研究機構)

3 基本施策等

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び西東京市気候変動適応計画に基づき、以下の施策に取り組みます。

■ 地球環境分野における現状と課題の概要(詳細はp37 参照)

現状	近年、本市は、温室効果ガス排出量が横ばいで推移している一方、エネルギー消費量が微増しています。また、再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置が増加しています。
課題	地球温暖化対策を推進するため、民生家庭部門、民生業務部門を中心とした温室効果ガスを大幅に削減するとともに、温暖化への備えも進める必要があります。

✓ 基本施策 1 緩和策の推進

地球温暖化対策を推進するため、省エネルギーの推進や太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用、また脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりを行います。さらに、資源循環の取組やみどりの保全・創出・活用を行います。

✓ 基本施策 2 気候変動への適応

今後、地球温暖化がさらに進むことで自然災害や健康被害の増加が懸念されるため、自然災害に強いまちづくりや健康的な生活の確保に取り組みます。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値(2030 年度)
温室効果ガス排出量	598 千 t-CO ₂ (2013 年度)	323 千 t-CO ₂ (2013 年度比 46%減)
最終エネルギー消費量	5,779TJ (2013 年度)	3,799TJ (2013 年度比 34%減)
太陽光発電設備導入量	7,373kW (2013 年度)	17,000kW (2013年度比230.6%増)
クールシェアスポット 施設数	3施設 (2023年度)	30 施設

基本施策1 緩和策の推進

施策 1-1 省エネルギーの推進

- ① 家庭や事業所における省エネルギー活動の実施に向けた啓発を行います。
- ② 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。
- ③ 家庭や事業所における省エネルギー機器の設置を支援します。

施策 1-2 再生可能エネルギーの導入推進

- ① 再生可能エネルギー由来電力の普及啓発を行います。
- ② 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の普及啓発を行います。
- ③ 公共施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を行います。
- ④ 公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を推進します。

施策 1-3 脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりの推進

- ① 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けたデコ活の普及啓発を行い、環境に配慮した行動を促進します。
- ② テレワークの推進により、通勤時の移動に伴うエネルギー消費を削減します。
- ③ 住宅のネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化や民間施設のネットゼロエネルギービル(ZEB)化などを推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- ④ 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を推進し、食物の輸送に係るエネルギー消費を削減します。
- ⑤ 地球温暖化防止対策基金を活用した、森林整備によるカーボンオフセット事業などを検討します。
- ⑥ 環境市民表彰や環境ポイント事業を行い、環境に配慮した行動を推進します。
- ⑦ エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を行います。
- ⑧ 公共交通機関の充実、自転車利用環境向上により、移動手段について公共交通機関や自転車への転換を促進します。
- ⑨ ガソリン車から ZEV への転換を促進します。
- ⑩ 公共施設の ZEB 化を推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- ⑪ 庁用車の新規導入時際には ZEV の調達に努めます。
- ⑫ ZEV 普及のため、充電設備の設置を促進します。
- ⑬ フロン、代替フロンの適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及を啓発します。

施策 1-4 資源循環の推進

CO₂ の排出削減に向けて、「資源循環の推進」に取り組みます。(「基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます 施策3-1,2,3」参照(p39))

施策 1-5 みどりの保全・創出・活用

CO₂ の吸収源となる、みどりの保全・創出・活用を行います。(「基本方針3 地域の良好な環境を守ります 施策 5-2,3」参照)(p43,44))

基本施策2 気候変動への適応

施策 2-1 自然災害に強いまちづくり

- ① 気候変動による気温上昇に対し、農業のあり方の変更など、地球温暖化の中で生きるための多様な取組を推進します。
- ② 地域防災計画、浸水ハザードマップ、災害廃棄物処理計画などの定期的な見直し、周知を実施します。
- ③ 局地的な豪雨などを見据えた浸水対策のため、雨水幹線の整備を推進します。

施策 2-2 健康的な生活の確保

- ① 熱中症の発生防止に向けて、市民に対する命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、事業者との連携、極端な高温の発生への備えなどを実施します。
- ② 感染症の発生状況などの情報収集を行い、市民などに情報発信を行うとともに、感染症対策について普及啓発を実施します。

コラム

熱中症特別警戒情報

近年、夏季に多くの方が熱中症で病院へ搬送され、死亡する人も増える傾向が続くなか、国は地方自治体の熱中症対策を法的に位置づけた気候変動適応法改正案を 2023(令和5)年 2 月に閣議決定しました。

この中で、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報が創設されました。

■ 熱中症警戒アラート発表時の熱中症予防行動の例

- ✓ 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- ✓ 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- ✓ 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
- ✓ エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止／延期をする。
- ✓ のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。



環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地球環境分野編）

市民



- 日常生活における省エネ活動を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて自家用車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市浸水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しましょう。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握しましょう。 など

事業者



- 日常の仕事におけるエネルギー利用を見直す、設備更新の際にエネルギー効率の高いものを選択するなど、エネルギーの使用量の削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて社用車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの災害が発生した場合でもできるだけ事業活動が継続できるように、BCP(事業継続計画)について検討しましょう。 など

コラム 手軽なエコ！「節水型シャワーヘッド」

資源エネルギー庁によると、家の中で用途別のエネルギー消費量が最も多いのは「給湯」となっており、給湯だけで全体の 38.7%を占めています。水をお湯に変えるには、大量のエネルギーを必要としているんですね。

近年、専用の売り場が設けられているほど、さまざまな種類があるシャワーヘッド。なかでも「節水型」のものは、環境にやさしく経済的なアイテムです。今の通常のシャワーヘッドを、水を「出す/止める」を手元のスイッチで切り替える節水型に交換するだけで、年間の CO₂ 削減量は約 73.1kg、ガス代は約 9,704 円の節約になります(ガスのみで比較*)。快適さはそのまま、普段通り使うだけで節水も CO₂ 削減も叶える節水型シャワーヘッドに交換して、お得にエコしましょう！

※シャワー湯量を 10ℓ/分とし、節水シャワーヘッド・通常シャワーヘッドを 5 分づつ使用した場合、4 人分で算出(出典:「ウルトラ省エネ BOOK」東京ガス)

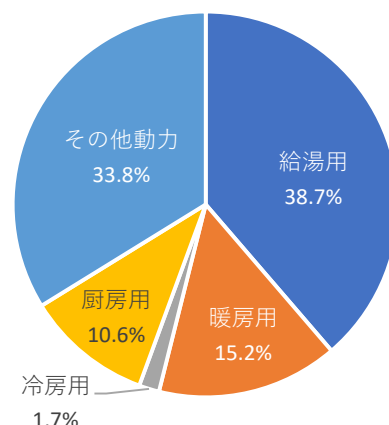


図 都における家庭部門のエネルギー消費量の用途別割合(2020年度)
出典:2023 家庭の省エネガイドブック (東京都)

地球環境分野の現状と課題

【現状】

- 本市の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降で見ると、年度によって増減していますが近年は横ばいで推移しており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である2020(令和2)年度は545千t-CO₂でした。
- 本市の2013(平成25)年度以降の最終エネルギー消費量は減少傾向にあり、エネルギー消費量の算定が可能な最新年度である2020(令和2)年度は5,527TJでした。
- 再生可能エネルギー導入容量は8,264kWとなっており、内訳として10kW未満の太陽光発電が80%、残りが10kW以上の太陽光発電となっています。
- 導入容量累積の経年変化についてみると、2014(平成26)年度から2020(令和2)年度の6年間で導入量が約1.6倍に増加しました。
- 水害発生時の危機管理対策として、西東京市浸水ハザードマップの公表や石神井川河川監視カメラによる水位情報の発信などを行っています。
- 熱中症対策として、市ではホームページで熱中症対策や暑さ指数の実況や予測について情報発信を行っています。

【課題】

- 本市の温室効果ガス排出量の7割以上が民生家庭部門、民生業務部門から排出されているため、これらへの対策が必要です。また、温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー消費に由来しているため、一層の省エネ、再エネ導入が必要です。
- 今後、温暖化の進行に伴って水害や熱中症など健康被害の増加など、さまざまな影響が生じることが予想されており、これらへの対策が必要です。

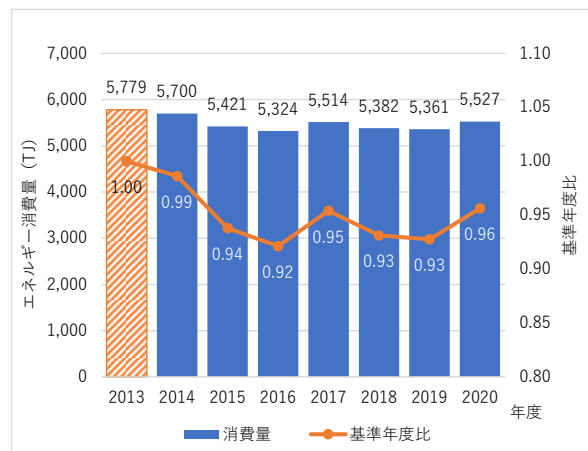


図 3-10 エネルギー消費量の推移
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

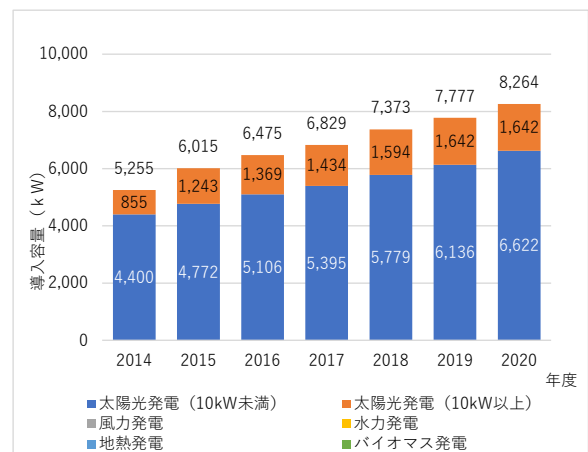


図 3-11 再生可能エネルギーの設備容量の導入状況
出典:自治体排出量カルテ(環境省)

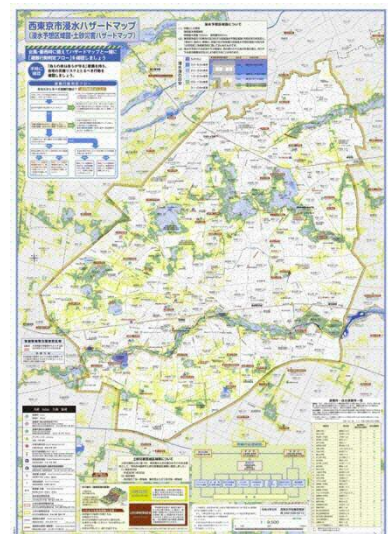


図 3-12 西東京市浸水ハザードマップ
出典:西東京市

基本方針2

循環型社会の構築に

向けて取り組みます (資源循環分野)

【関連する SDGs目標】



■ 資源循環分野における現状と課題の概要(詳細はp41 参照)

現状	近年、本市は人口が増えたことで出されるごみの全体量も増加していますが、「市民1人が出すごみの量」は横ばいを維持しています*。
課題	ごみを「できるだけ出さない」「できるだけ再利用(リユース)する」「できるだけ再生利用(リサイクル)する」ことで、ごみを減らして資源として有効利用する必要があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた2020年を除く

✓基本施策3 4Rの推進

4Rを推進するため、ごみの排出抑制やまだ使えるものの再利用、不要なものを受け取らない、再生利用などに取り組むとともに、市民や事業者が4Rに取り組むことができるように情報収集や情報発信を行います。

✓基本施策4 適正処理の推進

資源化できないごみを適正に処理するため、効率的なごみ収集や周辺自治体と共同したごみの広域処理を推進します。

■指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
家庭ごみ原単位	353g/人・日	333g/人・日
ごみ排出量	32,967t/年	31,739t/年
資源化率	32.4%	33.2%

基本施策3 4Rの推進

施策3-1 排出抑制・再利用の推進

- ① マイバッグやマイカップなどの活用、無駄のない食材の活用や生ごみ分別回収などを通じた、家庭から排出されるごみの減量のための取組周知を行います。
- ② ごみ排出量、処理費、市民意識などの変化の分析・検証を行います。
- ③ 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化などについての指導を行います。
- ④ フードドライブ等を実施することで、食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)を削減します。
- ⑤ フリマアプリやリユースショップ、シェアリングサービスの活用など、ストックを最大限に活用するための取組周知を行います。
- ⑥ イベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器、リユース食器などの利用を推進します。

施策3-2 再生利用の推進

- ① 市民団体や自治会・町内会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動、事業者と連携した店頭回収を推進します。
- ② プラスチック資源循環戦略に基づく、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化についての検討を行います。
- ③ 使用済小型電子機器などの再資源化を推進します。
- ④ バイオマスプラスチック等製ごみ袋の活用を検討します。

施策3-3 4Rの推進に向けた情報収集、情報発信

- ① ごみ減量、排出ルール of 徹底に向けた、情報発信、講座などによる啓発を実施します。
- ② エシカル消費やグリーン購入など環境保全につながる消費行動を普及啓発します。
- ③ ごみの排出抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。

基本施策4 適正処理の推進

施策4-1 効率的なごみ収集の推進

- ① 収集・運搬車両の台数の見直しを検討します。
- ② 収集・運搬を円滑に、より効率的に行うため、市民のごみ排出マナー向上を推進します。

施策4-2 広域処理の推進

- ① 適正な処理の継続に向けた、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設などの適切な維持管理、施設の更新について柳泉園組合及び構成市において検討します。
- ② ごみ処理の効率化に向けて、周辺自治体や事業者との共同による資源化の取組を検討します。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（資源循環分野編）

市 民



- 必要なものを必要な分だけ購入し、できるだけごみとして出す量を減らしましょう。
- ものを購入するのではなく、リースやレンタル、シェアリングサービスなどのサービスサイジングビジネスを活用しましょう。
- 調理の際には作り過ぎない、食材の消費期限を確認し無駄にしない、できるだけ残さず食べるなどに取り組み、食品ロスを減らしましょう。
- ごみを資源として利用するため、市の分別区分を守って資源ごみを出しましょう。
- 店頭や市民団体や自治会・町内会、集合住宅単位などでの資源ごみ回収を有効利用しましょう。
- プラスチック製品を購入する際は、再生利用されたプラスチックやバイオマス由来のプラスチックを使用しているものを選びましょう。
- まだ使用することができるけれども不要になったものは、フリマアプリやリユースショップを活用するなど、再利用されるようにしましょう。 など

事 業 者



- 社内でのごみ出しのルール作りや社員教育を通じて、ごみ排出量の削減、分別の徹底による再資源化に努めましょう。
- 製品の製造においては、製造工程の見直しなどを行い、できるだけ廃棄物が発生しないように工夫しましょう。
- 食品卸売業、食品販売業では商品の管理を通じてできるだけ食品ロスが出ないように努めるとともに、フードバンクやフードドライブを活用しましょう。
- ペットボトルや食品トレーなどの店頭回収をはじめとして、再資源化に向けて使用済製品の回収に取り組みましょう。
- プラスチック製品を製造する際には、素材原料として再生プラスチックやバイオマス由来のプラスチックを採用し、製品設計に当たっては分解のし易さやプラスチック使用量を削減する工夫を行いましょう。 など

■資源循環分野の現状と課題

【現 状】

- 本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと 4R に取り組んでいます。
- 2017(平成 29)年度以降についてみると、ごみ排出量は増加傾向となっている一方、1人1日当たりごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、ごみ排出量の増加は人口の増加の影響であることがわかります。
- 2007(平成 19)年度から戸別収集、指定袋収集、プラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。2013(平成 25)年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、本市においても小型家電の回収を実施しています。
- 古紙類の資源化の促進を図るため、家庭で使用しなくなった紙袋の提供を受けるとともに、古新聞を活用した「ざつがみばっぐ」を推奨し、作り方の周知も行っています。障がい者自立支援に係る雇用促進の一環として、ごみ減量推進課で作製し、田無庁舎、エコプラザ西東京において配布を行っています。
- 生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。
- 多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、2006(平成 18)年度よりそれまで埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

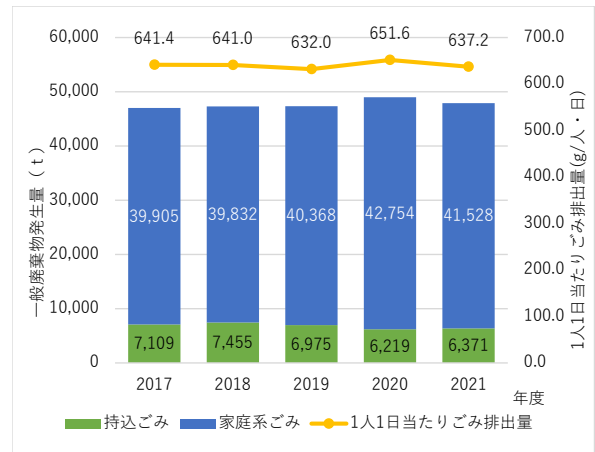


図 3-13 一般廃棄物発生量の推移
出典：西東京市



ざつがみばっぐ

【課 題】

- ごみ排出量は概ね横ばいとなっており、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増加したことにより家庭ごみの量が増えていると考えられることから、引き続き排出削減対策が必要です。
- 資源化率については概ね横ばいで推移しており、排出抑制、再利用を基本とした排出削減を進めるとともに、分別の徹底による資源化の推進に努める必要があります。

基本方針3

地域の良好な環境を守ります (地域環境分野)

【関連する SDGs目標】



■ 地域環境分野における現状と課題の概要(詳細はp47 参照)

現状	本市には雑木林、農地などの武蔵野の景観が残され、これらのみどりと河川や公園が水とみどりのネットワークを形成しています。また、都市計画道路の整備が進められており、歩行者や自転車利用者に配慮した環境づくりが行われています。
課題	雑木林や農地などの宅地化によってみどりが減っており、これらの保全に取り組む必要があります。また、大気や水質、土壌の汚染防止などに努め、良好な生活環境をこれからも維持していく必要があります。

✓基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

生物多様性の保全や公園、緑地の保全・創出・活用に取り組むとともに、農地の保全や水循環の確保、みどりや水辺とのふれあいの確保を通じて市内の自然環境を保全します。

✓基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

地域の歴史や文化は地域の自然環境や生態系などと結びついていることを理解し、歴史的・文化的環境資源の保全や活用を行います。

✓基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

事業活動や市民生活によって生じる影響から生活環境を保全するため、大気・水質などの環境に関する調査・研究や、環境への影響が生じた場合は改善に取り組みます。

✓基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

道路ネットワーク及び交通ネットワークの円滑化や充実、歩行者・自転車利用環境の整備、誰もが利用しやすいまちづくりに取り組むとともに、美しい景観の形成や市内美化を推進します。

■指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定状況	872本(保存樹木)	900本(保存樹木)
	19,783m ² (保存樹林)	20,000 m ² (保存樹林)
	7,618m(保存生垣)	7,700m(保存生垣)
公園ボランティア数	941人	1,400人
郷土資料室の来館者数	2,165人	3,000人
大気環境基準の達成状況	二酸化窒素…3/3	二酸化窒素…3/3
	浮遊粒子状物質…3/3	浮遊粒子状物質…3/3
	光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
河川の水質環境基準の達成状況	BOD…0.9(mg/L) (石神井川溜漕橋)	環境基準以下を維持 (BOD…3 mg/L 以下)
自動車騒音環境基準の達成状況	昼間…94%	昼間…100%
	夜間…88%	夜間…100%

基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

施策 5-1 生物多様性の保全

- ① 市内の生物多様性の現状についての調査を実施します。
- ② 野生生物の生息基盤に着目し、緑地を保全します。
- ③ 生物多様性に関する意識啓発を実施します。
- ④ 外来種に関する情報発信、取扱などについて周知します。
- ⑤ 生態系に影響を与える恐れのある生物種について、必要に応じて防除を実施します。

施策 5-2 みどりの保全・創出

- ① 樹林地等の保全のための取組を支援します。
- ② 農地の保全として、生産緑地の保全、次世代農業者の農地確保など、持続可能な農業経営に向けた取組を推進します。
- ③ 民有地内の緑化として生垣や花壇の造成などの取組を支援します。
- ④ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導などを行います。
- ⑤ 道路の新規整備、改修などの際に街路樹等の整備、維持管理を実施します。
- ⑥ 公共施設における屋上緑化・壁面緑化をはじめとする敷地内の緑化を推進します。
- ⑦ 公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理などを行います。
- ⑧ 市民協働で公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成を実施します。

施策 5-3 みどりの活用

- ① 多面的な機能を持つ農地や緑地のグリーンインフラとしての活用を促進します。
- ② 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるため、市民農園など農地の活用を推進します。

施策 5-4 水循環の確保

- ① 道路や公共施設、農地や緑地の保全による雨水の地下浸透を促進します。
- ② 雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。
- ③ 公共施設での雨水利用方法を検討します。

施策 5-5 みどりや水辺とのふれあいの確保

- ① 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを実施します。
- ② 市民がみどりに親しむ機会の提供について検討します。

基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

施策 6-1 歴史的・文化的環境資源の保全

- ① 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財の保存や復元を実施します。
- ② 郷土に関する民具・農具などの文化財資料について、収集・整理、公開を行います。
- ③ 文化財とその周辺の自然環境などを一体的に捉えたみどりの保全を実施します。

施策 6-2 歴史的・文化的環境資源の活用

- ① 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。

基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

施策 7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進

- ① 大気や水質、騒音、土壌などの現状の継続的なモニタリング、調査結果の収集・公表を実施します。
- ② 市民ボランティア・NPOなどと連携した環境調査等を実施します。
- ③ 環境に影響を及ぼす可能性のある事業活動に対して、調査を行います。
- ④ 環境の状況に応じ、国や東京都と連携して被害防止に向けた対応を実施します。

施策 7-2 大気・水などの環境の改善

- ① ガソリン車から ZEV への転換を促進します。
- ② 公共下水道への接続を啓発します。
- ③ ディーゼル車規制や土壌汚染対策などの環境汚染対策を推進します。
- ④ 環境法令に基づき、適切な指導を行うことで、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりを実施します。

基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

施策 8-1 道路交通の円滑化

- ① 交通渋滞対策として、都市計画道路を中心とした幹線道路の整備の実施、関係機関との連携による対策を検討します。
- ② 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化に向けた取組を推進します。

施策 8-2 公共交通ネットワークの充実

- ① コミュニティバス(はなバス)の利用実態や市民ニーズを踏まえた効率的な運行に努めます。
- ② 公共交通機関の利用促進を実施します。

施策 8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備

- ① 都市計画道路の整備において、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる道路とし、安全性の向上を図っていきます。
- ② 都市計画道路の整備において、歩車道の段差解消などユニバーサルデザインの視点を踏まえるとともに、無電柱化の推進等を関係機関と連携して実施します。
- ③ 危険箇所の局所改修や、カーブミラーなどの道路安全施設の整備を実施します。

施策 8-4 誰もが利用しやすいまちづくり

- ① 誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを踏まえた整備などを推進します。
- ② 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策を実施します。

施策 8-5 美しい景観の形成

- ① 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を実施します。
- ② 農地や屋敷林など特色あるみどりの景観や社寺などの歴史的景観を保全します。
- ③ 管理されていない空き家、空き地対策として、所有者に対して適正管理のための助言や情報提供を実施します。

施策 8-6 市内美化の推進

- ① 駅周辺や河川周辺をはじめとした、市民の美化活動の支援を実施します。
- ② ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動を実施します。
- ③ ペットの飼い方・マナーについての意識啓発を実施します。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地域環境分野編）

市 民



- 自宅敷地内やベランダなどで植物を育てましょう。
- 樹林地や緑地の所有者は保全や適切な管理を行いましょ。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょ。
- 市内の農地を保全するため、地産地消に取り組み、市内産農産物の消費拡大に協力しましょ。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょ。また、特定外来生物などの防除活動への協力や、生き物を飼育する場合に適正な飼育を行いましょ。
- 郷土の歴史や文化に興味を持ち、保全に協力しましょ。
- 自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生の抑制に努めましょ。
- ごみやたばこのポイ捨てを行わない、ペットがフンをした場合は持ち帰るなど、美しいまちを守るためのマナーを守りましょ。また、地域で行われる美化活動に参加しましょ。など

事 業 者



- ベランダや屋上などの事業所敷地内で植物を育てましょ。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょ。
- 市内の農地を保全するため、市内産農産物を販売することや食材として活用することで、消費拡大に協力しましょ。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょ。また、特定外来生物などの防除活動に協力しましょ。
- 郷土の歴史や文化の保全に協力しましょ。
- 事業活動での自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生抑制に貢献しましょ。
- 工場などのばい煙や汚水などの適正処理についての自主的な検査、事業活動における公害対策、環境負荷の状況などの情報の共有に協力しましょ。
- 化学物質の使用、排出、廃棄について、環境に負荷を与えないように適正に管理しましょ。など

■ 地域環境分野の現状と課題

【現 状】

- 本市には、雑木林、屋敷林、農地などの武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、農地は、農業従事者の高齢化や後継者等の担い手不足による農家数の減少や宅地、駐車場などへの転用により減少しています。
- 市内を流れる石神井川は、市民団体などによって清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場として良好な水辺環境が形成されていますが、一方で水が流れていない場所や魚類などの生息が確認できない場所もみられます。
- 都立東伏見公園では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。
- 市内には、国史跡である下野谷遺跡や玉川上水をはじめ、玉川上水の両岸に植樹された国名勝であるヤマザクラの並木の小金井(サクラ)など、国、都や市の指定文化財が多数存在しています。
- 市内の都市計画道路では歩行者、自転車に配慮した整備が進められています。

【課 題】

- 雑木林や屋敷林、農地などの自然環境は生物多様性の保全や防災・減災などの多様な機能を担うグリーンインフラとして重要であることから保全に努める必要があります。
- 大気や河川水質をはじめとした生活環境は概ね良好な状態が維持されており、今後も維持に努める必要があります。
- 歩行者、自転車利用者の安全性に配慮するため、道路の新規整備において、引き続き歩行者・自転車空間の確保に努める必要があります。

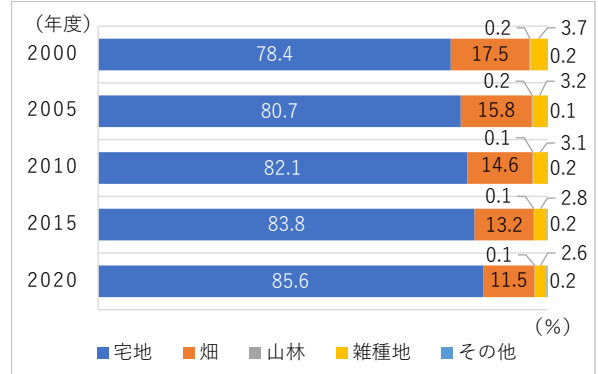
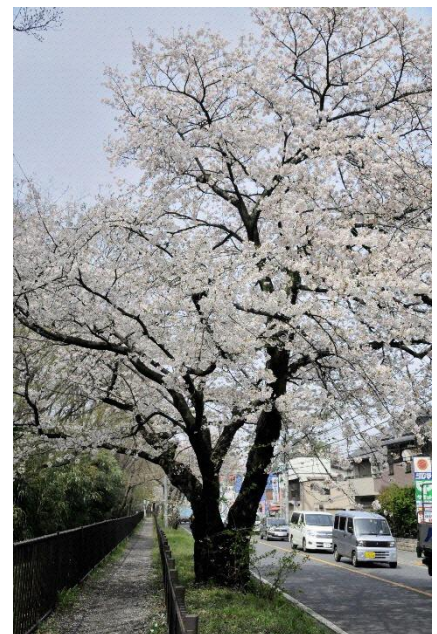


図 3-14 土地利用分類の推移
出典:西東京市



国名勝 小金井(サクラ)



国史跡 下野谷遺跡

基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います

(人づくり分野)

【関連する SDGs目標】



■ 人づくり分野における現状と課題の概要(詳細はp51 参照)

現状	下保谷四丁目特別緑地保全地区、エコプラザ西東京などの地域資源を活かしながら、市民や団体が参画して環境に関する催しや講座などが行われています。
課題	団体活動の支援や市民・事業者が取組に参加する機会や場を作るなど、市内の環境保全活動をもっと促すための取組が必要です。

✓ 基本施策 9 環境情報の発信・共有

市が主体となって、ホームページやイベント、講座などを通じた市民への環境関連情報の発信や、事例公表などによる市民や事業者が持つ環境情報の共有に取り組みます。

✓ 基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と考え、環境保全に取り組むため、環境学習・教育を充実させるとともに、参画の場となる環境保全活動を推進します。

✓ 基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

環境保全に向けて、市民・事業者・市の協力体制を構築するとともに、国や東京都などと広域的な体制づくりも行います。

■ 指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
環境学習事業数	86事業	140事業
環境学習講座への参加者数	2,194人	3,500人
協働事業数	27事業	35事業

基本施策 9 環境情報の発信・共有

施策 9-1 環境情報の発信

- ① 市民・事業者が必要とする環境情報を提供します。
- ② 環境情報を幅広く提供するイベントや講座を開催します。
- ③ 環境学習・環境教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

施策 9-2 環境情報の共有

- ① 市民・事業者からの情報を受信し、双方向の情報共有を実施します。
- ② 地域の環境学習・環境教育、環境保全活動の事例の公表、表彰を実施します。

基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

施策 10-1 環境学習・環境教育の充実

- ① 環境学習・環境教育などの機会や内容を充実します。
- ② 未就学児に対し、出前講座やリーフレットの配布など、環境の大切さを身近に知る機会を設けます。
- ③ 教育機関との連携を図りながら、環境について学校教育における子どもたちが主体的に学ぶことができる取組を充実します。
- ④ SDGsの実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会の提供や啓発を実施します。

施策 10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施

- ① 環境保全活動への参加意識を啓発します。
- ② 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。
- ③ 市民団体による環境保全活動の実態把握・活動支援を実施します。

施策 10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用

- ① 環境学習や環境保全活動に関する人材を育成します。
- ② 環境に関する専門家や、環境学習・環境教育の指導ができる市民や団体などの情報整理・活用を実施します。
- ③ 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。

基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

施策 11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- ① 環境分野における市民・事業者・市の協働を促進します。
- ② 環境学習・情報ネットワークを活用した環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換を実施します。

施策 11-2 広域的な連携の推進

- ① 広域的に対応すべき課題に対する国・東京都及び関連自治体との連携を行います。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（人づくり分野編）

市民



- 環境問題について関心を持ち、インターネットやテレビ、新聞などを通じて関連する情報を収集しましょう。
- 市や地域の団体が催す環境についての学習会などに積極的に参加し、環境問題について学びましょう。
- 地域の環境に興味を持ち、地域の環境保全活動に参加しましょう。 など

事業者



- 事業活動において環境保全意識を浸透させるため、従業員に対する環境教育を実施しましょう。
- 清掃活動や自然環境保全活動など、地域の環境保全に参加・協力しましょう。
- 事業者としての専門ノウハウを生かし、市や市民と協力して地域の環境保全に貢献しましょう。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行いましょう。 など

コラム 持続可能な開発のための教育(ESD)

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。



ESDのイメージ

出典:文部科学省ホームページ
(<https://www.mext.go.jp/>)

■人づくり分野の現状と課題

【現 状】

- 環境学習事業として、市が主催し企業や団体の参画によって開催された環境フェスティバルをはじめ、下保谷四丁目特別緑地保全地区の一般公開やイベント、エコプラザ西東京や公民館でのさまざまな講座などが行われています。
- 環境保全活動として、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民の意識を高めることを目的とした環境ポイント制度(にしとうきょう環境チャレンジ)や西原自然公園での山仕事体験会、自然観察会、市民団体や市内高校生などによる石神井川での清掃活動が行われています。また、市内の団体、事業者や市民が行っている地域の清掃活動や公園などの外来種の駆除活動が行われています。
- 脱炭素社会につながる環境にやさしい行動に取り組むまちづくりを進めるため、積極的で優れた環境活動を行う、個人・団体・学校・事業者について表彰する「にしとうきょう環境アワード」を実施しています。



環境フェスティバル



にしとうきょう環境アワード

【課 題】

- 市民団体においては、会員の高齢化などによる人材不足が問題になっています。また、活動を行う上で必要な資材などを購入する際の金銭的な支援や継続的に活動を行う場が求められています。
- 市内ではさまざまな事業者や市民団体などによる環境保全の取組が進められており、これらの取組を市が情報発信などを通じて活動支援することも重要です。
- 幅広い環境分野において市単独で環境保全の取組を進めることは困難であり、地域の環境保全に関心が高い事業者や団体などと連携を図りながら、取組を進めるための体制づくりが必要です。



高校生と市民団体による石神井川清掃活動

第4章 重点戦略

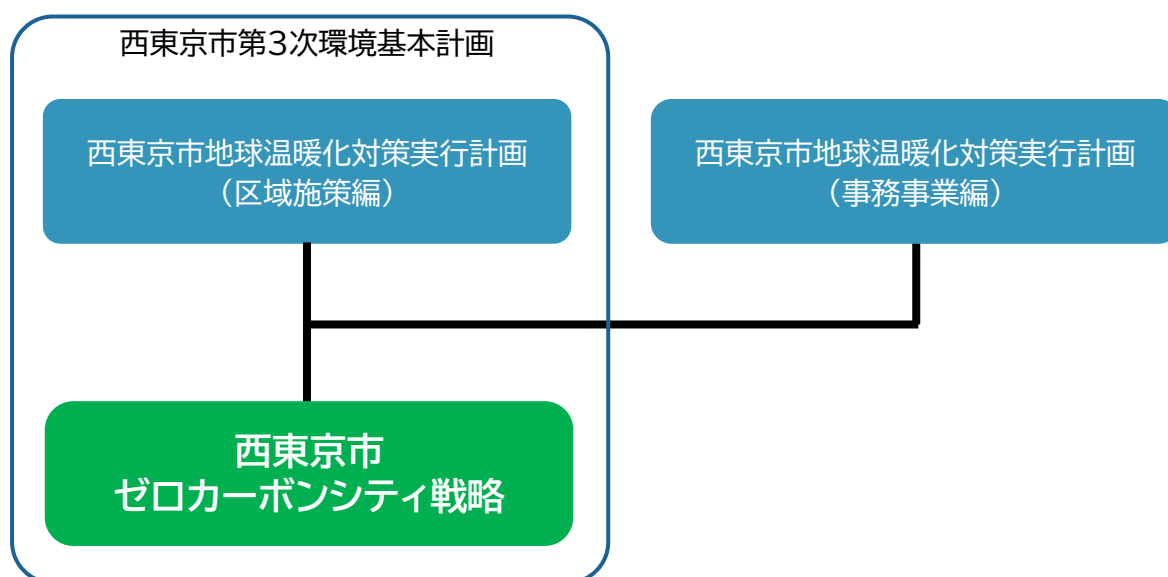
第4章では、本計画において重点的に進めるべき戦略として位置づけた地球温暖化対策及び生物多様性の保全に焦点を絞り、それぞれについて、一定の取組成果を挙げるための戦略(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)を示します。

1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略

1)西東京市ゼロカーボンシティ戦略の位置づけ

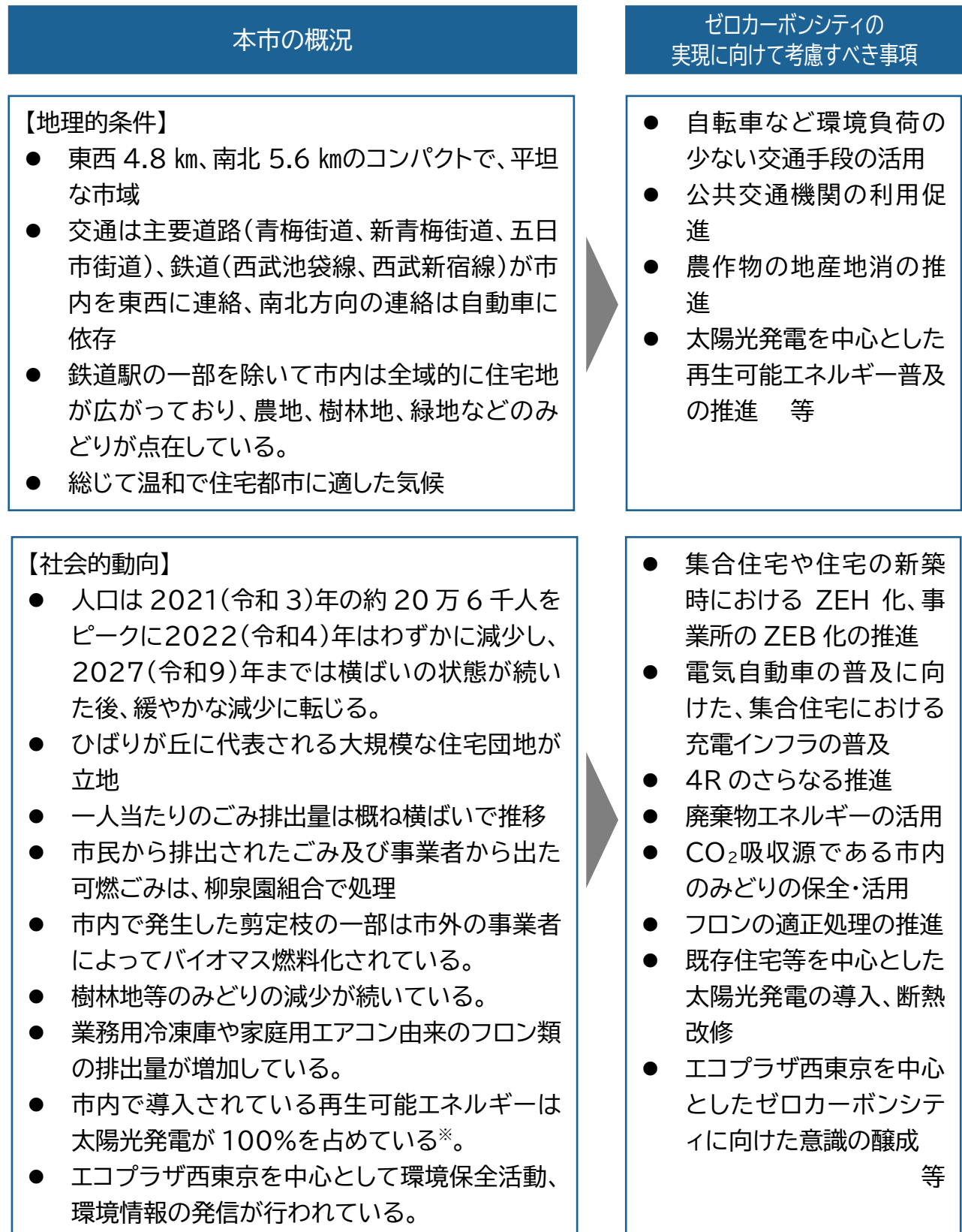
「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」では「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の目標年度である2030(令和12)年度に向けて、目標達成を実現するための取組指針、ロードマップを示します。

なお、本市の地球温暖化対策については、市域全体の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び市の事務事業の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、この両計画に基づいて各部門でどのようなことに取り組むかについて方向性を示した「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」から構成されており、これらの推進を通じてゼロカーボンシティの実現を図ります。



2)市の概況とゼロカーボンシティの実現に向けて考慮すべき事項

ここでは、本市の概況と、これを踏まえた本市においてゼロカーボンシティを実現するために考慮すべき事項について整理しています。



*自治体排出量カルテ(環境省)より

3)ゼロカーボンシティの実現に向けた取組指針

ここでは、ゼロカーボンシティを実現するため、部門ごとの取組の方向性を示します。

■ 民生家庭部門

【省エネルギーの推進】

- 住宅において、不要な照明の消灯やテレビのこまめな電源オフ、冷蔵庫やエアコンの設定温度を見直すなど、日常生活における省エネの取組を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みます。
- 住宅の古くなった設備を更新する際には、照明の LED 化や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入、ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の導入を通じたエネルギー管理を検討します。
- 住宅を新築する際には、ZEHを検討する。
- 住宅を改修する際には、窓の二重サッシ化、壁や天井・床に断熱材を入れるなどの省エネ改修を行い、少ないエネルギーで快適に生活できる住環境づくりを行います。
- 日常生活での移動の際には自家用車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを活用します。
- 自家用車を買替える際には EV などの ZEV を選択します。

【再生可能エネルギーの導入】

- 住宅で使用する電力について、再生可能エネルギー由来電力に切り替えます。また、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー機器を導入し、家庭用蓄電池の活用などを通じて、エネルギーの地産地消を行い、日常生活で発生する二酸化炭素の量をできるだけ減らします。

【脱炭素型のライフスタイルの普及】

- ごみ出しの際には 4R を徹底します。また、買い物の際には、リサイクル製品やバイオマスプラスチック製品、市内産農産物を率先して購入し、食品の買い過ぎ、食事の作り過ぎなどによる食品ロスの削減に取り組むなど、脱炭素型ライフスタイルに取り組みます。

【フロン適正処理、ノンフロン化の推進】

- フロン、代替フロン製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を購入します。

■ 民生業務部門

【省エネルギーの推進】

- 事業所において、共用部などの不要な照明のこまめな消灯、エアコンの設定温度の見直しなど、職場における省エネの取組を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みます。
- 事業所の設備機器を更新する際には、照明のLED化や省エネ性能の高いパソコン、コピー機、空調機、冷蔵ケースや冷凍庫などの導入、ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入を通じたビルのエネルギー管理を検討します。
- ビルを新築する際には、ZEBを検討し、改修する際には二重サッシや断熱材を入れる、壁面緑化や屋上緑化に取り組むなど、少ないエネルギーで快適に就業できる環境づくりを行います。
- 業務での移動の際には社用車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを活用します。
- 社用車を買替える際にはEVなどのZEVを選択します。

【再生可能エネルギーの導入】

- 事業所で使用する電力について、再生可能エネルギー由来電力に切り替えます。また、ビルの屋上などを活用した太陽光発電などの再生可能エネルギー機器を導入し、エネルギーの地産地消を行い、二酸化炭素の排出をできるだけ減らします。

【フロン処理の適正処理、ノンフロン化の推進】

- フロン、代替フロン製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を購入します。
- 冷蔵ケースや冷凍機などのフロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

■ 運輸部門

【省エネルギーの推進】

- 自動車のエコドライブや適正な車両のメンテナンス、運行管理を通じて、自動車利用の省エネルギー化に努めます。

【ZEVの導入】

- 電気自動車、水素自動車などのZEVの導入、充電設備などのインフラ整備に取り組みます。

■ 産業部門

【省エネルギー・省 CO₂ の推進】

- 製造工程における省エネルギー化を図るため、燃焼設備や熱利用設備、空調設備などについて、効率的な設備の運用に努めることで省エネルギー化を図ります。
- 工場における設備更新時においては、省エネルギー型設備の導入、工場エネルギー管理システム(FEMS)の導入などを通じて、エネルギー利用の高効率化を図るとともに、エネルギー源を重油から都市ガスに転換するなど、CO₂排出が少ないエネルギーに転嫁します。
- 工場や事務所などの建物について、新設時におけるZEB化や断熱性能の向上など省エネ改修などを行います。

【再生可能エネルギーの導入】

- 製造工程におけるエネルギーについて、化石燃料からの代替を図るため、電力については再生可能エネルギー由来電力に切り替えます。また、バイオマスボイラーや、太陽光発電設備の導入を行います。
- 農地については営農型太陽光発電設備(ソーラーシェアリング)の導入による収益力の強化を図ります。

【資源の有効利用】

- 生産工程の見直しなどを通じた廃棄物の排出抑制、分別の徹底、再生資源素材の活用によるリサイクルの推進に取り組みます。

【フロン of 適正処理、ノンフロン化の推進】

- 脱フロン型の生産体制の整備に努めます。また、フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。フロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

■ 廃棄物部門

【分別方式の見直しの検討】

- 分別区分の見直しを検討するなど、分別の徹底を通じてごみ処理に伴う温室効果ガスの排出削減について検討を行います。

【ごみ収集における対策の推進】

- ごみ収集の高効率化に取り組みます。
- 収集車両のZEV化などを検討します。

【廃棄物エネルギーの活用】

- ごみ処理で得られる電気や熱などのエネルギーは低炭素な再生可能エネルギーであるため、これらのエネルギーのさらなる活用について検討します。

■ 部門横断的な取組

【ゼロカーボンシティの実現に向けた理解促進、意識醸成】

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、適切な情報の共有や市民・事業者・市の交流、協働の場づくりを行うとともに、学校教育や地域における勉強会などの機会を提供します。
- 市民・事業者は、勉強会などに積極的に参加します。

【脱炭素まちづくりの推進】

- 公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車利用への転換など脱炭素に向けたまちづくりを進めます。

【市域のみどりの保全・創出】

- 市域の樹林地、農地、緑地、屋敷林などのみどりの保全や創出を通じて、みどりによる CO₂ 吸収能力を強化する取組みを行います。

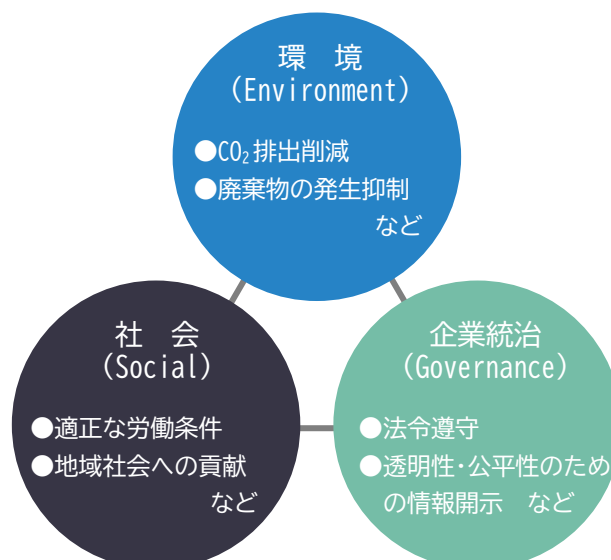
【カーボンオフセットの実施】

- 市域外の森林の保全の協力などを通じて、カーボンオフセットに取り組まします。

コラム ESG(環境・社会・ガバナンス)について

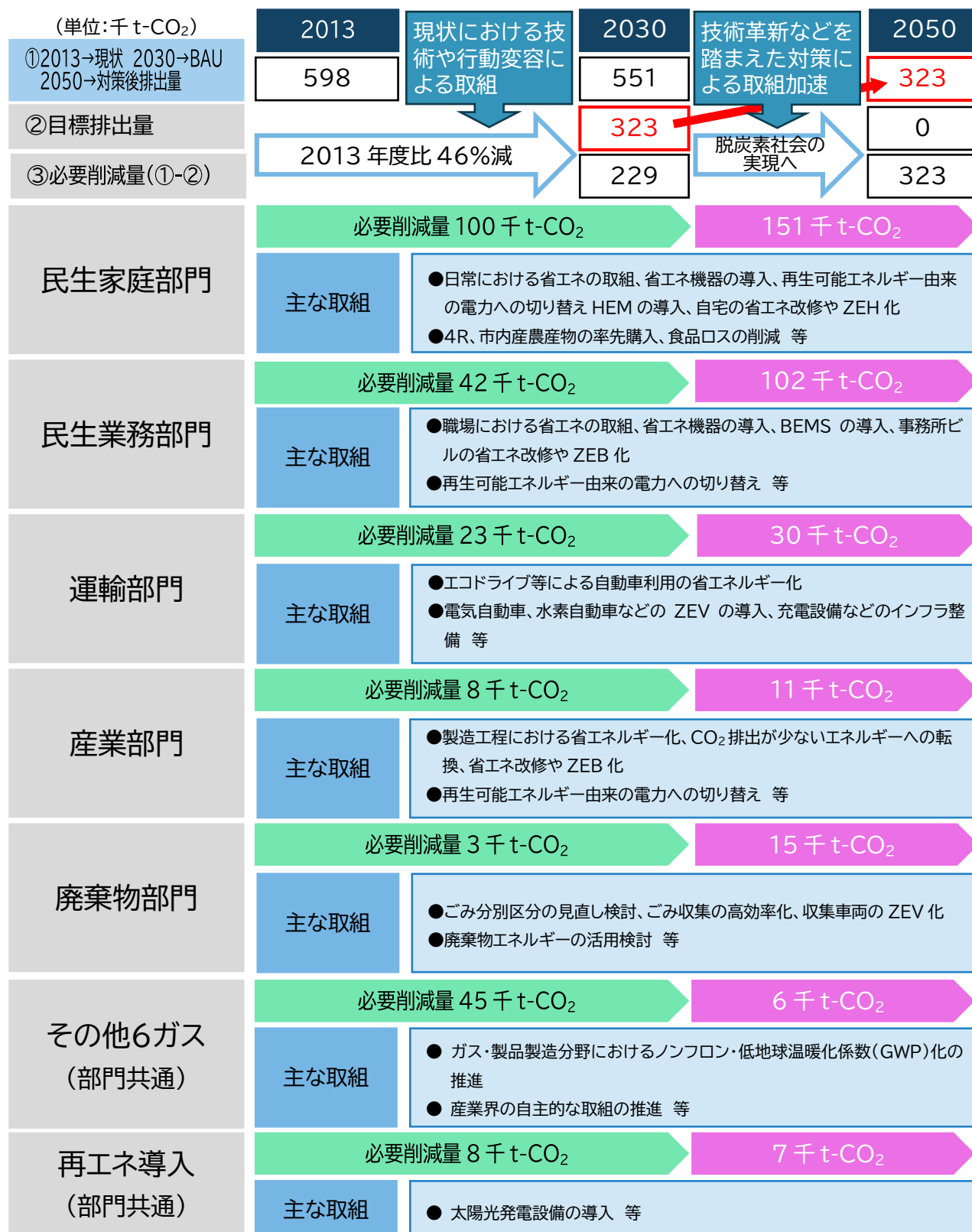
ESG とは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取って作られた言葉です。気候変動問題や人権問題などの世界的な社会課題が顕在化している中、企業が長期的成長を目指す上で重視すべき ESG の観点での配慮ができていない企業は、投資家などから企業価値毀損のリスクを抱えているとみなされます。

利益追求型の企業活動では、短期的に利益を上げることはできても、社会への悪影響が生じれば持続的な成長は見込めません。このことから、持続可能な成長を望む上では、ステークホルダーへの配慮として ESG の観点が重要であるという認識が高まりました。



4) ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ

ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを以下に示します。2030(令和 12)年度までは現状における技術や行動変容による取組で 2013(平成 25)年度比 46%削減を目指し、2030(令和 12)年度以降については技術革新などを踏まえた対策を通じて取組をさらに加速化し、2050(令和 32)年に脱炭素社会の実現を目指します。



※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

参考 西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガス

西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガスは、CO₂ 及びその他6ガスとしますが、本市から排出される温室効果ガスは、図 4-1 に示す通り約9割を CO₂ が占め、さらに、市民や事業者、市が主として取り組む温暖化対策は CO₂ の排出削減対策となります。

ここでは参考として本市における CO₂ 排出の状況について整理します。

本市の 2013(平成 25)年度以降の CO₂ 排出量は、2016(平成 28)年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である 2020(令和 2)年度は 493 千 t-CO₂ でした(図 4-2)。

CO₂ 排出量の部門別内訳についてみると、2020(令和 2)年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(51.2%)、次いで民生業務部門(30.4%)となっており、両方で8割以上を占めていました(図 4-3)。2013(平成 25)年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他については概ね横ばいとなっています(図 4-4)。

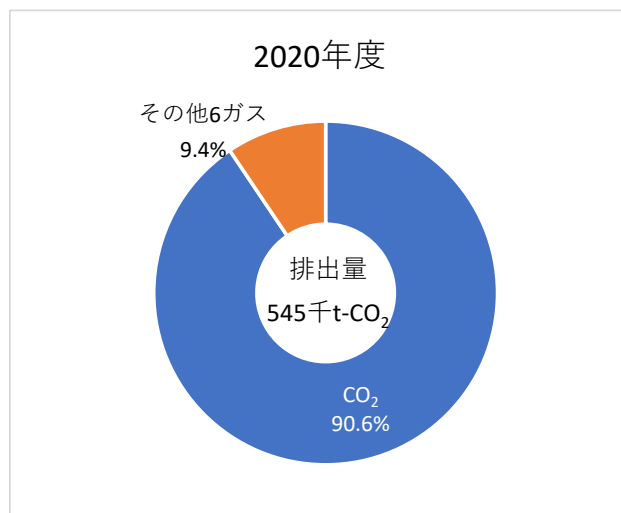


図 4-1 温室効果ガス排出量の内訳(ガス別)
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

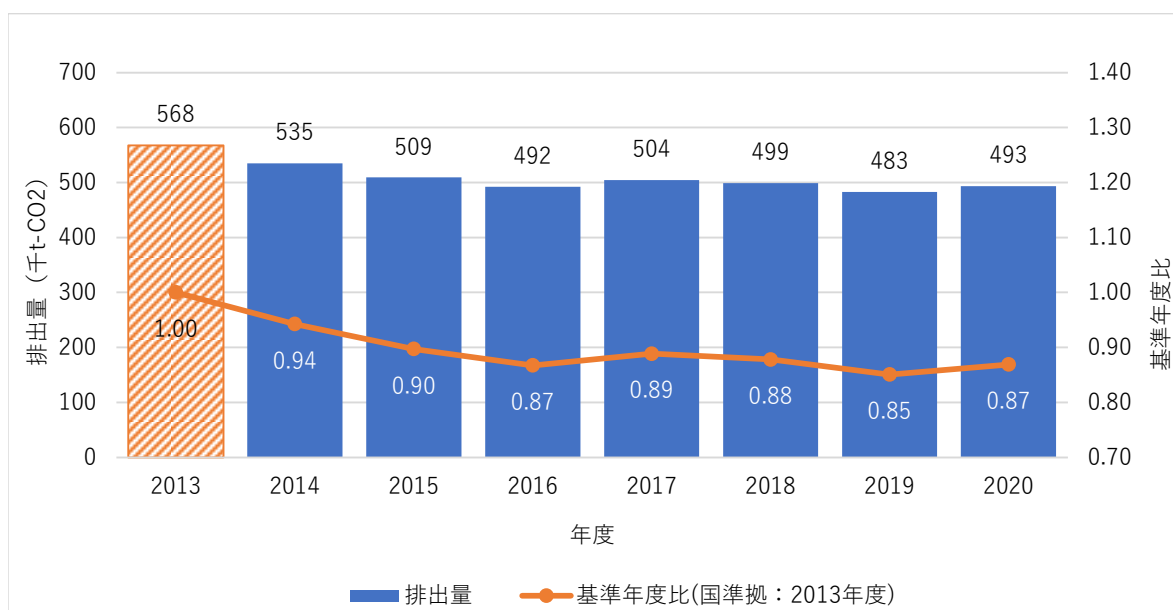


図 4-2 CO₂排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

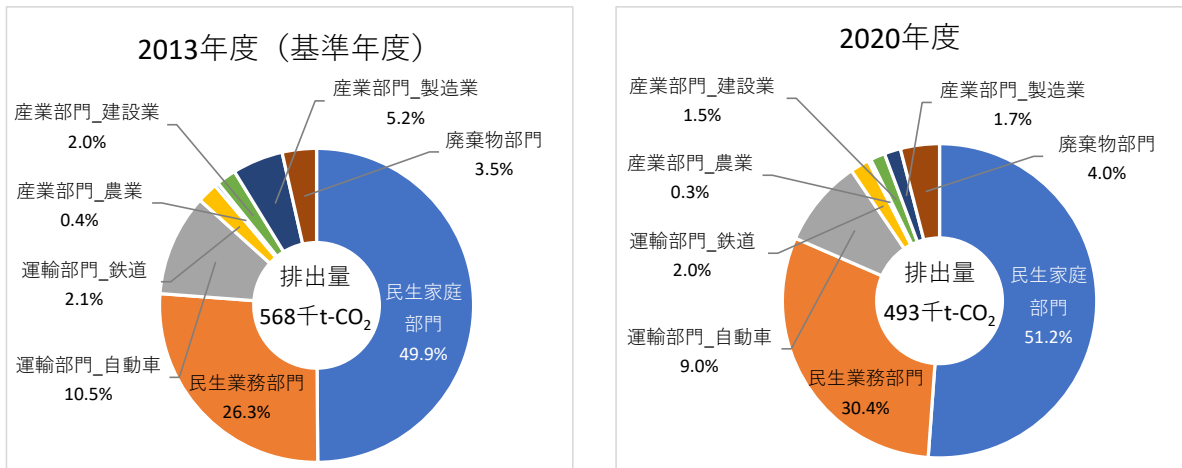


図 4-3 CO₂排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

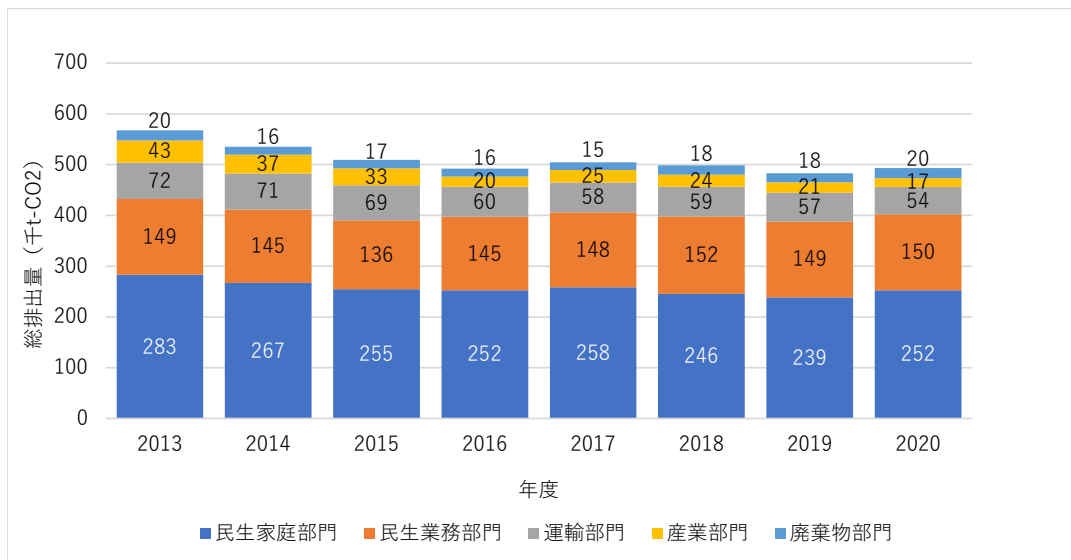


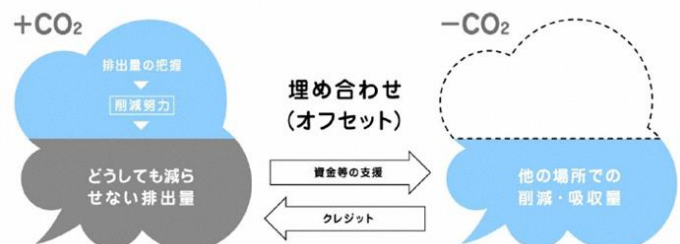
図 4-4 CO₂排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

コラム カーボンオフセットと森林整備

カーボンオフセットとは、自らが排出する温室効果ガスのうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

一部の都市部と山間部の自治体では、森林整備実施に係る協定等を締結し、山間部の自治体での森林整備により増加した CO₂ 吸収量を都市部自治体内の CO₂ 排出量と相殺し、カーボン・オフセットを行っています。



カーボンオフセットのイメージ

出典:農水省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/>)

下のイラストは、本市において2050年における脱炭素が実現されたまちのイメージです。建物はZEHやZEBになっており、太陽光発電でエネルギーを地産地消して生活しています。また、ZEVやコミュニティサイクルを活用するなど、二酸化炭素を排出しない乗り物で移動し、地域には都市農地や屋上・壁面緑化など、多くのみどりが見られます。



ゼロカーボンシティが実現されたまちのイメージ

コラム 災害時に役立つV2H(バイツーエイチ)

EV や PHV のバッテリーに蓄えられた電気は、乾電池と同じ「直流」という種類です。一方、家庭用の電気は「交流」です。このため、家庭の電気でEVやPHVを充電したり、EVやPHVの電気を家庭で利用するためには、直流から交流、交流から直流に変換するためのV2H機器を設置する必要があります。

V2H機器を設置することで、災害時など、外部から電気の供給が止まった際、EVやPHVのバッテリーの電気を使用して家電を使うことができますようになります。



出典:東京電力ホームページ <https://www.tepco.co.jp>

2 西東京市生物多様性地域戦略

1)西東京市生物多様性地域戦略の位置づけ

西東京市生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づくものであり、本市内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画として、本市の生物多様性を活用して地域の課題に対処し、持続可能な地域づくりを進めることを目的とします。

西東京市生物多様性地域戦略の対象期間については 2024(令和6)年度から 2033(令和 15)年度までの 10 年間とし、対象とする区域については本市全域とします。そして、将来像については、環境基本計画の環境未来像 2050 と共有します。

2)生物多様性を取り巻く状況について

①生物多様性、生態系サービスについて

a.生物多様性について

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを示す言葉です。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、直接・間接的に支えあって生きています。また、生物多様性には、生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルの多様性があるとされています。

b.生態系サービスについて

私たち人間の暮らしを支える、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのことを「生態系サービス」と言います。生態系サービスは、4 つ(供給サービス、調整サービス、基盤サービス、文化的サービス)に区分されており、私たちが生きていく上で不可欠な存在です。



私たちの生活と生態系サービスのつながりのイメージ

出典:環境省

②生物多様性の4つの危機

生物多様性は現在、大きな危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

生物多様性の危機は以下の4つに区分されます。第1の危機は開発や乱獲による危機、第2の危機は人間による働きかけの不足による危機、第3の危機は外来種や化学物質による危機、第4の危機は地球温暖化など地球環境の変化による危機です。

「4つの危機」は、それぞれが独立ではありません。たとえば、十分に高い移動能力を持った生き物は、適した気候の場所に移動することで気候変動(第4の危機)に対応することができる可能性がありますが、開発(第1の危機)により、適した気候の場所が生育可能な状態で残っていないのであれば、生き延びることはできません。

また、道路開発(第1の危機)によって森林の光環境が変化した結果、外来生物(第3の危機)が侵入することもあります。



開発や乱獲による危機



里地里山など手入れの放棄による危機



外来種による危機



地球温暖化による危機

生物多様性の4つの危機の例

※出典:環境省

3) 生物多様性の現状と課題

① 生物多様性の現状

a. 本市の生物生息状況

市内の公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなどは多様な動植物の生息・生育場所となっており、現地及び資料調査では 1,611 種の生きものの生息・生育が確認されています。このうち希少種や絶滅のおそれがある種など、レッドリスト記載種等の重要種は 97 種です。これらの重要種は、樹林地や屋敷林に多く生息・生育しています。

外来種では、外来生物法の定める特定外来生物として植物ではオオキンケイギク(キク目キク科)、動物ではアカボシゴマダラ(チョウ目タテハチョウ科)、ガビチョウ(スズメ目チメドリ科)、ソウシチョウ(同)、アライグマ(ネコ目アライグマ科)の 5 種が確認されています。また、生態系被害防止外来種リストの該当種も 29 種が確認されており、生態系への影響が懸念されます。

公園の落ち葉や枯れ枝はきれいに清掃されていますが、昆虫類や土壌動物の生息場所としての役割も担っています。



市内で捕獲されたアライグマ



スズメバチ



ミシシippアカミミガメ

b. 生物多様性に関する地域資源

本市の現存植生図と、自然環境に係る主な地域資源の位置を次図に示します。本市では市街地が大半を占めていますが、一部にみどりの多い住宅地や、畑雑草群落が面的に広がっています。また、果樹園や、ゴルフ場・芝地に分類される公園、残存・植栽樹群のある公園等が点在しています。

面積は少ないものの、かつての武蔵野台地の景観を残すシラカシ屋敷林やクヌギーコナラ群集が保全されています。このような屋敷林には多くの重要種が生息・生育しており、本市の生物多様性を保全する上で重要な生物生息箇所(ホットスポット)となっています。

水辺については、石神井川のほか、公園内に設けられた池などが点在しており、市内では貴重な水辺環境となっています。

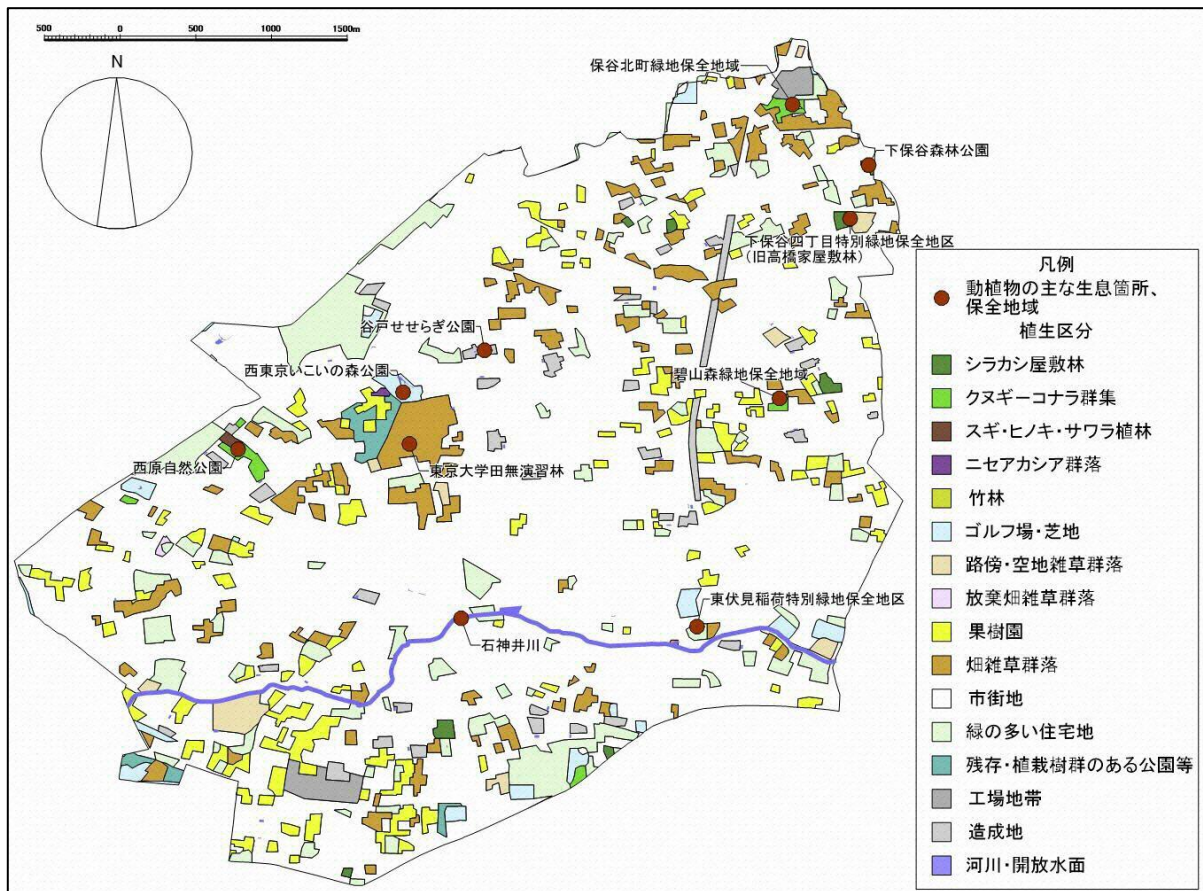


図 本市の自然環境に係る主な地域資源

※出典：「1/2.5 万現存植生図」自然環境保全基礎調査第6回調査、環境省自然環境局 生物多様性センター、https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText



西東京いこいの森公園



石神井川



向台公園



公園内の樹木管理の解説(西原自然公園)

②市民・中学生の生物多様性に関する意識(アンケート調査結果より)

a.市民

●街路樹、屋敷林、公園などのみどりについて

- 街路樹、屋敷林、公園などのみどりが豊かで、市内では野鳥や昆虫、魚等の生きものと親しみやすい、とする意見が多くありました。
- 公園、学校、公共施設、道路の街路樹のみどりを増やす取組や、みどりを守り育てる人材や市民活動の育成・支援を求める意見が多くありました。

●農業・農地について

- 農地や土と親しみやすいとの意見が多くありました。
- 市内産農産物の購入について、既に取り組んでいるとの回答が多くありました。また、今後取り組みたいとする回答も多くありました。
- 本市の将来像として、今以上に花や樹木といったみどりがあふれている、農地が保全され、市内産農産物が十分に流通している、といった意見が多くありました。
- 市民自らの取組としては、市内産農産物を積極的に購入したいとの意見が多くありました。
- 市の取組としては、農地の保全と市内産農産物の活用を求める意見が多くありました。

●水や水辺について

- 河川や湧水などの水や水辺との親しみやすさについては、満足度が低い結果となりました。
- 下水道への負荷の軽減に対する日常的な取組については、既に取り組んでいるとの割合が高くなりました。

●環境保全活動への参加意欲について

- 市内の環境の現状や環境問題について情報発信への取組や、環境教育・環境学習の推進、市民の環境意識を向上させるための取組を求める意見が多くありました。
- 市の発信する環境に関する情報を目にする機会が少ないとする意見が多くありました。
- 環境保全活動への参加経験は少なく、参加意向は「わからない」が最も多くなりました。
- 公園や緑地、水辺などで自然にふれあうことについて、全世代で「時々取り組んでいる」とする回答が最も多くなりました。

b.中学生

- 市内は街路樹や屋敷林、公園、農地などのみどりが豊か、とする意見が多くありました。
- 野鳥、昆虫、魚などの生きものとふれあえる、とする意見が多くありました。
- 河川・水路等について、水がきれいだとする意見が多くありましたが、どちらともいえない、わからない、といった意見も多く、河川や水路の現状について知らない場合が多く、ふれあう機会が少ないことがうかがえます。
- 地球温暖化、生きもの、食品ロスについての学習への関心が高くなっています。
- 省エネルギーの活動、リサイクル活動に次いでビオトープづくりに参加したいとの意見が多くありました。
- 環境学習の回数が不足しているとの意見が多くありました。

③生物多様性の保全・活用に関する取組状況

本市では、生物多様性の保全・活用に関する様々な取組が行われています。

●「西東京いこいの森公園」における取組

- 管理団体が生物多様性に配慮した草地管理として「ばったランド」を設定し、バッタ類などの生きものの生息場所として草を刈り残した場所を設けています。バッタ類やチョウ類、甲虫類など、多様な昆虫が生息しています。
- 市民がカルガモやカワセミなどの水辺の野鳥の観察や写真撮影をしています。
- 小学校が毎年、池の微生物などの調査を行っています。
- 「ワルナスビ抜き取り大作戦」を開催し、市民や活動団体と連携して外来植物であるワルナスビの除去活動を行っています。

●農のアカデミー体験実習農園での取組

- 市内の農地では「農のアカデミー体験実習農園」として、援農ボランティアの活動や、指導農家によるスキルアップ講習、小学校や幼稚園の校外・園外学習の受け入れなど、市民や子どもたちが農と触れ合う取組を行っています。

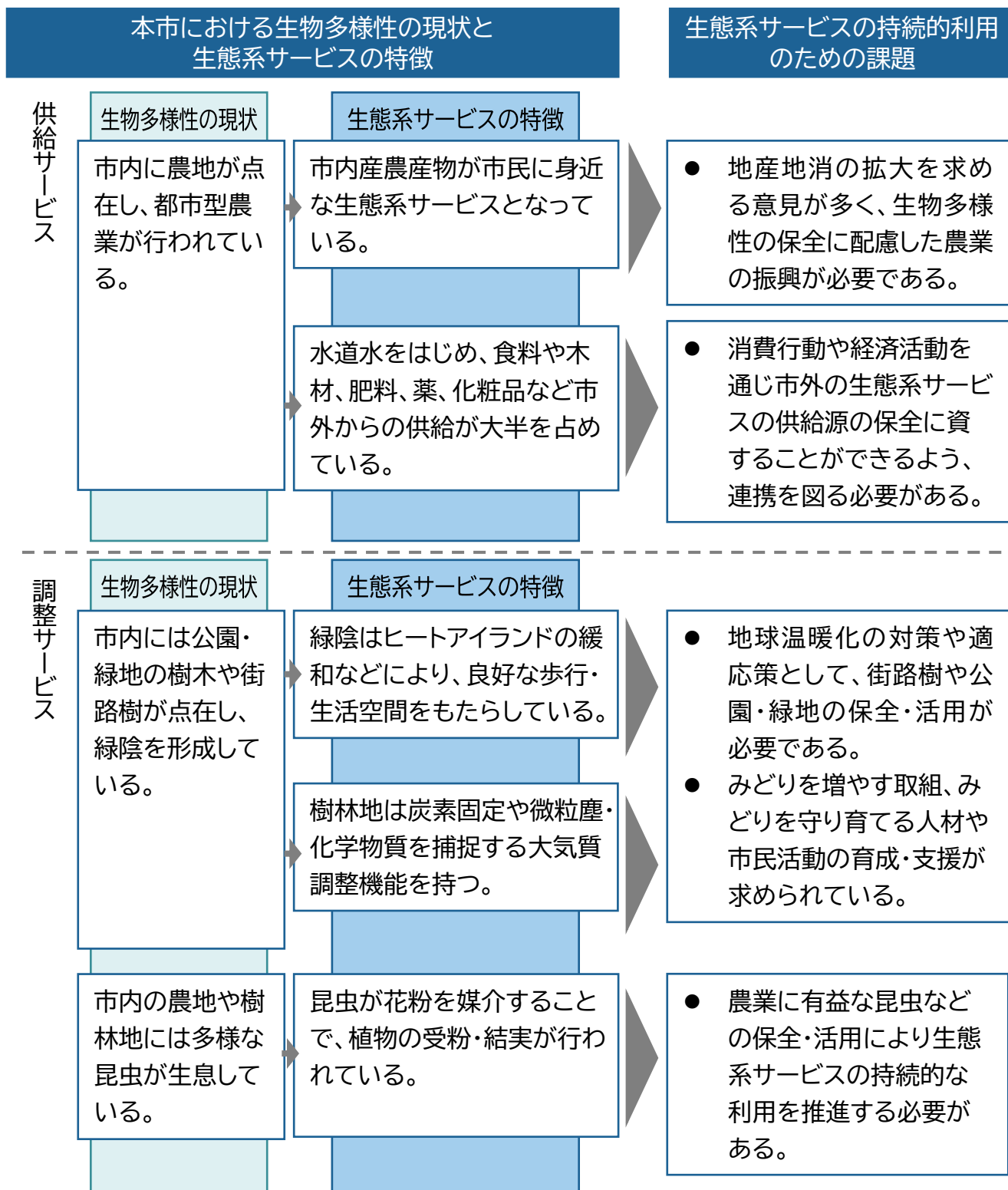
●学校ビオトープの取組

- 一部の小学校では、生きものすみかとなるビオトープを設置し、自然の生態系を身近に感じられる空間として学校教育で活用しています。

④本市における生物多様性および生態系サービスの特徴と課題

本市では、生物多様性の恩恵である生態系サービスを楽しむ、豊かな暮らしと郷土を育んできました。この生態系サービスを今後も持続的に利用するためには、種々の課題を解決していく必要があります。

本市における生物多様性の現状と、これから得られる生態系サービス(供給、調整、基盤、文化)の特徴、生態系サービスを持続的に利用するための課題を以下に示します。



生物多様性の現状と生態系サービスの特徴

生態系サービスの持続的利用のための課題

基盤サービス

生物多様性の現状

植物による酸素の生成や、土壌形成、水・栄養循環など、すべての生物の生存基盤が提供されている。
市内には公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなど様々な環境が存在し、生物の生息基盤となっている。

生態系サービスの特徴

市内には絶滅危惧種を含め多様な動植物が生息・生育していることで基盤サービスが維持されている。

外来種が広範に侵入しており、生態系や人の生活に被害を及ぼすおそれがある。

生物生息状況の調査が一部のエリアで実施されているが、本市の生物多様性を十分に評価できるデータが不足している。

- 屋敷林や樹林地の面積は小さいものの絶滅危惧種が多く生息・生育しており、保全の必要性が高い。
- 公園などで落ち葉などの除去が徹底されており、土壌動物などの生息場所が少ない。
- 河川などの水辺とふれあう機会が少なく、現状が分からないとする意見が多い。

- 既に侵入した外来種について対策を講じるとともに、新たに持ち込まないように配慮が必要である。

- 市内の生物生息状況に関するデータの継続的な収集が必要である。

文化的サービス

現状

市内には街路樹や公園・緑地が整備されている。

屋敷林が保全されている。

生態系サービスの特徴

街路樹などが美しいまちなみを形成している。
公園・緑地はレクリエーション活動の場として活用されている。
小金井公園などの花見スポットが引き継がれている。

屋敷林は歴史を伝える地域資源となっている。

- 本市の地域資源として重要なみどり豊かな景観や、歴史的景観である屋敷林、春のお花見スポットとなっている公園・緑地などを今後も保全することが必要である。

4)基本戦略

生物多様性のもたらす恩恵(生態系サービス)を将来にわたり持続的に利用するため、生物多様性の保全とその活用に取り組む。

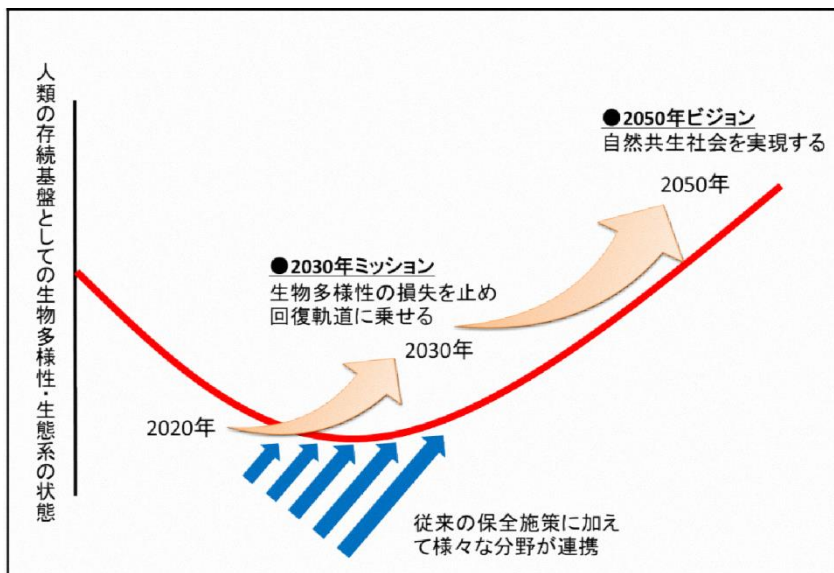
取組方針は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略に準じ、以下の5つとする。

- 取組方針① 生態系の健全性の回復
- 取組方針② 自然を活用した社会課題の解決
- 取組方針③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- 取組方針④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- 取組方針⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

コラム ネイチャーポジティブ経済

「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、回復傾向に反転させることを意味する言葉で、「自然再興」とも表現されます。

「ネイチャーポジティブ経済」は、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた、自然資本や生物多様性を守り活かす経済のことで、実現のためには現在の社会や経済の仕組みを変革する必要があります。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2030(令和 12)年にネイチャーポジティブを実現することを目標としています。



2030年ネイチャーポジティブの概念

出典:環境省

- ・企業の場合、事業活動が生物多様性に与えているネガティブな影響を把握し、それをポジティブなものに転換するために事業を再構築することなどが求められます。
- ・個人の場合、買い物などの日常の行動が、生物多様性にどのように関わっているか考え、行動の変容を図ることなどが求められます。

5)具体的な取組

①生態系の健全性の回復

- ・ 街路樹や公園・緑地、屋敷林、公共施設などのみどりの維持管理において在来種の保全や外来種の適切な管理に取り組み、生物多様性の保全・向上を図る。
- ・ 市内の自然環境を維持し、生物多様性の保全を図る。

②自然を活用した社会課題の解決

- ・ 街路樹や公園・緑地、屋敷林、公共施設などのみどりの維持管理を行うことにより、在来種の保全や外来種の適切な管理に繋げ、生物多様性の保全・向上を図る。

③ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ 市内の農業における生態系サービスの実態と生物多様性の保全効果について、市民や農業者に向け情報を発信する。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した農業の手法について、農業者に対し情報を発信する。

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・ 市内産農産物の地産地消を推進することで農地を保全し、生物多様性の保全・活用を図る。
- ・ 生物多様性に関する情報発信と環境学習・環境教育の推進を通して、生物多様性の保全・向上と、市民の生物多様性保全の意識醸成を図る。
- ・ 生物多様性の保全に繋がる消費行動や配慮事項について、市民や事業者に向け情報を発信する。
- ・ 在来種の生息・生育に配慮するとともに、外来種の新たな侵入の防止を図る。

⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

- ・ 現地調査や、市民や活動団体等の持つ資料の収集・整理により、市内の生物生息状況の把握に継続して取り組み、市内に生息する生物種のリストを作成・更新し、生物多様性の現状を評価する。
- ・ 特に生物多様性の保全上重要なホットスポットについては、重点的に調査を実施する。
- ・ 市民参加による生物調査や観察会等を実施し、また、生物多様性の現状と生態系サービスについて理解の増進を図る。
- ・ 河川や水辺などの生物生息状況について市民に分かりやすく伝え、河川や水辺の現状や課題に関する市民の理解の増進を図る。
- ・ 市民や活動団体等の生物多様性の保全・活用に関する取組について情報を収集・整理し、市民、事業者に向け情報を発信することで生物多様性の保全・活用に係る取組の活性化を図る。

第5章 計画の推進方策

1 推進体制

本計画等の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取組を進めるとともに、本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境審議会】

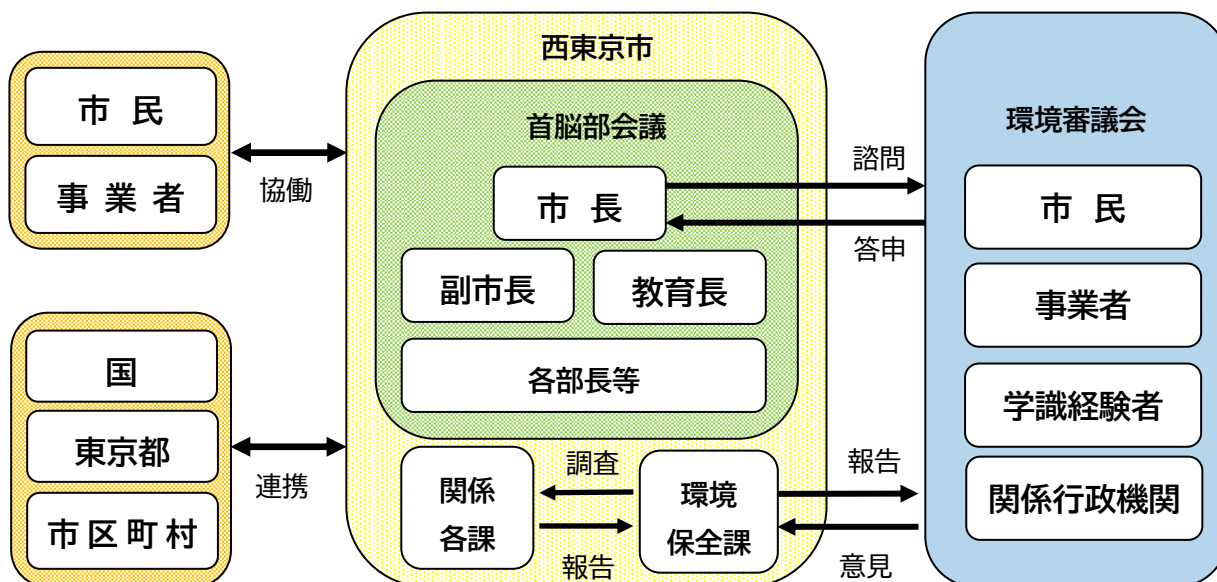
西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関で、市民・事業者・学識経験者・関係行政機関により構成されます。

環境基本計画の策定及び変更や市の環境施策の進捗状況について、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。

本計画の施策及び重点戦略の実施状況について、環境保全課からの報告を受け、意見を述べます。

【庁内組織】

- 本計画の施策及び重点戦略を関係各課において推進します。
- 本計画の進捗状況について、環境保全課が調査・点検を行い、環境審議会に対し報告を行います。
- 環境審議会からの答申及び意見について、市長主宰のもと副市長、教育長、部長等で構成される首脳部会議において協議、報告を行います。



2 進行管理の手法

1)PDCA サイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルを基本として、取組の実効性を確保します。

■計画(Plan)

本計画では、環境未来像と、その実現に向けた施策、進行管理を示しました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、未来像や基本方針、具体的な取組を設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

■実行(Do)

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、重点戦略及び主な計画関連事業の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Act)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

2)指標・目標の活用

本計画に基づく取組状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。また、その結果をもとに点検・評価を行い、未来像の実現に向けた取組に反映させていきます。

3)進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「年次報告書(西東京市環境白書)」により本市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。

資料編

- 資料1 用語集
- 資料2 計画に関連する主要所管部署
- 資料3 西東京市環境審議会委員
- 資料4 計画策定の経過
- 資料5 アンケート調査
- 資料6 環境関連団体・事業者ヒアリングの結果概要
- 資料7 西東京市環境基本条例
- 資料8 西東京市ゼロカーボンシティ宣言
- 資料9 諮問・答申

資料1 用語集

【数字・アルファベット】

4 R	「Reduce (リデュース:減量する)」「Reuse (リユース:再使用する)」「Recycle (リサイクル:再資源化する)」の3 R (スリーアール・サンアール) に「Refuse (リフューズ:断る・受け取らない)」を加えた4つの「R」の総称のこと。本市が進めている廃棄物の削減、資源の有効利用を進めるための取組を指す。
B A U	「Business As Usual」の略称。何も対策をしなかった場合を指し、現状すう勢ともいう。
B C P	非常時の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするための計画のこと。
B E M S	「Building and Energy Management System」の略称。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を可能にするシステム。
B O D	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
F E M S	「Factory Energy Management System」の略称。工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムのこと。
H E M S	「Home Energy Management System」の略称。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりする。
L E D	「Light Emitting Diode」の略称。「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。LED照明は、ほぼ同じ明るさの蛍光灯に比べて消費電力がおよそ2分の1、白熱電球のおよそ5分の1とされています*。 ※出典:「あかりの日」委員会「住まいの照明BOOK LEDに換えるとどうなる家!」(2021(令和3)年9月)
R C Pシナリオ	「Representative Concentration Pathways (代表的濃度経路)」の略称。将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもので、RCPIに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力(地球温暖化を引き起こす効果のこと)が大きいことを意味する。

SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称。持続可能な開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
ZEB	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルのこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。
ZEH	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。
ZEV	「Zero Emission Vehicle」の略称。その名のとおりEmission（排ガス）がゼロの自動車のこと。

【五十音】

ア行

一次エネルギー	自然界から得られた変換加工されない状態のエネルギーのこと。石油や石炭、天然ガス、ウランのような採掘資源から太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギー、さらには薪や木炭なども含まれる。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコセメント	ごみ処理施設でごみを燃やした後に残る焼却灰を原料として作るセメントのこと。セメントは、建築物や舗装、ベンチ等の製品に利用されている。
エシカル消費	消費者それぞれが、環境や福祉など各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。
温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（N ₂ O）、フロンなど、気体のうち赤外線（熱）を吸収する能力を持つものこと。

カ行

カーボンオフセット	人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(昭和63)年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。
クールシェア	夏の日中の消費電力を抑えるため、各家庭でのエアコン使用を控え、涼しい場所に集まって過ごすこと。
グリーンインフラ	“グリーンインフラストラクチャー” の略語のこと。土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーン購入	企業や国・地方公共団体が製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場等から排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
サ行	
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー（再エネ）とは、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギーのこと。
シェアリングサービス	モノや場所、スキルなどを共有するサービスのこと。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
循環共生型	「ヒト・モノ・カネを地域内で循環させて、それぞれの地域同士でも融通して、社会を持続可能なかたちで、うまく回していこう」という考え方のこと。
循環型社会	資源を効率的に循環させながら利用することによって、資源消費の抑制と環境負荷の低減を図ることができる社会のこと。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因とされる。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性ともいう。）から構成される。

ゼロエミッション	廃棄物の排出（エミッション）をゼロにするという考え方のこと。
ゼロエミッション・ビークル(ZEV)	走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。
ゼロカーボンシティ	2050(令和32)年にCO ₂ （二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。
夕行	
太陽熱利用設備	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。
脱炭素社会	地球温暖化の要因となるCO ₂ （二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を実現した社会のこと。
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減等、環境面においても効果が期待できる。
低地球温暖化係数（GWP）	二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことで、温室効果係数（GWP）が10以下のもの。
デコ活	二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
トップランナー制度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法のこと。省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準について、商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度。
ナ行	
二酸化窒素	赤褐色、刺激性のガス。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため、危険であり、急性中毒死の例が多く報告されている。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppmでは短時間でも危険である。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

ハ行	
バイオプラスチック	植物など生物資源から作られる「生物由来のプラスチック」のこと。
廃プラスチック	使用后廃棄されたプラスチック製品とその製造過程で出たプラスチックのかす、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこと。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015(平成27)年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP21)において採択され、2016(平成28)年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと。
ビオトープ	工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のこと。
フードドライブ	家庭で余った食料品を学校や職場などに集約して、これをフードバンクや慈善団体などに寄付する活動。
フードバンク	賞味期限や見た目等を理由に市場に流通できなくなった廃棄する予定の食品の寄付を受け、配給する活動、およびその活動を行う団体のこと。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	“普遍的なデザイン”と直訳できるように、すべての人々が利用しやすい製品、サービス、空間のデザインのこと。
ラ行	
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、東京都を含む地方公共団体やNGOなどが作成している。

資料2 計画に関連する主要所管部署

施策	項目	主要所管部署
1-1 省エネルギーの推進 (P34)	①家庭や事業所における省エネルギー活動の実施に向けた啓発を行います。	環境保全課
	②公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。	環境保全課 公共施設マネジメント課 建築営繕課
	③家庭や事業所における省エネルギー機器の設置を支援します。	環境保全課
1-2 再生可能エネルギーの導入推進 (P34)	①再生可能エネルギー由来電力の普及啓発を行います。	環境保全課
	②太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の普及啓発を行います。	環境保全課
	③公共施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を行います。	環境保全課 総務課
	④公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を推進します。	環境保全課 公共施設マネジメント課 建築営繕課
1-3 脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりの推進 (P34)	①脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けたデコ活の普及啓発を行い、環境に配慮した行動を促進します。	環境保全課
	②テレワークの推進により、通勤時の移動に伴うエネルギー消費を削減します。	環境保全課 職員課
	③住宅のネットゼロエネルギーハウス (ZEH) 化や民間施設のネットゼロエネルギービル (ZEB) 化などを推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。	環境保全課 住宅課
	④市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を推進し、食物の輸送に係るエネルギー消費を削減します。	環境保全課 産業振興課
	⑤地球温暖化防止対策基金を活用した、森林整備によるカーボンオフセット事業などを検討します。	環境保全課
	⑥環境市民表彰や環境ポイント事業を行い、環境に配慮した行動を推進します。	環境保全課
	⑦エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を行います。	環境保全課
	⑧公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段について公共交通機関や自転車への転換を促進します。	環境保全課 交通課
	⑨ガソリン車から ZEV への転換を促進します。	環境保全課
	⑩公共施設の ZEB 化を推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。	環境保全課 公共施設マネジメント課 建築営繕課
	⑪庁用車の新規導入時際には ZEV の調達に努めます。	総務課ほか
	⑫ZEV 普及のため、充電設備の設置を促進します。	環境保全課 関係各課
	⑬フロン、代替フロンの適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及を啓発します。	環境保全課 関係各課
1-4 資源循環の推進	CO ₂ の排出削減に向けて、「資源循環の推進」に取り組みます。(「基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます 施策 3-1, 2, 3」参照)	—
1-5 みどりの保全・創出・活用	CO ₂ の吸収源となる、みどりの保全・創出・活用を行います。(「基本方針3 地域の良好な環境を守ります 施策 5-2, 3」参照)	—
2-1 自然災害に強いまちづくり (P35)	①気候変動による気温上昇に対し、農業のあり方の変更など、地球温暖化の中で生きるための多様な取組を推進します。	環境保全課 産業振興課
	②地域防災計画、浸水ハザードマップ、災害廃棄物処理計画などの定期的な見直し、周知を実施します。	危機管理課 ごみ減量推進課
	③局地的な豪雨などを見据えた浸水対策のため、雨水幹線の整備を推進します。	下水道課
2-2 健康的な生活の確保 (P35)	①熱中症の発生防止に向けて、市民に対する命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、事業者との連携、極端な高温の発生への備えなどを実施します。	環境保全課 健康課
	②感染症の発生状況などの情報収集を行い、市民などに情報発信を行うとともに、感染症対策について普及啓発を実施します。	環境保全課

施策	項目	主要所管部署
3-1 排出抑制・再利用の推進(P39)	①マイバッグやマイカップなどの活用、無駄のない食材の活用や生ごみ分別回収などを通じた、家庭から排出されるごみの減量のための取組周知を行います。	環境保全課 ごみ減量推進課
	②ごみ排出量、処理費、市民意識などの変化の分析・検証を行います。	ごみ減量推進課
	③事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化などについての指導を行います。	ごみ減量推進課
	④フードドライブ等を実施することで、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を削減します。	環境保全課 地域共生課 ごみ減量推進課
	⑤フリマアプリやリユースショップ、シェアリングサービスの活用など、ストックを最大限に活用するための取組周知を行います。	環境保全課 ごみ減量推進課
	⑥外出時やイベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器、リユース食器などの利用を推進します。	環境保全課 ごみ減量推進課
3-2 再生利用の推進(P39)	①市民団体や自治会・町内会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動、事業者と連携した店頭回収を推進します。	ごみ減量推進課
	②プラスチック資源循環戦略に基づく、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化についての検討を行います。	ごみ減量推進課
	③使用済小型電子機器などの再資源化を推進します。	ごみ減量推進課
	④バイオマスプラスチック等製ごみ袋の活用を検討します。	ごみ減量推進課
3-3 4Rに向けた情報収集、情報発信(P39)	①ごみ減量、排出ルールの徹底に向けた、情報発信、講座などによる啓発を実施します。	ごみ減量推進課
	②エンカル消費やグリーン購入など環境保全につながる消費行動を普及啓発します。	環境保全課 ごみ減量推進課
	③ごみの排出抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。	ごみ減量推進課
4-1 効率的なごみの収集の推進(P39)	①収集・運搬車両の台数の見直しを検討します。	ごみ減量推進課
	②収集・運搬を円滑に、より効率的に行うため、市民のごみ排出マナー向上を推進します。	ごみ減量推進課
4-2 広域処理の推進(P39)	①適正な処理の継続に向けた、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設などの適切な維持管理、施設の更新について柳泉園組合及び構成市において検討します。	ごみ減量推進課
	②ごみ処理の効率化に向けて、周辺自治体や事業者との共同による資源化の取組を検討します。	ごみ減量推進課
5-1 生物多様性の保全(P43)	①市内の生物多様性の現状についての調査を実施します。	環境保全課
	②野生生物の生息基盤に着目し、緑地を保全します。	みどり公園課
	③生物多様性に関する意識啓発を実施します。	環境保全課
	④外来種に関する情報発信、取扱などについて周知します。	環境保全課
	⑤生態系に影響を与える恐れのある生物種について、必要に応じて防除を実施します。	環境保全課 みどり公園課
5-2 みどりの保全・創出(P43)	①樹林地等の保全のための取組を支援します。	みどり公園課
	②農地の保全として、生産緑地の保全、次世代農業者の農地確保など、持続可能な農業経営に向けた取組を推進します。	産業振興課
	③民有地内の緑化として生垣や花壇の造成などの取組を支援します。	みどり公園課
	④「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導などを行います。	みどり公園課 都市計画課
	⑤道路の新規整備、改修などの際に街路樹等の整備、維持管理を実施します。	道路課
	⑥公共施設における屋上緑化・壁面緑化をはじめとする敷地内の緑化を推進します。	関係各課
	⑦公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理などを行います。	みどり公園課
	⑧市民協働で公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成を実施します。	みどり公園課
5-3 みどりの活用(P44)	①多面的な機能を持つ農地や緑地のグリーンインフラとしての活用を促進します。	危機管理課 産業振興課 みどり公園課 都市計画課

施策	項目	主要所管部署
	②市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるため、市民農園など農地の活用を推進します。	産業振興課
5-4 水循環の確保 (P44)	①道路や公共施設、農地や緑地の保全による雨水の地下浸透を促進します。	公共施設マネジメント課 建築営繕課 産業振興課 みどり公園課 道路課
	②雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。	下水道課
	③公共施設での雨水利用方法を検討します。	関係各課
5-5 みどりや水辺とのふれあいの確保 (P44)	①歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを実施します。	みどり公園課
	②市民がみどりに親しむ機会の提供について検討します。	みどり公園課
6-1 歴史的・文化的環境資源の保全 (P44)	①市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財の保存や復元を実施します。	社会教育課
	②郷土に関する民具・農具などの文化財資料について、収集・整理、公開を行います。	社会教育課
	③文化財とその周辺の自然環境などを一体的に捉えたみどりの保全を実施します。	みどり公園課 社会教育課
6-2 歴史的・文化的環境資源の活用 (P44)	①市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。	みどり公園課 社会教育課
7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進 (P44)	①大気や水質、騒音、土壌などの現状の継続的なモニタリング、調査結果の収集・公表を実施します。	環境保全課
	②市民ボランティア・NPOなどと連携した環境調査等を実施します。	環境保全課
	③環境に影響を及ぼす可能性のある事業活動に対して、調査を行います。	環境保全課
	④環境の状況に応じ、国や東京都と連携した被害防止に向けた対応を実施します。	環境保全課
7-2 大気・水などの環境の改善 (P45)	①ガソリン車からZEVへの転換を促進します。	環境保全課
	②公共下水道への接続を啓発します。	下水道課
	③ディーゼル車規制や土壌汚染対策などの環境汚染対策を推進します。	環境保全課
	④環境法令に基づき、適切な指導を行うことで、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりを実施します。	環境保全課
8-1 道路交通の円滑化 (P45)	①交通渋滞対策として、都市計画道路を中心とした幹線道路の整備の実施、関係機関との連携による対策を検討します。	都市計画課
	②車や歩行者がスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化に向けた取組を推進します。	交通課
8-2 公共交通ネットワークの充実 (P45)	①コミュニティバス(はなバス)の利用実態や市民ニーズを踏まえた効率的な運行に努めます。	交通課
	②公共交通機関の利用促進を実施します。	環境保全課 交通課
8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備 (P45)	①都市計画道路の整備において、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる道路とし、安全性の向上を図っていきます。	都市計画課 道路課
	②都市計画道路の整備において、歩車道の段差解消などユニバーサルデザインの視点を踏まえるとともに、無電柱化の推進等を関係機関と連携して実施します。	都市計画課 道路課
	③危険箇所の局所改修や、カーブミラーなどの道路安全施設の整備を実施します。	道路課
8-4 誰もが利用しやすいまちづくり (P45)	①誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを踏まえた整備などを推進します。	公共施設マネジメント課ほか
	②都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策を実施します。	道路課 下水道課

施策	項目	主要所管部署
8-5 美しい景観の形成 (P45)	①屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を実施します。	道路課
	②農地や屋敷林など特色あるみどりの景観や社寺などの歴史的景観を保全します。	みどり公園課 社会教育課
	③管理されていない空き家、空き地対策として、所有者に対して適正管理のための助言や情報提供を実施します。	環境保全課 住宅課
8-6 市内美化の推進 (P45)	①駅周辺や河川周辺をはじめとした、市民の美化活動の支援を実施します。	環境保全課 ごみ減量推進課
	②ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動を実施します。	ごみ減量推進課
	③ペットの飼い方・マナーについての意識啓発を実施します。	環境保全課
9-1 環境情報の発信 (P49)	①市民・事業者が必要とする環境情報を提供します。	環境保全課
	②環境情報を幅広く提供するイベントや講座を開催します。	環境保全課 みどり公園課 ほか
	③環境学習・環境教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。	環境保全課
9-2 環境情報の共有 (P49)	①市民・事業者からの情報を受信し、双方向の情報共有を実施します。	環境保全課
	②地域の環境学習・環境教育、環境保全活動の事例の公表、表彰を実施します。	環境保全課
10-1 環境学習・環境教育の充実 (P49)	①環境学習・環境教育などの機会や内容を充実します。	環境保全課 教育指導課 公民館ほか
	②未就学児に対し、出前講座やリーフレットの配布など、環境の大切さを身近に知る機会を設けます。	環境保全課 幼児教育・保育課
	③教育機関との連携を図りながら、環境について学校教育における子どもたちが主体的に学ぶことができる取組を充実します。	環境保全課 教育指導課
	④SDGsの実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会の提供や啓発を実施します。	関係各課
10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施 (P49)	①環境保全活動への参加意識を啓発します。	環境保全課
	②子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。	環境保全課
	③市民団体による環境保全活動の実態把握・活動支援を実施します。	環境保全課
10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用 (P49)	①環境学習や環境保全活動に関する人材を育成します。	環境保全課 みどり公園課 ほか
	②環境に関する専門家や、環境学習・環境教育の指導ができる市民や団体などの情報整理・活用を実施します。	環境保全課
	③環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。	関係各課
11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり (P49)	①環境分野における市民・事業者・市の協働を促進します。	環境保全課 協働コミュニティ課
	②環境学習・情報ネットワークを活用した環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換を実施します。	環境保全課
11-2 広域的な連携の推進 (P49)	①広域的に対応すべき課題に対する国・東京都及び関連自治体との連携を行います。	関係各課

資料3 西東京市環境審議会委員

任期：2022（令和4）年7月1日～2024（令和6）年6月30日

氏名	選出区分	備考
こくがん たかお 国眼 孝雄	学識経験者	
やもり わたる 矢守 航	学識経験者	副会長
まつもと かずゆき 松本 和幸	事業者	会長
やすえ かつじ 泰江 克治	事業者	
たなか たかゆき 田中 崇之	関係行政機関	2022（令和4）年12月31日まで
おおくろ やすひろ 大黒 康広	関係行政機関	2023（令和5）年1月13日から
やまがた ひろのり 山縣 弘典	関係行政機関	2023（令和5）年3月31日まで
たむら たかお 田村 孝夫	関係行政機関	2023（令和5）年4月17日から
あかし みさお 赤司 操	市民公募	
おおうえ ゆうじ 大上 雄司	市民公募	
たかき りつこ 高木 律子	市民公募	
むらた ともあつ 村田 知厚	市民公募	

資料4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、西東京市環境基本条例に基づき、西東京市環境審議会において審議を行いました。

また、市民及び中学生を対象としたアンケート調査、環境関連団体へのヒアリング、高校生を対象としたワークショップ、市民意見募集（パブリックコメント）等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
2022（令和4）年 7月27日（水）	令和4年度 第1回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 策定スケジュールについて ● 策定の方向性について
2022（令和4）年 8月18日（木）	令和4年度 第2回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の現状に関する課題について ● 市民アンケート調査及び事業者・団体ヒアリングについて
2022（令和4）年 11月9日（火）～ 12月5日（月）	市民アンケート、中学生アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民 配布数 2,000 通 回収数 759 通(回答率 38.0%) ● 中学生 配布数 1,567 通 (市内中学校 10 校の生徒) 回収数 1,430 通(回答率 91.3%)
2022（令和4）年 12月14日（水）～ 12月19日（月）	環境関連団体・事業者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関連団体 8 団体 ● 事業者 7 事業者
2023（令和5）年 1月18日（水）	令和4年度 第4回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎調査結果報告について
2023（令和5）年 3月11日（土）	高校生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者数 10 名
2023（令和5）年 3月29日（水）	令和4年度 第5回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画体系案について
2023（令和5）年 5月10日（水）	令和5年度 第1回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画骨子案について
2023（令和5）年 7月12日（水）	令和5年度 第2回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガスの将来排出量と削減目標について ● 計画第1章から第3章について
2023（令和5）年 8月18日（金）	令和5年度 第3回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 指標及び数値目標について ● 重点施策、推進体制について
2023（令和5）年 10月11日（水）	令和5年度 第4回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について
2023（令和5）年 11月20日（月）～ 12月19日（火）	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、事業者への意見聴取 ● 意見数 1 名 1 件
2024（令和6）年 1月17日（水）	令和5年度 第5回西東京市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画答申案について
2024（令和6）年 2月22日（木）	答申	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長への答申

資料5 アンケート調査

1. 調査の目的

本調査は、西東京市第3次環境基本計画の策定にあたり、地域における課題を洗い出すとともに、今後の環境施策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 実施概要

意識調査の概要は、以下のとおりです。

項目		市民		中学生
調査対象		市内に住む18歳以上の市民		市内の中学校10校※の生徒
調査時期		2022（令和4）年11月9日～11月24日		2022（令和4）年11月9日～12月5日
配布数		2,000通		1,567通
回収数	紙	601通	759通	1,430通
	Web	158通		—
回答率		38.0%		91.3%

※田無第一・田無第二・田無第三・田無第四・保谷・柳沢・明保・ひばりが丘・青嵐・武蔵野大学中学校

3. 調査結果概要

①市民

●地球環境(地球温暖化)に関すること

アンケートから見た現状・課題
<p><「ゼロカーボン」の認知度></p> <p>・「ゼロカーボン」という近年頻繁に使われるようになった言葉について「よく知っている（意味やどんなことに取り組むかなど）（13.4%）」「詳しくは知らないが、だいたいの意味はわかる（44.0%）」と答えた人の割合の合計が57.4%を占め、ゼロカーボンに対してある程度の認識がうかがえます。</p>
<p><日常生活の中での取組></p> <p>・「車や自転車のシェアリングサービス（共同利用サービス）を利用している」では「該当しない（45.1%）」又は「取り組むつもりはない（30.7%）」と答えた人の割合が高く、関心が低いことが分かります。</p> <p>・2022年は2018年と比べて、「冷暖房の使用は設定温度や運転時間に配慮している」で「常に取り組んでいる」「時々取り組んでいる」と答えた人の割合の合計が上回っており、取組が進んでいることがうかがえます。</p>
<p><2050年脱炭素社会を実現した西東京市のイメージ></p> <p>・「あなたがイメージする2050年脱炭素社会を実現した西東京市について」では「食品ロスの削減や4Rが徹底され、ごみの減量が進んでいる（59.0%）」と答えた人の割合が最も高く、循環型社会、ごみ問題の解決をイメージする人が多いことが分かります。</p>

- ・「答えたイメージの西東京市を実現するために、あなたが取り組みたいと思うこと」では「市内農産物を積極的に購入する（地産地消）（54.9%）」と答えた人の割合が最も高く、自らの取組として市内農産物の購入に対する関心が高いことが分かります。
- ・「答えたイメージの西東京市を実現するために、市が取り組むべきと思うこと」では「公共施設に太陽光パネルなどを設置して、再生可能エネルギー由来の電力を発電する（56.7%）」「農地を保全し、市内農産物を活用する施策を展開する（55.2%）」と答えた人の割合が高く、市は太陽光パネルの設置と、市内農産物の活用に取り組むべきだと考える人が多いことが分かります。
- ・「答えたイメージの西東京市を実現するために、事業者が取り組むべきと思うこと」では「事業所建物に太陽光パネルなどを設置して、再生可能エネルギー由来の電力を発電する（54.8%）」と答えた人の割合が最も高く、事業者は再生可能エネルギー由来の電力の発電に取り組むべきだと考える人が多いことが分かります。

<環境に配慮した設備の導入意欲>

- ・「蓄電池」「燃料電池」「給湯器」「複層ガラスサッシ、二重窓」「電気自動車、PHEV車」の設問では「予定はないが補助があれば導入してみたい」「今後導入する予定である」と答えた人の割合の合計が「導入するつもりはない」と答えた人の割合より高く、導入についてある程度の関心がうかがえます。
- ・「給湯器（20.4%）」「複層ガラスサッシ、二重窓（26.7%）」では「すでに導入している」と答えた人の割合が他の設問と比べて高く、普及率が比較的に高いことが分かります。
- ・「給湯器」について、「すでに導入している」と答えた人の割合が、2018年（8.9%）と比べて2022年（20.4%）は大きく増えており、普及が進んだことが分かります。

●生活・自然環境に関すること

アンケートから見えた現状・課題

<生活環境に対する市民の考え>

- ・「まちが静かだ」「街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地等の緑が豊かだ」「まちが清潔・きれいだ（ごみの散乱、においなど）」「公共の広場、公園が充実している」「空気がきれいだ（車の排気ガス、星空の見え方など）」「農地や土と親しみやすい」「野鳥、昆虫、魚等の生きものと親しみやすい」「自然の眺めやまちなみが美しい」「河川・水路等の水がきれいだ（水質、においなど）」では「そう思う」「ややそう思う」と答えた人の割合の合計が「そう思わない」「ややそう思わない」と答えた人の割合の合計より高く、良好な環境であると捉えている人が多いことがうかがえます。
- ・「水や水辺と親しみやすい（河川や湧水など）」「環境の状況や施策に関する市からの情報を目にする機会がある」では「そう思わない」「ややそう思わない」と答えた人の割合の合計が「そう思う」「ややそう思う」と答えた人の割合の合計より高く、環境及び状況に満足していない人が多いことがうかがえます。
- ・2022年は2018年と比べて、全ての設問で「ややそう思う」「そう思う」と答えた人の割合の合計が増え、「空気がきれいだ」以外で「そう思わない」「ややそう思わない」と答えた人の割合の合計が減っており（※「まちが清潔・きれいだ」「環境の状況や施策に関する市から情

報を目にする機会がある」は同率)、全体的には満足度が上がっていることが分かります。

<日常生活の中での取組>

- ・2022年は2018年と比べて、「公園や緑地、水辺などで自然にふれあう」「水道を使う際には、節水を心がけている」で、「常に取り組んでいる」「時々取り組んでいる」と答えた人の割合の合計が上回っており、取組が進んでいることがうかがえます。
- ・2022年は2018年と比べて、「皿の汚れを紙でふき取る、使用済み油を固形化するなど、できるだけ下水に汚れた水を流さないよう心がけている」で、「常に取り組んでいる」「時々取り組んでいる」と答えた人の割合の合計が大きく下回っており、取組を推進していく必要があることがうかがえます。

<市に優先して進めてほしい取組>

- ・「みどりの保全・生物多様性」では「公園、学校、公共施設、道路の街路樹のみどりを増やす取組(67.1%)」と答えた人の割合が最も高く、市に公共施設等でのみどりを増やすことに優先して取り組んでほしいと考えている人が多いことが分かります。
- ・「安心・安全な生活環境の確保について」では「幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自転車専用道路の整備を行い、安全・安心な交通環境を確保する(68.4%)」と答えた人の割合が最も高く、市に安全・安心な交通環境の確保に優先して取り組んでほしいと考えている人が多いことが分かります。

●ごみの減量化やリサイクル(循環型社会)に関すること

アンケートから見えた現状・課題

<日常生活の中での取組>

- ・2022年は2018年と比べて、「マイボトル、マイバッグを活用している」「生ごみ処理機や堆肥化容器等を使って、生ごみを減量化している」で、「常に取り組んでいる」「時々取り組んでいる」と答えた人の割合の合計が上回っており、取組が進んでいることがうかがえます。

<市に優先して進めてほしい取組>

- ・「資源の有効活用、ごみの削減」では「不用品については、フリーマーケット、リサイクルショップの活用等による再利用、資源回収等による資源化を進める(68.8%)」と答えた人の割合が最も高く、市に不用品の再利用や資源化に優先して取り組んでほしいと考える人が多いことが分かります。

●市民協働に関すること

アンケートから見えた現状・課題

<市に優先して進めてほしい取組>

- ・「環境意識、協働の仕組みづくり」で「市内の環境の現状や様々な環境問題について、情報を発信する(50.7%)」と答えた人の割合が最も高く、市に環境問題についての情報発信に優先して取り組んでほしいと考える人が多いことが分かります。

<環境保全活動への参加>

- ・環境保全活動への参加について「参加したことがある」と答えた人の割合が8.6%であり、参加したことがある人が少ないことが分かります。

②中学生

●環境についての意識・行動に関すること

アンケートから見えた現状・課題
<p><環境問題に対する意識></p> <ul style="list-style-type: none">・「環境問題について興味がありますか」では、「とても興味がある（12.0%）」「少し興味がある（51.4%）」の割合の合計が「あまり興味がない（28.2%）」「全く興味がない（8.0%）」と答えた人の割合の合計より高く、環境問題に対する興味があることがうかがえます。・「地球温暖化を止めるために取り組むことについてどうお考えですか。」では、「ぜひ取り組みたい（15.8%）」「普段の生活が今より不自由にならないくらいで取り組みたい（75.1%）」と答えた人の割合の合計が90.9%であり、地球温暖化に対する問題意識は高いことがうかがえます。 <p><環境に関連する活動></p> <ul style="list-style-type: none">・「環境を守るために、どのような活動に参加してみたいと思いますか」では、「リサイクル活動（35.9%）」「省エネルギーの活動（36.6%）」と答えた人の割合が高く、日常的に継続して参加できる活動に興味があることがうかがえます。

●環境学習に関すること

アンケートから見えた現状・課題
<p><環境学習の回数></p> <ul style="list-style-type: none">・「今まで、小学校や中学校での環境について学習する回数をどう思いますか」では、「足りない（8.9%）」「少し足りない（63.6%）」と答えた人の割合の合計が72.5%であり、環境学習の機会について満足していないことが分かります。 <p><興味のある環境学習テーマ></p> <ul style="list-style-type: none">・「環境についてのテーマで、興味があるのはどんな内容ですか」では、「地球温暖化について（54.9%）」「生き物について（58.7%）」と答えた人の割合が高く、地球温暖化と生き物についての学習に対する関心が高いことが分かります。

●身近な地域の環境に関すること

アンケートから見えた現状・課題
<p><身近な地域の環境についての考え></p> <ul style="list-style-type: none">・「まちが清潔・きれいだ（ごみのポイ捨てなど）」では他の設問と比べて「そう思わない（12.3%）」「ややそう思わない（26.2%）」と答えた人の割合の合計が高く、満足度が低いことが分かります。・「街路樹、屋敷林、公園、農地などの緑が豊かだ」では他の設問と比べて「そう思う（33.1%）」「ややそう思う（35.5%）」の割合の合計が68.6%であり、満足度が高いことが分かります。

4. アンケート用紙

①市民

西東京市の環境に関する アンケート調査にご協力ください

今回のアンケート調査は、西東京市第3次環境基本計画策定にあたり、広く市民の皆様のご意見をいただき、反映させるために行うものです。

ご多用のところ恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

■ご記入にあたってのお願い

- ご回答は、原則として封筒の宛名となっている ご本人様がご記入ください。
(本人による回答が困難な場合は、家族による代筆も可能です。)

■本アンケート調査について

- 本アンケート調査は、18歳以上の市民の中から無作為に選んだ2,000人の方に行っています。
- このアンケートはWebで回答することもできます。スマートフォンなどでQRコードを読み取ってご回答ください。
- 調査結果は統計的に処理を行い、西東京市第3次環境基本計画の基礎資料とするもので、個人を特定することはありません。
- 本アンケート調査は、西東京市第3次環境基本計画の策定を行う目的以外に使用することはありません。

※ご記入いただいた調査票は、封筒の返信用封筒(※切手は不要です)に入れ、

令和4年11月24日(木)までに

ご返送くださいますようお願い申し上げます。



Webによる回答はこちら
を読み取ってください。

【このアンケート調査に関するお問合せ先】

西東京市
みどり環境部 環境保全課 環境保全係
〒202-0011 西東京市泉町3-12-35
エコプラザ西東京
電 話：042-438-4042(直通)
E-mail: kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

1. あなたご自身のことについておたずねします。

(1) あなたの性別はどれにあたりますか。(1つに○)

1. 男性 2. 女性 3. その他 4. 答えたくない

(2) あなたはどの年齢層に該当しますか。(1つに○)

1. 18歳～20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代
5. 60歳代 6. 70歳代 7. 80歳代以上

(3) あなたはどの職業に該当しますか。(1つに○)

1. 自営業・事業主・農林業・商工業 2. 会社員・公務員・団体職員
3. パート・アルバイト 4. 専業主婦・主夫 5. 学生
6. 無職 7. その他()

(4) あなたはどの地域にお住まいですか。(1つに○)

1. 田無町 2. 南町 3. 西原町 4. 緑町 5. 谷戸町
6. 北原町 7. 向台町 8. 芝久保町 9. 新町 10. 柳沢
11. 東伏見 12. 保谷町 13. 富士町 14. 中町 15. 東町
16. 泉町 17. 住吉町 18. ひばりが丘 19. ひばりが丘北
20. 栄町 21. 北町 22. 下保谷

(5) あなたの居住年数は次のどれにあたりますか。(旧田無市と旧保谷市も含めて)(1つに○)

1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上10年未満
4. 10年以上20年未満 5. 20年以上30年未満 6. 30年以上

(6) あなたの世帯構成は次のどれにあたりますか。(1つに○)

1. 単身(ひとり暮らし) 2. 夫婦のみ 3. 親・子(二世帯)
4. 親・子・孫(三世帯) 5. その他()

2. 身近な地域の環境についておたずねします。

あなたが住まいの(p.1(4))でご回答いただいた地域の環境について、あなたのお考えに最も近いものを0～5の中から1つ選び、○をつけてください。(それぞれ1つに○)

項目	5 とてもいい	4 いい	3 まあまあいい	2 普通	1 まあまあ悪い	0 とても悪い	わからない
①空気がきれい(車の排気ガス、星空の見える方など)	5	4	3	2	1	0	
②まちが静かだ	5	4	3	2	1	0	
③まちが清潔・きれい(ごみの散乱、においなど)	5	4	3	2	1	0	
④河川・水路等の水がきれい(水質、においなど)	5	4	3	2	1	0	
⑤水や水辺と親しみやすい(河川や湧水など)	5	4	3	2	1	0	
⑥街路樹、屋敷林、生け垣、公園緑地等の緑が豊かな	5	4	3	2	1	0	
⑦農地や土と親しみやすい	5	4	3	2	1	0	
⑧野鳥、昆虫、魚等の生きものと親しみやすい	5	4	3	2	1	0	
⑨公共の広場、公園が充実している	5	4	3	2	1	0	
⑩自然の眺めやまちなみが美しい	5	4	3	2	1	0	
⑪環境の状況や施策に関する市からの情報を目にする機会がある	5	4	3	2	1	0	

3. あなたの日ごろの行動についておたずねします。

環境保全のため、あなたが日常生活の中で取り組んでいることは何ですか、それぞれの行動欄について、あてはまるものを1～5の中から1つ選び、○をつけてください。(それぞれ1つに○)

行動	取り組み					該当しない
	常に 取り組んでいる	時々 取り組んでいる	今後 取り組みたい	取り組み つもりはない	該当 しない	
①日常での省エネ	ア 冷暖房の使用は設定温度や運転時間に配慮している	5	4	3	2	1
	イ 夏の日差しをさえぎるためのカーテンやすだれを設置している	5	4	3	2	1
②移動手段について	ウ 日々の電気、ガス、水道の使用量を把握し、必要に応じて見直すための記録をとっている	5	4	3	2	1
	ア 移動の際は、できるだけ徒歩で移動したり、自転車や公共交通機関を利用したりしている	5	4	3	2	1
③環境に配慮した商品の選択について	イ 車や自転車のシェアリングサービス(共同利用サービス)を利用している	5	4	3	2	1
	ア 家電を購入する際、省エネ性能を重視している	5	4	3	2	1
④ごみの減量・リサイクル	イ 市内産農作物等を購入している	5	4	3	2	1
	ウ リサイクル商品や詰め替え商品等、環境負荷が少ない商品を購入している	5	4	3	2	1
	ア マイボトル、マイバッグを活用している	5	4	3	2	1
⑤自然環境・生物多様性の配慮	イ 食品トレーや牛乳パックの店頭回収に協力している	5	4	3	2	1
	ウ 生ごみ処理機や堆肥化容器等を使って、生ごみを減量化している	5	4	3	2	1
	イ 食材は必要な分だけ購入し、食べ残し、未使用の食品の廃棄など食品ロスの発生を抑えるよう心がけている	5	4	3	2	1
⑥水環境への配慮	ア 自宅で植物を育てている(庭木・生垣、プランターなど)	5	4	3	2	1
	イ 公園や緑地、水辺などで自然にふれあう	5	4	3	2	1
⑦水環境への配慮	ア 水道を使う際には、節水を心がけている	5	4	3	2	1
	イ 水の汚れを紙でふき取る、使用済み油を固形化するなど、できるだけ下水に汚れた水を流さないよう心がけている	5	4	3	2	1

4. 西東京市の環境保全の取組についておたずねします

西東京市の環境を保全するために、以下の分野で市はどのようなことに優先して取り組むべきだと思いますか。(いくつでも)

(1) みどりの保全・生物多様性

1. 公園、学校、公共施設、通りの街路樹のみどりを増やす取組
2. 社寺林、屋敷林のみどりや農地を守る取組
3. 緑被率向上のための市民、事業所への支援
4. 生き物が棲みやすい環境の創出、生物多様性の保全
5. みどりを育てる人材や市民活動の育成・支援

(2) 資源の有効活用、ごみの削減

1. 不用品については、フリママーケット、リサイクルショップの活用等による再利用、資源回収等による資源化を進める
2. 家庭や事業所から排出されるごみの削減を進める
3. ごみ排出ルールの実施について、市民へ啓発する等、効率的なごみ処理を進める

(3) 安心・安全な生活環境の確保について

1. 大気や水、騒音、土壌等についての継続的な調査と、その結果についての情報を公開する
2. 大気や水を守るため、安全に向けた市民や事業者への呼びかけや汚染対策を実施する
3. 幹線道路の整頓や公共交通の充実、歩道や自転車専用道路の整備を行い、安全・安心な交通環境を確保する
4. 良好なまちなみ景観の保全、ポイ捨てや路上喫煙防止等、市内美化を実施する

(4) 環境意識、協働の仕組みづくり

1. 環境教育・環境学習の推進により、市民の環境意識の向上を図る
2. 市内の環境の現状や様々な環境問題について、情報を発信する
3. 環境に関する市民活動などへの助成を行う
4. 環境に関する全体的なキャンペーンを行う

5. 環境保全活動への参加についておたずねします

市内で行われている環境保全活動^{※1}に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。あてはまるものに○を付けてください。(1つに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 参加したことがある | 2. 今後参加したい |
| 3. 今後参加する予定がない | 4. わからない |

※1: 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境保全を目的とした活動のこと
(例: 環境フェスティバル、自然観察会、環境美化キャンペーン(ごみ拾い取組等))

6. 環境用語についておたずねします。

西東京市は、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。あなたは、「ゼロカーボン^{※2}」という言葉を知っていますか。(1つに○)

1. よく知っている(意味やどんなことに取り組みかなど)
2. 詳しくは知らないが、だいたいの意味はわかる
3. 意味は知らないが、聞いたことがある
4. 知らない

※2: ゼロカーボン

日常生活などで人が排出する二酸化炭素の量と森林等によって吸収される二酸化炭素の量が同じになり、実質的に二酸化炭素の量が増えない状態のこと

7. 「地球温暖化対策」に対するあなたのお考えについておたずねします。

近年、気候変動による干ばつ、台風の強大化、海面上昇などが問題とされており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化が原因であると言われています。西東京市では、この地球温暖化を防止するため、脱炭素社会の実現を目指して、現在、取組みを進めています。

(1) あなたがイメージする2050年脱炭素社会を実現した西東京市について、あてはまるものに○を付けてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 電力のすべてが再生可能エネルギー^{※3}由来の電力で賄われている
2. 走行する自動車は、すべて電気自動車や燃料電池自動車である
3. ありとあらゆる場所に電気自動車や燃料電池自動車の充電スポットがある
4. 移動は、自動車よりも自転車や徒歩が優先的に利用されている
5. すべての住宅やビルでエネルギーの効率化がされている
6. いま以上に花や樹木といったみどりがあふれている
7. 農地が保全され、市内農産物が十分に流通している
8. 食品ロスの削減や4R^{※4}が徹底され、ごみの減量が進んでいる
9. その他()

※3: 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと

※4: 4R

「Reduce(リデュース: 減量する)」「Reuse(リユース: 再使用する)」「Recycle(リサイクル: 再資源化する)」「Refuse(リフュース: 断る・受け取らない)」の総称のこと

(2) (1)で答えたイメージの西東京市を実現するために、あなたが取り組みたいと思うことについて、あてはまるものに○を付けてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自宅に太陽光パネルなどを設置して、再生可能エネルギー由来の電力を発電する
2. 電力会社から再生可能エネルギー由来の電力を購入する
3. 電気自動車や燃料電池自動車^{※5}を使用する
4. 自宅をZEH^{※6}化する
5. みどりの保全・緑化を推進する
6. 市内農産物を積極的に購入する(地産地消^{※7})
7. リユース品やリサイクル品を使用する
8. ワンウェイプラスチック^{※8}製品を使用・提供しない
9. その他()

※5: 燃料電池自動車

水素と酸素の化学反応によって電気を発生させる燃料電池を搭載し、水素をエネルギー源として走る車のこと

※6: ZEH(ゼッチ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと

※7: 地産地消

ある地域で生産された物が同じ地域内で消費されることをいい、輸送にかかるエネルギーが削減されることで二酸化炭素の排出量が減ります。

※8: ワンウェイプラスチック

コンビニエンスストアで提供されるプラスチック製スプーンやフォークなどの一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと

(3) (1)で答えたイメージの西東京市を実現するために、市が取り組むべきと思うことについて、あてはまるものに○を付けてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 公共施設に太陽光パネルなどを設置して、再生可能エネルギー由来の電力を発電する
2. 市が使う自動車(庁用車)を電気自動車又は燃料電池自動車に変える
3. 電気自動車や燃料電池自動車の充電スポットを整備する
4. 公共施設をZEH化する
5. 農地を保全し、市内農産物を活用する施策を展開する
6. リユース品やリサイクル品を使用する
7. ワンウェイプラスチック製品を使用・提供しない
8. その他()

※9: ZEH(ゼッチ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

快適な室内環境を実現しながら、高断熱化、高効率設備により使うエネルギーを減らし、太陽光発電などにより使う分のエネルギーを創ることでエネルギー消費を正味(ネット)でゼロにすることを旨とした建物のこと

(4) (1)で答えたイメージの西東京市を実現するために、事業者が取り組むべきと思うことについて、あてはまるものに○を付けてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 事業所建物に太陽光パネルなどを設置して、再生可能エネルギー由来の電力を発電する
2. 事業者が使う車道を電気自動車又は燃料電池自動車に変える
3. 事業所建物をZEH化する
4. 市内農産物を積極的に活用する
5. リユース品やリサイクル品を使用する
6. ワンウェイプラスチック製品を使用・提供しない
7. その他()

8. あなたのお住まいについておたずねします。

あなたのご自宅について、今後、次のような環境に配慮した設備を導入する予定はありますか。それぞれの設備について、ご自宅の状況に最もあてはまるものを1~5から1つ選び、○を付けてください。(それぞれ1つに○)

(1) 太陽光発電システム(ソーラーパネル)

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(貸宅等) | |

(2) 蓄電池^{※10}

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(貸宅等) | |

※10: 蓄電池

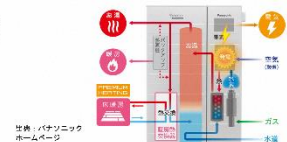
太陽光発電等で発電した電力や副産な夜間電力をためて利用する電池のこと

(3) 燃料電池^{※11}(エネファーム等)

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(貸宅等) | |

※11: 燃料電池

ガスや灯油から取り出した水素で電気と熱を作り、熱は給湯等に利用することができます。



燃料電池システム
ホームページ

(4) 給湯器（ヒートポンプ給湯器^{※12}、ガスエンジン給湯器^{※13}、潜熱回収型ガス給湯器^{※14}）

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(賃貸等) | |

※12：ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）

大気中の熱を取り込んでお湯を沸かす、熱効率の高い省エネルギー機器です。夜中の割安な電気を利用することで、経済性と環境性の両立を図ることができます。

※13：ガスエンジン給湯器（エコウィル等）

ガスを燃料として電気をつくり、その時の排熱でお湯をつくって給湯や暖房を行うことができます。ひとつのエネルギーで電気とお湯を同時につくりだし、エネルギー消費を抑える家庭用コージェネレーションシステムです。

※14：潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）

ガスでお湯をつくる時の排熱中に捨てられる排熱ロスを抑え、エネルギー効率の高い給湯器です。給湯時の熱効率を従来型給湯器の約80%から約95%までアップします。

(5) 複層ガラスサッシ、二重窓

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(賃貸等) | |

(6) 電気自動車、PHEV車^{※15}

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. すでに導入している | 2. 今後導入する予定である |
| 3. 予定はないが補助があれば導入してみたい | 4. 導入するつもりはない |
| 5. 該当しない(賃貸等) | |

※15：PHEV車（プラグインハイブリッド車）

コンセントから差込プラグを用いて、外部電源から直接バッテリーに充電することができるハイブリッド車のことです。

9. その他

地球環境や西東京市の環境の現状等についてあなたが感じていること、また地球温暖化対策の取組や制度等、アイデアや市へのご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

②中学生

西東京市の環境に関するアンケート

市役所では、西東京市の環境を守り、未来に伝えるために「西東京市環境基本計画」を作っています。このアンケートを通じてみなさんの意見を計画にいかす予定です。
このため、みなさんが思ったことや感じたことを素直にご回答ください。

1 あなたのことについて

住んでいる地域（1つに○）

- | | | | | |
|---------|---------|-----------|------------|--------|
| 1. 田無町 | 2. 南町 | 3. 西原町 | 4. 緑町 | 5. 谷戸町 |
| 6. 北原町 | 7. 向台町 | 8. 芝久保町 | 9. 新町 | 10. 柳沢 |
| 11. 東伏見 | 12. 保谷町 | 13. 富士町 | 14. 中町 | 15. 東町 |
| 16. 泉町 | 17. 住吉町 | 18. ひばりが丘 | 19. ひばりが丘北 | |
| 20. 栄町 | 21. 北町 | 22. 下保谷 | 23. 市外（ ） | |

2 あなたの環境についての考えや行動について

(1) 環境問題について興味がありますか。あてはまるものに○を付けてください（1つに○）

1. とても興味がある
2. 少し興味がある
3. あまり興味がない
4. 全く興味がない

1

(2) 地球温暖化を止めるために取り組むことについてどうお考えですか。あてはまるものに○を付けてください。（1つに○）

1. ぜひ取り組みたい
2. ふだんの生活が今より不自由にならないくらいで取り組みたい
3. できれば取り組みたくない
4. 取り組むつもりはない

(3) 環境を守るために、どのような活動に参加してみたいと思いますか。（3つまで○）

1. 自然体験活動
2. ビオトープづくり（野生の生きものが住みやすい環境をつくる活動）
3. リサイクル活動（学校や家からでるごみをあつめてリサイクルする活動）
4. 省エネルギーの活動（学校や家で電気や水を節約する活動）
5. 農業体験活動
6. 環境保全活動（道路や公園などのごみ拾い、草刈りなど）
7. 特に参加したいとは思わない
8. その他（下の（ ）内に具体的にお書きください）

[]

3 あなたの環境に関する学習の機会についておたずねします。

(1) 今まで、小学校や中学校での環境について学習する回数をどう思いますか。あてはまるものに○を付けてください。（1つに○）

1. 足りない（もっと学びたい）
2. 少し足りない（もう少し学びたい）
3. 少し多い（もう少し減らしてほしい）
4. なくして欲しい（学びたくない）

2

(2) 環境についてのテーマで、興味があるのはどんな内容ですか。あてはまるものに○を付けてください。（すべてに○）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 地球温暖化について | 2. エネルギーについて |
| 3. ごみについて | 4. 食品ロスについて |
| 5. 生き物について | 6. 植物やみどりについて |
| 7. 地域の環境について | |
| 8. その他（ ） | |

4 身近な地域の環境について

あなたがお住まいの（p.1_1でご回答いただいた）地域の環境について、あなたのお考えに最も近いものを0～5の中から○をつけてください。（それぞれ1つに○）

項目	あなたのお考えに最も近いものを0～5の中から○をつけてください。（それぞれ1つに○）					
	5	4	3	2	1	0
①空気がきれい（車の排気ガス、においなど）	5	4	3	2	1	0
②まちが静かだ	5	4	3	2	1	0
③まちが清潔・きれい（ごみのポイ捨てなど）	5	4	3	2	1	0
④河川・水路の水がきれい（水質、においなど）	5	4	3	2	1	0
⑤街路樹、屋敷林、公園、農地などの緑が豊かだ	5	4	3	2	1	0
⑥野鳥、昆虫、魚などの生きものとふれあえる	5	4	3	2	1	0
⑦景色が美しい	5	4	3	2	1	0

3

5 環境を守るために思うことについて

(1) あなたが18歳になる5年後に、西東京市の環境がもっと良くなっているためには、今、あなたはどんなことをしなければいけないと思いますか。自由に意見を書いてください。（自由記述）

[自由記述欄]

(2) あなたが18歳になる5年後に、西東京市の環境がもっと良くなっているためには、今、大人のあなたがどんなことをしなければいけないと思いますか。自由に意見を書いてください。（自由記述）

[自由記述欄]

※アンケートは以上になります。ご協力いただきありがとうございました。

4

資料6 環境関連団体・事業者ヒアリングの結果概要

1) 目的

市内で活動している環境関連団体や事業者の活動状況や意向、活動を行う上での課題等について把握すること。

2) 調査対象

- ・環境関連団体 8団体
- ・事業者 7事業者

3) 実施方法

事前送信したヒアリングシートに基づき、対面による聞き取り調査を実施。

4) ヒアリング内容

- 団体（事業者）の活動の状況（事務・事業・社会貢献活動における取組等）、取組を進める上での課題
- 環境基本計画推進に向けて、団体（事業者）の参画の可能性・課題（分野、参画の方法等）
- 市の環境施策、本計画の策定に向けた要望、意向 等

5) 結果概要

【事業者】

- 「SDGs の目標達成」や「地球温暖化防止（脱炭素社会の実現）」に関する取組状況、今後の予定、課題等について
 - ・ 大規模事業者（2社）やエコアクション 21 の認証を受けている事業者（2社）は、取組レベルに差がありますが、自社の温室効果ガス排出削減目標の設定や環境負荷の低減に向けた各種取組を行っています。
 - ・ SDGs 目標と事業活動との関連の整理や取組情報の発信までを行っている事業者は、今回のヒアリング対象の中では大規模事業者に限られていました。中小事業者においては事業活動の中で環境負荷低減に向けた取組を各社が行っており、限られた人的資源の中で SDGs との関連づけを改めて行うことの必要性をあまり感じていないと考える事業所もありました。
- 「地球温暖化防止（脱炭素社会の実現）」に関して、関心の高い取組について
 - ・ 事業活動を通じた地球温暖化の防止に関連する取組として、特に関心が高かったのは「再生可能エネルギー由来電力の導入」「電気又は燃料電池車の導入」「環境教育・学習」（各3社が選択）でした。
 - ・ 「再生可能エネルギー由来電力の導入」については、大規模事業者はもとより、中小事業者においても今後事業活動を行う上で脱炭素化が求められることを見越し、従来の電力会社からの切り替えを進めている事業者がみられました。

●環境面における社員教育の取組について

- 大規模事業者においては e ラーニングなどを活用した社員の環境教育が行われていました。中小事業者でも日常の中で節電などの環境配慮の取組の呼びかけ・実践を行っていました。
- 事業を通じて環境負荷の少ない製品等を扱う事業者においては、製品等の社会的な必要性や特性・メリットについての勉強会などを通じて、社員の環境保全意識が高まっています。
- 一方で、中小事業者でエコアクション 21 の取得をしている事業者においては認証を維持するための社員の負担が大きいとの意見もありました。

●市又は市民団体と協働でできる事業（可能性も含む。）について

- 住宅の ZEH 化や高断熱化、環境配慮型製品、補助事業など専門的な情報について、市内事業者が市民に情報発信する機会を市が設けることで、市民の意識啓発につながるとともに、市民と市内事業者とのマッチングによって地域内での経済循環が期待できます。

●市の環境施策、環境基本計画の策定に向けた意見・要望について

- 計画内容や市の取組について、見せ方、情報発信方法等を工夫し、できるだけ市民が分かり良いもの、見やすいものになるように配慮して欲しいとの意見がありました。
- 具体的な環境配慮の取組として、LED 照明や節水シャワーヘッドの導入推進を図ることが市内での環境保全の取組を進める上で効果的であるとの提案がありました。

【団体】

●「SDGs の目標達成」や「地球温暖化防止（脱炭素社会の実現）」に関する取組状況、今後の予定等について

- 今回のヒアリングで対象とした団体においては、食品ロスの削減やリユース・リサイクルの推進など主に資源循環に関すること、みどりの維持管理や外来種対策など生物多様性の保全に関することに取り組んでいる団体が多かったです。多くの団体が SDGs や地球温暖化防止に貢献するということを活動目的として掲げておらず、従前の取組の延長上に SDGs の目標達成や地球温暖化防止への貢献があると認識しています。
- また、一部団体では SDGs に関連するゲームや歌などのツールを作成し、SDGs の普及に努めていました。

●活動を行う上で課題等

- 多くの団体で上がった課題として、会員の高齢化、会員の脱退による人的資源の不足でした。また、活動を行う上で必要な資材の購入する際の金銭的な支援策が不足していること、継続的に活動する場が不足していることも挙げられました。

●活動をいま以上に広めるために必要と考えること

- ワークショップなどの活動を継続的に行うことができる場や市民フェスティバル・アースデイ・SNS といった団体の活動や各種情報を発信する機会を確保することが重要であるとの意見が多くなっていました。
- 環境アワードなどを通じて団体の活動を表彰することが活動に対するモチベーションを高め、取組を広げる上で有効であるとの意見もありました。

●市又は事業者と協働で行える事業（可能性を含む。）について

- 多くの団体は、主に取り組んでいる事業を市と協働で行うことが可能であると回答しました。その手法としては、出前講座の講師としての参加や環境フォーラム等の協働開催等が挙げられます。
- その他、市が主体的に実施する事業について、情報発信やソフト事業などで団体が支援を行うことが可能である旨の提案もありました。

●市の環境施策、環境基本計画の策定に向けた意見・要望について

- 市民や団体を巻き込んで環境保全に取り組むため、市民でもわかりやすい計画づくりをはじめ、各種活動の市との協働開催や市による活動支援を求める意見が多くなっていました。
- 本市のまちづくりについて、自然環境の保全、安全・安心が確保される生活しやすい環境整備を求める意見が挙がりました。

資料7 西東京市環境基本条例

平成14年3月29日条例第8号
改正 平成18年3月31日条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条—第9条）

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第2節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第3節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第4節 市民等の活動の支援（第15条）

第5節 報告書等（第16条）

第4章 地球環境の保全等（第17条）

第5章 環境審議会等（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健

康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害が発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標及び基本方針

(2) 施策の大綱

(3) 環境配慮指針

(4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項

3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京

市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

(環境の測定及び監視)

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

(環境管理及び環境監査)

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

(環境保全のための事前調査及び配慮)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

(環境学習の推進等)

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

(地球環境の保全等のための協力)

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
- (3) その他環境施策に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募市民 4人以内
- (2) 事業者 2人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 2人以内

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境保全活動等推進員）

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。

3 推進員の活動等について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

（指導、勧告等）

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

西東京市



ゼロカーボンシティ宣言

～いつまでも元気な地球守りたい きれいな地球を未来の人へ～

世界各地で発生している異常気象は、私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

この異常気象は、二酸化炭素の増加による地球温暖化が原因と言われている中で、国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、産業革命前からの世界の気温上昇を1.5度に抑える方向性を明らかにしました。

日本政府も、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広まっています。西東京市では、環境への関心を高めてもらう取組として、幼少期からの環境学習に力を入れています。

子どもたちからは、温暖化防止をして、みんなが暮らせる自然豊かな西東京市でいて欲しいという声や、SDGsに伴った食品ロスやCO₂排出などを削減していくといった未来の西東京市への思いが寄せられています。

これら子どもたちの声や思いを大切に受け止め、いつまでも元気な地球を守り、きれいな地球を未来の人へつないでいくという思いを市、市民、事業者で共有してまいります。

私たちは、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐためにも、ここに、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、オール西東京による「西東京市ゼロカーボンシティ」を宣言します。



令和4年2月25日

西東京市長

池澤隆史



資料9 諮問

4 西み環第 247 号
令和 4 年 7 月 27 日

西東京市環境審議会会長 殿

西東京市長 池澤 隆史

「西東京市第 3 次環境基本計画」の策定について（諮問）

西東京市環境基本条例（平成 14 年西東京市条例第 8 号）第 18 条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

西東京市第 3 次環境基本計画の策定について

2 諮問理由

西東京市では、西東京市環境基本条例の基本理念の実現のため、「西東京市第 2 次環境基本計画後期計画」に基づき、地球温暖化対策、廃棄物の削減、みどりの保全・推進、環境学習の推進など、計画的に環境保全の施策を推進してまいりましたが、計画期間が令和 6 年 3 月をもって終了するため、次期計画の策定をする必要があります。

また、国が「カーボン・ニュートラル」を表明する中、本市は、令和 4 年 2 月 25 日に「西東京市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、次世代を担う子どもたちにより良い環境を残すため、地域全体で脱炭素社会の実現を目指しております。

つきましては、令和 6 年度から令和 15 年度までを計画期間とする「西東京市第 3 次環境基本計画」の策定について、御審議の上、答申賜りたく諮問いたします。

